

# 有価証券報告書

事業年度 自 2017年4月1日  
(第73期) 至 2018年3月31日

日本精機株式会社



---

# 有価証券報告書

---

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

# 目 次

	頁
第73期 有価証券報告書	
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【沿革】 .....	5
3 【事業の内容】 .....	7
4 【関係会社の状況】 .....	9
5 【従業員の状況】 .....	11
第2 【事業の状況】 .....	12
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 .....	12
2 【事業等のリスク】 .....	13
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	14
4 【経営上の重要な契約等】 .....	21
5 【研究開発活動】 .....	21
第3 【設備の状況】 .....	22
1 【設備投資等の概要】 .....	22
2 【主要な設備の状況】 .....	23
3 【設備の新設、除却等の計画】 .....	26
第4 【提出会社の状況】 .....	27
1 【株式等の状況】 .....	27
2 【自己株式の取得等の状況】 .....	46
3 【配当政策】 .....	47
4 【株価の推移】 .....	47
5 【役員の状況】 .....	48
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】 .....	52
第5 【経理の状況】 .....	63
1 【連結財務諸表等】 .....	64
2 【財務諸表等】 .....	125
第6 【提出会社の株式事務の概要】 .....	139
第7 【提出会社の参考情報】 .....	140
1 【提出会社の親会社等の情報】 .....	140
2 【その他の参考情報】 .....	140
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	141
監査報告書	
内部統制報告書	
確認書	

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 2018年6月28日

**【事業年度】** 第73期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

**【会社名】** 日本精機株式会社

**【英訳名】** NIPPON SEIKI CO., LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 社長執行役員 佐藤 守人

**【本店の所在の場所】** 新潟県長岡市東蔵王2丁目2番34号

**【電話番号】** (0258)24-3311(代表)

**【事務連絡者氏名】** 事業管理本部財務統括部 執行役員 渡辺 桂三

**【最寄りの連絡場所】** 新潟県長岡市東蔵王2丁目2番34号

**【電話番号】** (0258)24-3311(代表)

**【事務連絡者氏名】** 事業管理本部財務統括部 執行役員 渡辺 桂三

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	国際会計基準		
	移行日	第72期	第73期
決算年月	2016年4月1日	2017年3月	2018年3月
売上収益 (百万円)	—	245,967	263,163
税引前利益 (百万円)	—	15,356	15,854
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	—	10,164	11,105
親会社の所有者に帰属する包括利益 (百万円)	—	10,341	7,938
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	156,649	164,500	170,381
総資産合計 (百万円)	296,127	293,279	298,132
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	2,735.44	2,873.05	2,975.34
基本的1株当たり当期利益 (円)	—	177.51	193.94
希薄化後1株当たり当期利益 (円)	—	177.27	193.67
親会社所有者帰属持分比率 (%)	52.90	56.09	57.15
親会社所有者帰属持分利益率 (%)	—	6.33	6.63
株価収益率 (倍)	—	13.49	9.96
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	—	16,504	22,522
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	—	△2,476	△13,263
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	—	△16,388	△4,461
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	41,548	38,212	42,637
従業員数 (名)	13,284	13,912	13,927

(注) 1 第73期より国際会計基準（以下「IFRS」という。）に基づいて連結財務諸表を作成しております。

2 売上収益には、消費税等は含まれておりません。

回次	日本基準				
	第69期	第70期	第71期	第72期	第73期
決算年月	2014年3月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月
売上高 (百万円)	220,144	226,956	243,606	240,520	260,345
経常利益 (百万円)	23,029	23,619	16,378	17,764	18,990
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	13,908	14,467	9,143	9,412	12,472
包括利益 (百万円)	25,975	33,669	△3,442	8,357	11,314
純資産額 (百万円)	139,256	170,663	164,847	163,985	173,541
総資産額 (百万円)	263,132	299,132	292,130	290,934	297,569
1株当たり純資産額 (円)	2,278.25	2,794.24	2,697.71	2,764.28	2,925.68
1株当たり 当期純利益金額 (円)	242.79	252.60	159.67	164.37	217.81
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	242.56	252.33	159.48	164.15	217.51
自己資本比率 (%)	49.59	53.50	52.88	54.40	56.30
自己資本利益率 (%)	11.61	9.96	5.81	6.02	7.66
株価収益率 (倍)	7.26	9.37	13.63	14.57	8.87
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	12,579	19,202	16,890	15,681	22,005
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	45,760	△86,564	△9,386	△3,536	△12,297
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	6,153	1,303	△3,823	△15,744	△3,616
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	98,813	39,429	41,015	35,901	42,228
従業員数 (名)	13,219	13,641	13,284	13,912	13,927

(注) 1 第73期の諸数値につきましては、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第69期	第70期	第71期	第72期	第73期
決算年月	2014年3月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月
売上高 (百万円)	107,699	104,376	114,703	117,415	120,752
経常利益 (百万円)	11,049	11,107	5,485	10,266	6,530
当期純利益 (百万円)	6,585	7,437	4,414	5,392	4,558
資本金 (百万円)	14,494	14,494	14,494	14,494	14,494
発行済株式総数 (千株)	60,907	60,907	60,907	60,907	60,907
純資産額 (百万円)	78,531	85,896	85,788	90,439	94,055
総資産額 (百万円)	183,316	194,437	197,879	205,595	202,863
1株当たり純資産額 (円)	1,370.23	1,498.69	1,496.65	1,577.79	1,640.65
1株当たり配当額 (内1株当たり 中間配当額)	27.00 (10.00)	33.00 (15.00)	35.00 (17.00)	35.00 (17.00)	42.00 (17.00)
1株当たり 当期純利益金額 (円)	114.97	129.86	77.09	94.18	79.60
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	114.86	129.72	77.00	94.05	79.49
自己資本比率 (%)	42.81	44.14	43.31	43.94	46.31
自己資本利益率 (%)	8.71	9.05	5.15	6.13	4.95
株価収益率 (倍)	15.33	18.24	28.23	25.43	24.26
配当性向 (%)	23.48	25.41	45.40	37.16	52.76
従業員数 (名)	1,754	1,714	1,705	1,709	1,765

(注) 1

1株当たり配当額に含まれる記念配当又は特別配当 (円)	17.00 (特別)	—	1.00 (記念)	—	—
-----------------------------	---------------	---	--------------	---	---

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。



## 2 【沿革】

- 1946年12月 新潟県長岡市蔵王町(現・松葉)に日本精機株式会社を設立。  
時計・計器類の製造販売を開始。
- 1951年10月 新潟県長岡市北中島町(現・中島)に本社工場を新設し、本社を移転。
- 1953年8月 東京連絡所(現・東京営業所)を開設。
- 1955年9月 新潟県長岡市西新町(現・城岡)に本社及び本社工場を移転。
- 1959年6月 大阪連絡所(現・大阪営業所)を開設。
- 9月 埼玉県上尾市に(有)旭計器製作所(1972年4月株式会社に改組)を設立。
- 1961年7月 浜松出張所(現・浜松営業所)を開設。
- 1970年2月 新潟県長岡市に日精サービス㈱を設立。(現・連結子会社)
- 12月 現在地に本社・本社工場を移転。
- 12月 新潟県小千谷市に真人工場を新設。
- 1971年7月 真人工場を(株)真人日本精機に改組設立。
- 1972年11月 米国、カリフォルニア州にエヌ・エス・インターナショナル社を設立。(現・連結子会社)
- 1973年6月 新潟県長岡市にエヌエスエレクトロニクス㈱を設立。(現・連結子会社)
- 1976年8月 液晶表示素子の製造を開始。
- 1978年7月 新潟県長岡市に(株)ホンダベルノ長岡を設立。
- 1982年6月 広島県庄原市に(株)ワイエヌエス(現・NSウエスト㈱)を設立。(現・連結子会社)
- 11月 液晶組立が本社工場より液晶製造部に独立。
- 1983年11月 新潟県長岡市に日精ホンダ㈱を設立。
- 1985年4月 新潟県長岡市に(株)エヌエス・コンピュータサービス(現・(株)NS・コンピュータサービス)を設立。(現・連結子会社)
- 1986年3月 決算月を9月から3月に変更。
- 7月 米国、オハイオ州にニューサバイナインダストリーズ社を設立。(現・連結子会社)
- 1987年8月 英国、オックスフォードシャー州にユークーエヌ・エス・アイ社を設立。(現・連結子会社)
- 1989年2月 株式を東京証券取引所市場第二部及び新潟証券取引所に上場。
- 1990年11月 新潟県長岡市にR&Dセンターを新設。
- 1993年10月 エヌエスエレクトロニクス㈱と(株)エフ・エス・シーが合併。
- 1994年4月 中国、香港に香港易初日精有限公司を設立。(現・連結子会社)
- 1995年2月 中国、上海に合弁会社上海易初日精有限公司(現・上海日精儀器有限公司)を設立。  
(現・連結子会社)
- 8月 ISO9001認証取得。
- 12月 タイ王国、チョンブリ県にタイニッポンセイキ社を設立。(現・連結子会社)
- 1996年2月 (株)ホンダベルノ長岡と(株)ホンダクリオ長岡が合併し、(株)ホンダ四輪販売長岡を設立。
- 12月 米国ビッグスリーの品質要求規格QS9000の認証取得。
- 12月 エヌエスエレクトロニクス㈱と関係会社エヌエスパーツ㈱が合併。
- 1997年9月 タイ王国、チョンブリ県にタイ マット エヌエス社を設立。(現・連結子会社)
- 1998年5月 新潟県長岡市に第二液晶工場を新設。
- 1999年8月 ISO14001認証取得。
- 2000年7月 (株)真人日本精機と(株)旭計器製作所が合併し、エヌエスアドバンテック㈱を設立。  
(現・連結子会社)
- 2001年1月 中国、香港に香港支店を開設。
- 11月 中国、香港に香港日本精機有限公司を設立。(現・連結子会社)
- 12月 インドネシア、バンテン州にインドネシア エヌエス社(現・インドネシア ニッポンセイキ社)を設立。(現・連結子会社)
- 12月 インド、ハリヤナ州のジェイエヌエス インストルメンツ社に出資。
- 2002年4月 新潟県長岡市の(株)大和ホンダを子会社として追加。
- 8月 ブラジル、アマゾンナス州にニッポンセイキ・ド・ブラジル社を設立。(現・連結子会社)
- 12月 オランダ、アムステルダム市にニッポンセイキヨーロッパ社を設立。(現・連結子会社)
- 2003年9月 中国、広東省に東莞日精電子有限公司を設立。(現・連結子会社)
- 2004年6月 中国、江蘇省に日精工程塑料(南通)有限公司を設立。(現・連結子会社)
- 11月 新潟県長岡市に(株)NSモータース(現・(株)カーステーション新潟)を設立。(現・連結子会社)

- 2006年 5月 新潟県長岡市に㈱新長岡マツダ販売を設立。  
6月 ㈱ホンダ四輪販売長岡が㈱大和ホンダを合併。(現・連結子会社)  
7月 新潟県長岡市にNSテクニカルセンターを新設。  
7月 ブラジル、サンパウロ州にエヌエスサンパウロ・コンポーネント・オートモーティブ社を設立。  
(現・連結子会社)
- 2007年 3月 ベトナム、ハノイ市にベトナム・ニッポンセイキ社を設立。(現・連結子会社)  
8月 タイ王国、チョンブリ県にニッポンセイキ・コンシューマ・プロダクツ(タイ)社を設立。(現・  
連結子会社)
- 2008年 4月 メキシコ、ヌエボレオン州にニッポンセイキ・デ・メヒコ社、ニッセイ・アドバンテック・メヒ  
コ社の2社を設立。(現・連結子会社)  
10月 台湾、基隆市の尚志精機股份有限公司(現・台湾日精儀器股份有限公司)への出資比率を高め、  
同社及び同社子会社の常州尚志精機有限公司(現・常州日精儀器有限公司)(中国、江蘇省)を連  
結子会社化。
- 2010年12月 新潟マツダ自動車㈱の株式を、マツダ㈱から取得。新潟県全域でマツダディーラー事業を展開。
- 2011年 6月 中国、湖北省武漢市に日精儀器武漢有限公司を設立。(現・連結子会社)  
6月 中国、常州日精儀器有限公司への出資比率を高め、完全子会社化。(現・連結子会社)
- 2012年 2月 インド、アーンドラ・プラデーシュ州にエヌエス インストルメンツ インディア社を設立。  
(現・連結子会社)  
3月 中国、上海市に日精儀器科技(上海)有限公司を設立。(現・連結子会社)  
6月 新潟マツダ自動車㈱が㈱新長岡マツダ販売を合併。(現・連結子会社)  
10月 東京都台東区に東京テクニカルセンターを開設。(2017年4月に東京都北区へ移転)
- 2013年 8月 メキシコ、ヌエボレオン州にニッセイ・ディスプレイ・メヒコ社を設立。(現・連結子会社)  
10月 ベトナム、ダナン市にダナンニッポンセイキ社を設立。(現・連結子会社)
- 2017年 4月 民生事業部とディスプレイ事業部を統合し、コンポーネント事業部新設。(現・EMS・コンポ  
ーネント本部)
- 2018年 2月 IATF16949認証取得。

### 3 【事業の内容】

当社の企業集団は、当社、子会社34社及び関連会社1社で構成され、四輪車用・二輪車用・汎用計器類、民生用機器及び自動車販売を主な事業内容とし、さらに各事業に関連する物流、コンピューターシステム、樹脂材料加工・販売及び液晶表示素子の製造販売等の事業を展開しております。

国内関係会社においては、製造会社は主として当社の生産体制と一体となって、当社製品の部品・完成品の製造を担当し主に当社へ納入をしております。その他販売及びサービス関連の会社については当社及びグループ間の取引のほか、直接他の法人、エンドユーザーとの取引をしております。

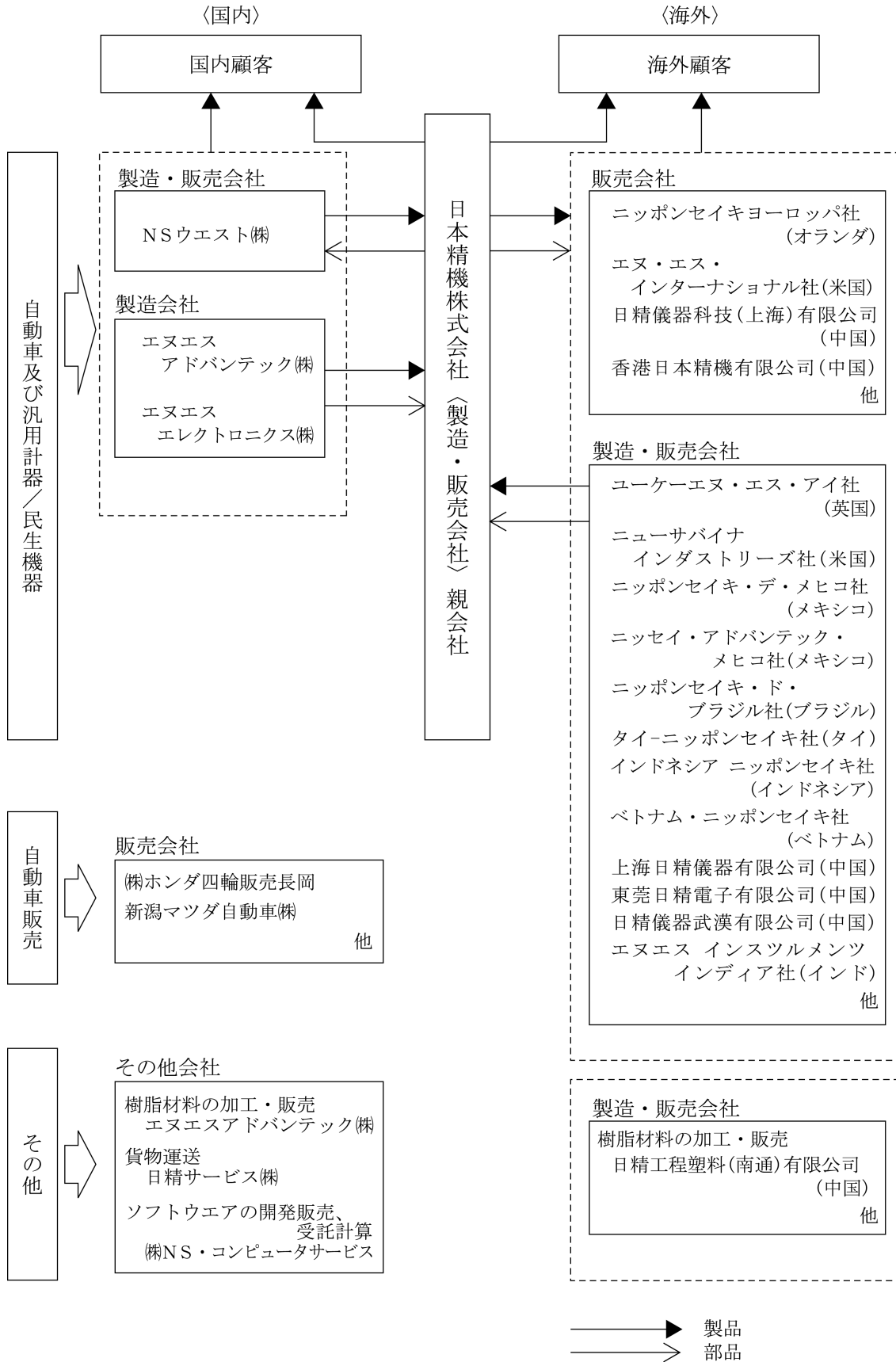
海外関係会社においては、現地系企業への販路拡大及び当社国内得意先の海外展開へ対応するとともに、なかでも中国・アジア拠点は、グループ内相互補完の輸出基地としての役割をもって当社製品の製造・販売を行っております。

当社グループの事業に係わる位置付け、及びセグメントとの関連は次のとおりであります。

セグメントの名称	主要製品等	会社名
自動車及び汎用計器事業	四輪車用計器 ヘッドアップディスプレイ 二輪車用計器 汎用計器 各種センサー	当社 エヌエスアドバンテック(株) エヌエスエレクトロニクス(株) NSウエスト(株) ユーケーエヌ・エス・アイ社 ニッポンセイキヨーロッパ社 ニューサバイナインダストリーズ社 エヌ・エス・インターナショナル社 ニッポンセイキ・デ・メヒコ社 ニッセイ・アドバンテック・メヒコ社 ニッポンセイキ・ド・ブラジル社 タイニッポンセイキ社 インドネシア ニッポンセイキ社 ベトナム・ニッポンセイキ社 上海日精儀器有限公司 日精儀器武漢有限公司 日精儀器科技(上海)有限公司 エヌエス インストゥルメンツ インディア社 他
民生機器事業	OA・情報機器操作パネル 空調・住設機器コントローラー FA・アミューズメントユニット ASSY 高密度実装基板EMS	当社 エヌエスアドバンテック(株) エヌエスエレクトロニクス(株) タイニッポンセイキ社 香港日本精機有限公司 東莞日精電子有限公司 上海日精儀器有限公司 他
自動車販売事業	新車・中古車の販売 車検・整備等のサービス	(株)ホンダ四輪販売長岡 新潟マツダ自動車(株) 他
その他	貨物運送 ソフトウェアの開発販売 受託計算 樹脂材料の加工・販売 液晶表示素子・モジュール 有機EL表示素子・モジュール その他	当社 日精サービス(株) (株)NS・コンピュータサービス エヌエスアドバンテック(株) ニッポンセイキヨーロッパ社 日精工程塑料(南通)有限公司 他

(注) 複数の事業を営んでいる会社については、それぞれの事業区分に記載しております。

事業の系統図は次のとおりであります。



#### 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有(被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
(連結子会社)						
エヌエス アドバンテック㈱	新潟県小千谷市	161	自動車及び 汎用計器事業 民生機器事業 その他	100.0	—	製品及び部品の購入、 土地建物の賃貸、 資金の借入、 役員の兼任等
エヌエスエレクト ロニクス㈱	新潟県長岡市	91	自動車及び 汎用計器事業 民生機器事業	100.0	—	製品及び部品の購入、資金の 貸付、土地建物の賃貸、 役員の兼任等
NSウエスト㈱	広島県庄原市	300	自動車及び 汎用計器事業	100.0	—	製品の販売及び購入、 資金の借入、 役員の兼任等
㈱NS・コンピュータ サービス	新潟県長岡市	323	その他	100.0	—	ソフトウェアの開発委託、土 地建物の賃貸、資金の借入、 役員の兼任等
日精サービス㈱	新潟県長岡市	100	その他	100.0	—	製品の梱包・運搬、土地建物 の賃貸、資金の借入、 役員の兼任等
㈱ホンダ四輪販売長岡	新潟県長岡市	130	自動車販売事業	100.0	—	営業用車両の購入、土地建物 の賃貸、資金の貸付、 役員の兼任等
新潟マツダ自動車㈱	新潟県新潟市	100	自動車販売事業	100.0	—	営業用車両の購入、 資金の借入、 役員の兼任等
ユーケーエヌ・ エス・アイ社 (注)3	英国 ウースターシャ ー州	千STG £ 12,761	自動車及び 汎用計器事業	100.0	—	製品の販売、 資金の貸付、 役員の兼任等
ニッポンセイキ ヨーロッパ社	オランダ 北ホラント州	千ユーロ 350	自動車及び 汎用計器事業 その他	100.0	—	製品の販売、 資金の借入、 役員の兼任等
ニューサバイナ インダストリーズ社 (注)3	米国 オハイオ州	千US\$ 12,700	自動車及び 汎用計器事業	100.0 (7.9)	—	製品の販売、 資金の貸付、 役員の兼任等
エヌ・エス・ インターナショナル社 (注)3、6	米国 ミシガン州	千US\$ 480	自動車及び 汎用計器事業	100.0	—	製品の販売、 資金の借入、 役員の兼任等
ニッポンセイキ・ デ・メヒコ社 (注)3	メキシコ ヌエボレオン州	千MXN 259,175	自動車及び 汎用計器事業	100.0 (20.5)	—	製品の販売、 資金の貸付、 役員の兼任等
ニッセイ・アドバンテッ ク・メヒコ社 (注)3	メキシコ ヌエボレオン州	千MXN 249,500	自動車及び 汎用計器事業	100.0 (95.59)	—	資金の貸付
ニッポンセイキ・ド・ ブラジル社	ブラジル アマゾナス州	千BRL 60,032	自動車及び 汎用計器事業	100.0	—	製品の販売、 役員の兼任等
タイニッポンセイキ社	タイ王国 チョンブリ県	千BAHT 406,500	自動車及び 汎用計器事業 民生機器事業	100.0	—	製品の販売及び購入、 役員の兼任等
インドネシア ニッポンセイキ社	インドネシア バンテン州	千US\$ 4,500	自動車及び 汎用計器事業	70.0	—	製品の販売、 役員の兼任等
ベトナム・ ニッポンセイキ社	ベトナム ハノイ市	千US\$ 7,000	自動車及び 汎用計器事業	70.0	—	製品の販売、 役員の兼任等
エヌエス インストルメン ツ インディア社 (注)3	インド アーンドラ・ プラデーシュ州	千Rs 1,380,000	自動車及び 汎用計器事業	100.0 (1.0)	—	製品の販売、 資金の貸付、 役員の兼任等
香港日本精機有限公司	中華人民共和国 香港	千HK\$ 24,977	民生機器事業	100.0 (30.0)	—	製品の販売及び購入、 資金の貸付、 役員の兼任等
東莞日精電子有限公司	中華人民共和国 広東省	千US\$ 3,330	民生機器事業	100.0 (30.0)	—	製品の販売、 資金の貸付、 役員の兼任等
上海日精儀器有限公司	中華人民共和国 上海市	千US\$ 10,000	自動車及び 汎用計器事業 民生機器事業	80.0 (80.0)	—	製品の販売、部品の購入 役員の兼任等

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有(被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
台湾日精儀器股份有限公司 (注) 7	台湾 基隆市	千NT\$ 100,000	自動車及び汎用計器事業	100.0	—	製品の販売、 役員の兼任等
常州日精儀器有限公司 (注) 8	中華人民共和国 江蘇省	千US\$ 5,200	自動車及び汎用計器事業	100.0	—	製品の販売、 役員の兼任等
日精工程塑料(南通)有限公司	中華人民共和国 江蘇省	千US\$ 8,000	その他	100.0 (100.0)	—	部品の購入、 資金の貸付
日精儀器武漢有限公司 (注) 3	中華人民共和国 湖北省	千元 131,900	自動車及び汎用計器事業	75.0	—	製品の販売、 資金の貸付、 役員の兼任等
日精儀器科技(上海)有限公司 (注) 6	中華人民共和国 上海市	千US\$ 1,500	自動車及び汎用計器事業	91.0 (31.0)	—	製品の販売、 役員の兼任等
その他10社						

- (注) 1 主要な事業の内容欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。  
2 「議決権の所有(被所有)割合」欄の(内書)は間接所有であります。  
3 特定子会社であります。  
4 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。  
5 関係内容における役員の兼任等には、当社役員及び当該会社役員兼任のほか、出向及び転籍等も含まれております。  
6 売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)が連結売上高の10%を超える連結子会社の「主要な損益情報等」は次のとおりであります。

(百万円)

会社名	売上収益	税引前利益	当期利益	純資産額	総資産額
エヌ・エス・インターナショナル社	58,293	1,915	1,428	69,486	79,231
日精儀器科技(上海)有限公司	26,736	82	60	140	5,441

- 7 台湾日精儀器股份有限公司は、2018年3月30日付で株式取得を行った結果、当社の出資比率が80.0%から100.0%となっております。  
8 常州日精儀器有限公司は、2017年2月20日開催の当社取締役会において解散が決議され、2018年4月10日付で政府機関の承認を受理いたしました。

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2018年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
自動車及び汎用計器事業	11,072
民生機器事業	697
自動車販売事業	515
その他	1,423
全社(共通)	220
合計	13,927

(注) 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。

### (2) 提出会社の状況

2018年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
1,765	42.7	18.8	5,775

セグメントの名称	従業員数(名)
自動車及び汎用計器事業	1,371
民生機器事業	100
その他	118
全社(共通)	176
合計	1,765

(注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。  
 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

### (3) 労働組合の状況

#### a 結成年月日と名称

結成：1959年2月14日

名称：JAM日本精機労働組合

#### b 組合員数

1,323名(2018年3月31日現在)

#### c 所属上部団体名

産業別労働組合ジェイ・エイ・エム

#### d 労使関係は、円満な関係を維持しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 経営方針

当社グループでは経営理念及び企業文化を普遍的な価値と位置付け経営活動を行っております。その経営理念とは「顧客の立場に立って価値の高い製品を提供することにより社会の繁栄に貢献する」であり、常にグループ一丸となってお客様に満足していただける商品をお届けすることをモットーに事業活動を展開しております。また当社グループの企業文化とは、「質・実・簡・迅」（本質的なことを現実に基づきシンプルに素速く実行する。）であり、この企業文化を築きあげることにより“芯から強い会社”になることを目指しております。

次にグループビジョンとして「NEMS433」を掲げ、当社グループの保有技術の更なる進化及びそのシナジー効果により、他社との優位性を確立し「ものづくり企業集団」として事業の拡大を図っております。

「NEMS433」とは以下の要素を表しております。

#### “4” 「4つの大切」

- 1) 志 志（強い意志）をもって努力を重ねることにより、高い目標を実現する。
- 2) 社会 法令遵守や環境保全、株主の皆様との良好な関係の構築などを通じ、社会的な責任を果たしていく。
- 3) お客様 負けないQ（品質）D（納期）C（コスト）D（技術）により、お客様の満足度向上に努める。
- 4) 人 社員個々人の能力を高め、それを存分に発揮できる仕組みにより、個人と会社の両方が成長していける関係を大切にする。

#### “3” 「3つの価値」

NEMSによって3つの「つなげる価値」をかたちにする。

- 1) 人と人をつなげる  
お客様、サプライヤー、社員のつながりを大切にし、求める価値を共有していく。
- 2) 人と技術をつなげる  
技術進化を追求し、人と技術をつなげることで、新しい価値を提供していく。
- 3) 人と情報をつなげる  
グループ保有情報を人とつなげることにより、共通の価値を拡張していく。

#### “3” 「売上高3,000億円／営業利益300億円」

グループ全体の持続的成長により、連結売上高3,000億円、連結営業利益300億円を達成する。

#### (2) 経営環境及び対処すべき課題

今後の世界経済につきましては、引き続き堅調な推移が期待される米国経済や欧州経済と、それに伴うアジアの輸出増加による景気回復が予測されるものの、英国のEU離脱の影響による先行き不透明感や経済大国の貿易問題が不安視される等、予断を許さない状況が続いております。日本においては、企業収益は回復を見せている一方、生産・サービス活動は回復に一服感もあり、中期的には人口減少等により経済成長は期待しにくい見通しとなっております。

また、自動車に関する技術開発はますます加速し、自動車の知能化、ネットワーク化、パワートレインの脱ガソリン化が進行することにより、ヘッドアップディスプレイを含む自動車用計器の機能や役割の変化が予測されます。

このような状況に加えて、国内外を問わず従来のサプライヤーとのコスト競争の激化、メガサプライヤーの攻勢、さらには異業種からの参入等、当社を取り巻く経営環境はますます厳しくなっていくものと予想されます。

このような変化が速く激しい世界経済にあって、当社グループはグローバルマーケットにおける販売台数拡大及び製品の高付加価値化を実現すべく、当社グループ保有技術の更なる進化及びそのシナジー効果により、他社との優位性を確立し、“ものづくり企業集団”としての事業の拡大成長に取り組んでまいります。

また、当社グループは経営理念、グループビジョンに基づく企業活動を通じて、すべてのステークホルダーの皆様に安心・安全を提供し、信頼を得ることで持続可能な地球環境・社会の実現に貢献してまいります。



## 2 【事業等のリスク】

当社グループの経営成績、株価及び財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには、以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) 経済状況

当社グループは、日本をはじめ、米州、欧州、アジア地域を含む世界各地域で製造及び販売活動を行っております。市場となる国や地域の景気悪化、それに伴い著しく需要縮小となった場合、当社グループの事業、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

### (2) 世界各国での事業展開

当社グループの海外事業展開には以下のリスクが考えられ、これらの事態が発生した場合、当社グループの事業、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

- ・ 予期しない法律又は規制の変更
- ・ 不利な政治的又は経済的要因
- ・ 人材の採用と確保の難しさ
- ・ テロ、戦争、疾病、その他の要因による社会的混乱

### (3) 為替変動

当社グループは、今後も積極的に海外で事業展開を行ってまいります。当社グループの売上高に占める海外売上高の比率は年々増加し、為替変動の影響もより大きくなります。一般的に円高が進行した場合、当社グループの事業、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

### (4) 研究開発

当社グループは、価値の高い製品づくりを目指し研究開発に取り組んでおりますが、長期的に市場ニーズに合致した新技術を創造し続けられるとは限りません。想定外の市場ニーズの変化や、急激な業界の技術革新に追従できず優位性のある製品を提供できなくなった場合、当社グループの事業、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

### (5) 知的財産権

当社グループは、事業の優位性を確保する為に、他社製品と差別化できる技術とノウハウを保持しております。これら知的財産の保護には注力しておりますが、第三者が当社グループの知的財産を無断使用して製造することを防止できず損害を被る可能性があります。もう一方では、当社グループの製品が第三者の知的財産権を侵害しているとの主張を受け、当社が第三者から訴訟を提起された場合、その結果によっては、当社グループの事業、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

### (6) 製品の欠陥

当社グループは、品質第一の考えのもと顧客ニーズを満たし、業界一の品質・技術の確立を目指して全力をあげて取り組んでおります。しかしながら、万一、製品に欠陥が生じ顧客に重大な損失をもたらす、社会的信用の低下、また多額な損害賠償が発生した場合、当社グループの事業、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

### (7) 原材料・部品の調達

当社グループは、製品の製造に使用する原材料や部品を複数のグループ外供給元から調達しておりますが、一部のものについては、その特殊性から調達先が限定されているものや、調達先の切替の困難なものがあります。調達先の生産能力不足や品質不良又は倒産、火災、地震等の自然災害、その他の理由により調達が出来なくなった場合、当社グループの事業、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

### (8) 法的手続き

当社グループは、全世界で事業活動を展開しており、各国で訴訟その他の法的手続きの当事者となる可能性があります。各国の法制度・裁判制度の違いもあり、事案によって多額な損害賠償となった場合、当社グループの事業、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(9) 情報の漏洩

当社グループは、技術情報等の重要な機密情報や、顧客その他関係者の個人情報を持しております。これら情報の漏洩を防止するため社内規程の整備や社員教育の徹底、セキュリティシステムの強化等様々な対策を講じておりますが、不測の事態によりこれらの情報が漏洩し、社会的信用の低下、また多額な損害賠償が発生した場合、当社グループの事業、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(10) 自然災害や火災等の影響

大規模な地震、洪水、台風等の自然災害や火災等の災害事故が生じ、設備等の損壊や電力、ガス、水の供給困難となり操業を停止せざるを得ない事態となれば、生産及び出荷が遅延する可能性があります。また、損害を被った設備等の修復の為に多額の費用が発生した場合、当社グループの事業、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

### 3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループは当連結会計年度(2017年4月1日から2018年3月31日まで)より、従来の日本基準に替えてIFRSを適用しており、前連結会計年度の数値をIFRSに組み替えて比較分析を行っております。

(1) 経営成績等の状況の概要

① 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度における当社グループを取り巻く経済環境は、米国では個人消費の拡大や雇用環境及び企業業績の改善を背景に景気は拡大し、欧州においても堅調な個人消費により緩やかな回復基調が続きました。アジアでは輸出の増加による景気回復など、世界経済は総じて緩やかな回復となりました。日本経済においても、堅調な雇用情勢と所得情勢を背景に緩やかな回復となりました。

この結果、当連結会計年度の売上収益は、263,163百万円(前期比7.0%増)、営業利益は、14,109百万円(前期比7.0%減)、親会社の所有者に帰属する当期利益は、11,105百万円(前期比9.3%増)となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

自動車及び汎用計器事業は、四輪車用計器が米州及び日本向けで減少したもののアジア及び欧州向けが増加し、売上収益206,993百万円(前期比5.6%増)、営業利益11,308百万円(前期比25.6%減)となりました。

民生機器事業は、アミューズメント向け基板ユニット等の増加により、売上収益14,037百万円(前期比23.1%増)となりましたが、営業損失532百万円(前期は18百万円の営業利益)となりました。

自動車販売事業は、新車販売等が増加し、売上収益22,826百万円(前期比6.5%増)、営業利益1,140百万円(前期比8.0%増)となりました。

その他は、樹脂材料の販売等が増加し、売上収益19,307百万円(前期比12.6%増)、営業利益2,701百万円(前期は833百万円の営業損失)となりました。

当連結会計年度末の資産については、前連結会計年度末に比べ4,853百万円増加し、298,132百万円となりました。

負債については、前連結会計年度末に比べ1,459百万円減少し、121,851百万円となりました。

純資産については、前連結会計年度末に比べ6,312百万円増加し、176,281百万円となりました。

② キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは22,522百万円の収入超過となりました。棚卸資産の増減額が前年同期と比較して9,462百万円減少したこと等により、営業活動によるキャッシュ・フローは前年同期と比較して6,018百万円の増加となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは13,263百万円の支出超過となりました。定期預金の純増減額が前年同期と比較して10,546百万円増加したこと等により、投資活動によるキャッシュ・フローは前年同期と比較して10,786百万円の支出増となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは4,461百万円の支出超過となりました。長期借入による収入が前年同期と比較して5,000百万円増加したこと等により、財務活動によるキャッシュ・フローは前年同期と比較して11,926百万円の収入増となりました。

この結果、現金及び現金同等物の残高は前連結会計年度の38,212百万円から4,424百万円増加し、当連結会計年度は42,637百万円となりました。

### ③ 生産、受注及び販売の状況

#### (a) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前期比(%)
自動車及び汎用計器事業	200,983	19.2
民生機器事業	14,195	25.7
自動車販売事業	—	—
その他	10,619	5.8
合計	225,798	18.9

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 金額は、販売価格によっております。

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (b) 受注実績

重要な受注生産を行っておりませんので、記載を省略しております。

#### (c) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前期比(%)
自動車及び汎用計器事業	206,993	5.6
民生機器事業	14,037	23.1
自動車販売事業	22,826	6.5
その他	19,307	12.6
合計	263,163	7.0

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

#### ① 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件をすべて満たしているため、同第93条の規定によりIFRSに準拠して作成しております。この連結財務諸表の作成にあたって経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を設定しております。

なお、連結財務諸表の作成のための重要な会計基準等は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 連結財務諸表注記 3.重要な会計方針」に記載のとおりであります。

② 当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度の経営成績等は次のとおりであります。

当連結会計年度における当社グループは、連結企業体としてグローバルでの競争に勝ち残り、継続的に成長できる企業体質を実現すべく、品質第一に徹し、競争に負けない「ものづくり総合力」（コスト・技術・物流・サービス）の強化と同時に、営業・設計・経営管理など、あらゆる面でのグローバル化を目指し、変化に柔軟かつ迅速に対応できるよう「経営のグローバル化」を推進してまいりました。

自動車及び汎用計器事業においては、車両及び車載部品の機能の高度化や競合サプライヤーの増加等の変化に対し、次世代コックピットを見据えた技術開発と事業の拡大、設計開発体制の強化を行ってまいりました。

次世代コックピットにおいて重要な役割を担うヘッドアップディスプレイにつきましては、当社が得意とするハイエンドクラス車用の最先端技術の追求の他、ミドルクラス・ローエンドクラス車用の拡販のため、小型化や軽量化、コスト競争力強化を進めるなど既存技術の改良と営業活動を進めてまいりました。

また、ヘッドアップディスプレイの生産体制構築の一環として、「NSウエスト株式会社」（広島県）の新工場が稼働開始し、重要内製部品を当社グループに供給する体制を構築いたしました。また、日本、米国に続く生産拠点として英国での生産体制を構築することで、3ヶ国4拠点（日本2拠点、米国1拠点、英国1拠点）のグループ補完体制構築を推進してまいりました。

ものづくり競争力強化においては、生産ラインの自動化を推進することで生産性向上等による利益創出体質の強化に取り組むとともに、IoT技術を活用して国内外の工場を連携させることでグローバルでのQDC強化を行い、工場稼働状態の見える化による最適な経営判断の実現を目指してまいりました。

製品の高機能化に伴う設計開発力の強化として、設計開発拠点間での設計資産・ノウハウの共用と相互補完体制を構築し、設計開発機能の強化とコスト削減に取り組み、また、採用活動の強化により設計開発人員を増員し、設計開発リソースの確保と将来ビジネスに向けた準備を進めてまいりました。

また、新規ビジネスへの展開としてコンポーネント事業部を設立し、既存の事業により培った技術・ノウハウ・商材等を活かした新製品「SMASH」（Smart Sharing System）を市場投入する等、新規ビジネスへの事業推進並びに2018年4月1日のEMS・コンポーネント本部設立の準備を進めてまいりました。

このように、当社グループは取り巻く環境の変化に柔軟に対応しつつ、将来を見据えた体制構築を行い、一層の競争力強化を図るとともに、既存事業周辺及び新規事業領域への開拓と新たな価値創出を図ってまいります。

#### 経営成績の分析

##### （売上収益）

当連結会計年度における売上収益は、前連結会計年度に比べ7.0%増収の263,163百万円となりました。国内売上収益は、前連結会計年度に比べ前連結会計年度に比べ7.2%減収の90,085百万円となり、海外売上収益は、16.3%増収の173,078百万円となりました。セグメント別の売上収益については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ① 財政状態及び経営成績の状況」に記載しております。

##### （営業利益）

当連結会計年度における売上原価、販売費及び一般管理費は前連結会計年度と比べ7.8%増の248,304百万円となり、売上高に対する比率は0.7ポイント上昇して94.4%となりました。

この結果、営業利益は前連結会計年度に比べ7.0%減益の14,109百万円となりました。

##### （親会社の所有者に帰属する当期利益）

当連結会計年度における金融収益（費用）は、前連結会計年度の184百万円の収益（純額）から1,744百万円の収益（純額）となり、これは主に為替差損が前連結会計年度から減少したこと等によります。

この結果、親会社の所有者に帰属する当期利益は前連結会計年度の10,164百万円に対し、9.3%増益の11,105百万円となりました。

## 財政状態の分析

### (資産)

当連結会計年度末の資産は、棚卸資産の減少等がありましたが現金及び現金同等物の増加等により、前連結会計年度末に比べ4,853百万円増加し、298,132百万円となりました。

### (負債)

当負債は、借入金の減少等により、前連結会計年度末に比べ1,459百万円減少し、121,851百万円となりました。

### (純資産)

純資産は、利益剰余金の増加等により、前連結会計年度末に比べ6,312百万円増加し、176,281百万円となりました。

## キャッシュ・フローの分析

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの分析については「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)経営成績等の状況の概要 ②キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

当社グループの資本の財源及び資金の流動性については、財務の健全性や資本効率など当社にとって最適な資本構成を追求しながら、会社の将来の成長のため当社グループの新たな成長につながる戦略的研究開発への先行投資及びグローバル事業展開に向けた国内外の生産販売体制の整備・強化のために必要な資金として内部留保の確保を行っております。

当社グループはグローバルな経営の実現に向けて、機動的かつ効率的な資金の循環による有利子負債の削減、金融費用の削減を図るため、国内グループ会社及び海外グループ会社に対し、提出会社を通じた資金調達体制を確立しております。

(3) 並行開示情報

連結財務諸表規則(第7章及び第8章を除く。以下「日本基準」という。)により作成した要約連結財務諸表、要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更は、以下のとおりであります。

なお、日本基準により作成した要約連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。

また、日本基準により作成した要約連結財務諸表については、百万円未満切捨て表示しております。

① 要約連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
資産の部		
流動資産	207,494	209,878
固定資産		
有形固定資産	56,785	60,584
無形固定資産	3,745	5,034
投資その他の資産	22,908	22,072
固定資産合計	83,439	87,690
資産合計	290,934	297,569
負債の部		
流動負債	112,329	106,276
固定負債	14,619	17,750
負債合計	126,948	124,027
純資産の部		
株主資本	140,216	151,619
その他の包括利益累計額	18,056	15,918
新株予約権	100	103
非支配株主持分	5,611	5,899
純資産合計	163,985	173,541
負債純資産合計	290,934	297,569

② 要約連結損益計算書及び要約連結包括利益計算書

要約連結損益計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
売上高	240,520	260,345
売上原価	193,537	213,911
売上総利益	46,982	46,433
販売費及び一般管理費	29,686	30,237
営業利益	17,296	16,196
営業外収益	3,013	4,273
営業外費用	2,545	1,479
経常利益	17,764	18,990
特別利益	113	90
特別損失	3,507	1,388
税金等調整前当期純利益	14,370	17,693
法人税等	3,974	4,273
当期純利益	10,396	13,419
非支配株主に帰属する当期純利益	983	947
親会社株主に帰属する当期純利益	9,412	12,472

要約連結包括利益計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
当期純利益	10,396	13,419
その他の包括利益合計	△2,038	△2,104
包括利益	8,357	11,314
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	8,065	10,305
非支配株主に係る包括利益	292	1,009

③ 要約連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本	その他の 包括利益累計額	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	135,085	19,403	80	10,277	164,847
当期変動額	5,131	△1,346	20	△4,666	△861
当期末残高	140,216	18,056	100	5,611	163,985

当連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本	その他の 包括利益累計額	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	140,216	18,056	100	5,611	163,985
当期変動額	11,402	△2,137	3	288	9,556
当期末残高	151,619	15,918	103	5,899	173,541

④ 要約連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	15,681	22,005
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,536	△12,297
財務活動によるキャッシュ・フロー	△15,744	△3,616
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1,709	235
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△5,309	6,326
現金及び現金同等物の期首残高	41,015	35,901
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	195	—
現金及び現金同等物の期末残高	35,901	42,228

⑤ 要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(連結の範囲に関する事項)

当連結会計年度よりエヌエス インストルメンツ インディア社は、重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

当連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

(4) 経営成績等の状況の概要に係る主要な項目における差異に関する情報

IFRSにより作成した連結財務諸表と日本基準により作成した連結財務諸表の経営成績等の状況の概要に係る主要な項目における差異は次のとおりであります。

前連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 連結財務諸表注記 38. 初度適用」をご参照ください。

当連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(開発費の資産計上)

日本基準において費用処理している一部開発費について、IFRSではIAS第38号「無形資産」に規定される要件を満たすことから資産計上しております。その結果、「無形資産」の金額が468百万円増加しております。

(有給休暇に係る債務)

日本基準においては認識していない有給休暇に係る債務について、IFRSではIAS第19号「従業員給付」に従い未消化の有給休暇について負債認識しております。その結果、「短期従業員給付」の金額が1,020百万円増加しております。



#### 4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

#### 5 【研究開発活動】

当社の企業集団における研究開発活動は、R&Dセンター及びNSテクニカルセンターを中核として、各事業分野を担当する量産製品の開発、設計組織及び生産技術部門の緊密な連携によって、車載関係及びその他の多角化領域の製品開発、技術開発を進めております。当社以外では当企業集団に影響を及ぼす研究開発活動は行っておりません。

なお、当連結会計年度における研究開発費の総額は、4,147百万円であります。

セグメントごとの主な研究開発活動は、次のとおりであります。

##### 自動車及び汎用計器事業

- ・ヘッドアップディスプレイ等の運転支援型情報表示システムの開発、及び次世代HMI(ヒューマン マシン インターフェイス)機器の開発
- ・スマートフォン連携技術の開発
- ・車載用光学技術及びアクチュエータ技術開発
- ・車載用センサ開発

研究開発費の金額は、3,804百万円であります。

##### 民生機器事業

- ・UI(ユーザ インターフェイス)機器開発
- ・リモートコントロール機器開発
- ・IoTシステム及び機器の開発

研究開発費の金額は、301百万円であります。

##### 自動車販売事業

該当事項はありません。

##### その他

- ・有機EL光源デバイスの技術開発
- ・液晶光学デバイスの技術開発
- ・高コントラスト、広視野角、高速応答液晶表示の技術開発

研究開発費の金額は、41百万円であります。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資については、各製造部門の生産能力拡大及び設備更新、研究開発機能の充実・強化などを目的とした設備投資を継続的に実施しております。

当連結会計年度の設備投資の総額は12,295百万円であり、セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

##### 自動車及び汎用計器事業

新機種対応及び生産能力拡大、設備更新により、基板実装設備、計器組立設備の投資を行い、設備投資金額は、9,752百万円であります。

重要な設備の除却、売却等はありません。

##### 民生機器事業

新機種対応及び生産能力拡大、設備更新により、検査設備等の投資を行い、設備投資金額は、327百万円であります。

重要な設備の除却、売却等はありません。

##### 自動車販売事業

販売のさらなる強化のため、ショールームの改修、店舗の移設、試乗車等の車両更新等の投資を行い、設備投資金額は、843百万円であります。

重要な設備の除却、売却等はありません。

##### その他

事業拡大による投資、設備更新等の投資を行い、設備投資金額は、1,371百万円であります。

重要な設備の除却、売却等はありません。

## 2 【主要な設備の状況】

### (1) 提出会社

(2018年3月31日現在)

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)	
			建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積千㎡)	リース資産		合計
本社及び本社工場 (新潟県長岡市)	自動車及び 汎用計器事業 民生機器事業 その他	自動車用計器類 製造設備 液晶表示素子生 産設備 ハイブリッドIC 生産設備 その他設備	990	46	379	1,877 (34)	0	3,294	487
高見事業所及びNSテクニ カルセンター (新潟県長岡市)	自動車及び 汎用計器事業	自動車用計器類 製造設備	1,410	1,662	502	1,870 (71)	40	5,485	964
R&Dセンター (新潟県長岡市)	自動車及び 汎用計器事業 その他	研究開発用設備	485	134	48	562 (16)	1	1,233	72

### (2) 国内子会社

(2018年3月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)	
				建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積千㎡)	リース 資産		合計
エヌエスアドバ ンテック(株)	本社工場 (新潟県小千 谷市)	自動車及び 汎用計器事業 民生機器事業 その他	自動車用計器 類製造設備 成形及び印刷 設備	149	190	85	105 (14)	—	529	330
	長岡工場 (新潟県長岡 市)	自動車及び 汎用計器事業 民生機器事業 その他	着色設備	235	277	30	226 (7)	—	769	82
エヌエスエレク トロニクス(株)	本社工場 (新潟県長岡 市)	自動車及び 汎用計器事業 民生機器事業	自動車用計器 類製造設備 民生機器組立 設備	252	764	62	1,257 (17)	—	2,337	388
NSウエスト(株)	本社工場 (広島県庄原 市)	自動車及び 汎用計器事業	自動車用計器 類製造設備	1,477	1,746	820	2,127 (58)	12	6,184	315
(株)NS・コンピ ュータサービス	本社 (新潟県長岡 市)	その他	ソフトウェア 開発設備	461	1	85	293 (6)	256	1,099	432
日精サービス(株)	本社 (新潟県長岡 市)	その他	その他設備	417	55	80	116 (1)	—	670	308
(株)ホンダ四輪販 売長岡	本社及び本社 工場 (新潟県長岡 市)	自動車販売 事業	販売設備 修理設備	1,570	395	26	1,613 (44)	—	3,605	176
新潟マツダ自動 車(株)	本社及び本社 工場 (新潟県新潟 市)	自動車販売 事業	販売設備 修理設備	981	544	19	1,932 (41)	28	3,507	292
(株)マツダモビ リティ新潟	本社及び本社 工場 (新潟県新潟 市)	自動車販売 事業	販売設備 修理設備	46	2	2	— (—)	—	51	18
(株)カーステーシ ョン新潟	本社及び本社 工場 (新潟県長岡 市)	自動車販売 事業	販売設備 修理設備	61	64	2	— (—)	5	134	29

## (3) 在外子会社

(2018年3月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
				建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積千㎡)	リース 資産	合計	
ユーケー エス・エス ・アイ社	英国 ウースター シャー州	自動車及び 汎用計器事業	自動車用計器 類製造設備	142	1,162	12	80 (24)	—	1,397	419
ニッポンセイキ ヨーロッパ社	オランダ 北ホラント州	自動車及び 汎用計器事業 その他	その他設備	—	—	110	— (—)	—	110	155
ニューサバイナ インダストリー ズ社	米国 オハイオ州	自動車及び 汎用計器事業	自動車用計器 類製造設備	274	841	200	21 (265)	—	1,337	371
エヌ・エス ・インターナシ ョナル社	米国 ミシガン州	自動車及び 汎用計器事業	その他設備	897	595	161	438 (40)	—	2,091	229
ニッポンセイ キ・デ・メヒコ 社	メキシコ ヌエボレオン 州	自動車及び 汎用計器事業	自動車用計器 類製造設備	512	1,268	84	142 (40)	—	2,008	975
ニッセイ・アド バンテック・メ ヒコ社	メキシコ ヌエボレオン 州	自動車及び 汎用計器事業	自動車用計器 類製造設備	537	905	33	144 (41)	—	1,621	678
ニッポンセイ キ・ド・ ブラジル社	ブラジル アマゾン州	自動車及び 汎用計器事業	自動車用計器 類製造設備	304	243	128	0 (25)	—	677	254
エヌエスサンバ ウロ・コンポー ネット・オート モーティブ社	ブラジル サンパウロ 州	自動車及び 汎用計器事業	自動車用計器 類製造設備	109	99	5	89 (92)	—	304	48
タイ-ニッポン セイキ社	タイ王国 チョンブリ県	自動車及び 汎用計器事業	自動車用計器 類製造設備	765	1,359	391	586 (84)	—	3,102	1,751
タイ マットエ ヌエス社	タイ王国 チョンブリ県	その他	樹脂材料着色 加工設備	183	223	33	98 (16)	—	539	144
ニッポンセイ キ・コンシュー マ・プロダクツ (タイ)社	タイ王国 チョンブリ県	民生機器事業	民生機器組立 設備	1	16	61	— (—)	—	79	23
インドネシア ニッポンセイキ 社	インドネシア バンテン州	自動車及び 汎用計器事業	自動車用計器 類製造設備	707	1,082	761	107 (80)	—	2,658	1,592
ベトナム・ニッ ポンセイキ社	ベトナム ハノイ市	自動車及び 汎用計器事業	自動車用計器 類製造設備	250	662	5	— (—)	—	918	1,010
ダナンニッポ ンセイキ社	ベトナム ダナン市	自動車及び 汎用計器事業	ソフトウェア 開発設備	—	—	4	— (—)	—	4	76
エヌエス イン スツルメンツ インドシア社	インド アーンドラ・ ブラデーシュ 州	自動車及び 汎用計器事業	自動車用計器 類製造設備	813	687	30	— (—)	—	1,530	378
東莞日精電子有 限公司	中華人民 共和国 広東省	民生機器事業	民生機器組立 設備	62	31	152	— (—)	2	249	323
上海日精儀器有 限公司	中華人民 共和国 上海市	自動車及び 汎用計器事業 民生機器事業	自動車用計器 類製造設備 民生機器組立 設備	315	809	336	— (—)	—	1,461	583
台湾日精儀器股 份有限公司	台湾 基隆市	自動車及び 汎用計器事業	自動車用計器 類製造設備	—	7	10	— (—)	—	17	98
日精工工程塑料 (南通)有限公司	中華人民 共和国 江蘇省	その他	樹脂材料着色 加工設備	414	546	13	— (—)	—	973	328

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
				建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積千㎡)	リース 資産	合計	
日精儀器武漢有限公司	中華人民 共和国 湖北省	自動車及び 汎用計器事業	自動車用計器 類製造設備	481	603	769	— (—)	—	1,854	277
日精儀器科技 (上海)有限公司	中華人民 共和国 上海市	自動車及び 汎用計器事業	その他設備	—	—	20	— (—)	—	20	70

- (注) 1 帳簿価額には、建設仮勘定の金額を含んでおりません。  
2 現在休止中の主要な設備はありません。  
3 連結会社以外からの主要な賃借設備の内容は次のとおりであります。  
(1) 国内子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	台数	リース期間	年間 リース料 (百万円)	リース 契約残高 (百万円)
㈱NS・コンピ ュータサービス	本社 (新潟県長岡市)	その他	学校HP共通 基盤システム	172	5年	74	146
	本社 (新潟県長岡市)	その他	連続紙ページ プリンタ	23	5年	21	148
日精サービス㈱	本社 (新潟県長岡市)	その他	車両運搬具	68	5年	51	140
	上越営業所 (新潟県上越市)	その他	車両運搬具	7	5年	7	12
	東京湾岸営業所 (千葉県市川市)	その他	車両運搬具	15	5年	12	6
	浜松営業所 (静岡県浜松市)	その他	車両運搬具	19	5年	13	22
	熊本営業所 (熊本県菊池市)	その他	車両運搬具	14	5年	7	7

(2) 在外子会社

該当事項はありません。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

#### (1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
提出会社	本社工場 (新潟県長岡市)	自動車及び 汎用計器事業 民生機器事業 その他	基幹業務シス テム	3,618	1,563	自己資金	2014年 12月	2019年 8月	—
		自動車及び 汎用計器事業 民生機器事業 その他	管理会計シス テム	406	234	自己資金	2017年 1月	2019年 8月	—
	高見事業所及び NSテクニカルセン ター (新潟県長岡市)	自動車及び 汎用計器事業	HUD生産用 設備	414	1	自己資金	2018年 3月	2020年 12月	—
エヌエスエレ クトロニクス ㈱	本社工場 (新潟県長岡市)	自動車及び 汎用計器事業 民生機器事業	自動車用計器 類製造設備	226	—	借入金	2018年 4月	2018年 10月	—
	本社工場 (新潟県長岡市)	自動車及び 汎用計器事業 民生機器事業	基板実装設備	200	—	借入金	2018年 5月	2018年 12月	—
NSウエスト ㈱	三次工場 (広島県三次市)	自動車及び 汎用計器事業	HUD生産用 設備	594	—	自己資金	2017年 9月	2018年 10月	—
	本社工場 (広島県庄原市)	自動車及び 汎用計器事業	HUD生産用 設備	256	58	自己資金	2017年 6月	2018年 6月	—
㈱NS・コン ピュータサー ビス	本社 (新潟県長岡市)	その他	製造実行シス テム	315	—	自己資金	2018年 2月	2020年 8月	—
	本社 (新潟県長岡市)	その他	倉庫管理シス テム	224	—	自己資金	2018年 2月	2020年 8月	—
タイ マット エヌエス社	タイ王国 チョンブリ県	その他	樹脂材料着色 加工設備	152	8	自己資金	2018年 2月	2018年 8月	—
インドネシア ニッポンセイ キ社	インドネシア バンテン州	自動車及び 汎用計器事業	自動車用計器 類製造設備	166	—	自己資金	2018年 2月	2019年 5月	—
上海日精儀器 有限公司	中華人民共和國 上海市	自動車及び 汎用計器事業 民生機器事業	自動車用計器 類製造設備	236	—	自己資金	2017年 11月	2019年 5月	—
	中華人民共和國 上海市	自動車及び 汎用計器事業 民生機器事業	自動車用計器 類製造設備	172	—	自己資金	2017年 11月	2019年 11月	—
日精工程塑料 (南通)有限公 司	中華人民共和國 江蘇省	その他	樹脂材料着色 加工設備	122	—	自己資金	2018年 2月	2018年 10月	—

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	220,000,000
計	220,000,000

##### ② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2018年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2018年6月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	60,907,599	60,907,599	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は100株であります。
計	60,907,599	60,907,599	—	—

(注) 2017年4月20日開催の取締役会決議により、2017年10月1日付にて当社の単元株式数を1,000株から100株に変更しております。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

##### ① 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2011年6月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 15
新株予約権の数(個) ※	128
新株予約権の目的となる株式の種類及び内容 ※	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) ※	12,800 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1株当たり 1
新株予約権の行使期間 ※	2011年7月20日～2041年7月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 922.83 資本組入額 462
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 3

※ 当事業年度の末日(2018年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2018年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

#### (注) 1 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

## 2 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役または執行役員の地位にある場合においても、2040年7月20日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 上記（1）に関わらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、後記（（注）3）に定める組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間

(3) 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

## 3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、前記（（注）1）に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に、上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) 新株予約権の取得の事由及び条件

残存新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。

なお、残存新株予約権の取得の事由及び条件は次のとおり。

以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案



- ②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- ③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

決議年月日	2012年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 14
新株予約権の数(個) ※	165
新株予約権の目的となる株式の種類及び内容 ※	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) ※	16,500 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1株当たり 1
新株予約権の行使期間 ※	2012年7月20日～2042年7月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 731.56 資本組入額 366
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 3

※ 当事業年度の末日(2018年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2018年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

2 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役または執行役員の地位にある場合においても、2041年7月20日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、後記((注)3)に定める組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会

で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間

(3) 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

### 3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

#### (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

#### (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

#### (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、前記（（注）1）に準じて決定する。

#### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に、上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

#### (5) 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

#### (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。

#### (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

#### (8) 新株予約権の取得の事由及び条件

残存新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。

なお、残存新株予約権の取得の事由及び条件は次のとおり。

以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

決議年月日	2013年6月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 13
新株予約権の数(個) ※	102
新株予約権の目的となる株式の種類及び内容 ※	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) ※	10,200 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1株当たり 1
新株予約権の行使期間 ※	2013年7月19日～2043年7月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1,388.43 資本組入額 695
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 3

※ 当事業年度の末日(2018年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2018年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

#### (注) 1 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

#### 2 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役または執行役員の地位にある場合においても、2042年7月19日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、後記((注)3)に定める組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間

(3) 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

#### 3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につ

き株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、前記((注)1)に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件  
残存新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。  
なお、残存新株予約権の取得の事由及び条件は次のとおり。  
以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
  - ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - ②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
  - ③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
  - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することに  
ついての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - ⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することに  
ついての定めを設ける定款の変更承認の議案

決議年月日	2014年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 15
新株予約権の数(個) ※	98
新株予約権の目的となる株式の種類及び内容 ※	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) ※	9,800 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1株当たり 1
新株予約権の行使期間 ※	2014年7月18日～2044年7月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1,855.37 資本組入額 928
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 3

※ 当事業年度の末日(2018年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2018年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

2 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役または執行役員の地位にある場合においても、2043年7月18日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、後記((注)3)に定める組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間

(3) 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につ

き株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、前記((注)1)に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件  
残存新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。  
なお、残存新株予約権の取得の事由及び条件は次のとおり。  
以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
  - ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - ②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
  - ③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
  - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することに  
ついての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - ⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することに  
ついての定めを設ける定款の変更承認の議案

決議年月日	2015年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7 当社執行役員 12
新株予約権の数(個) ※	70
新株予約権の目的となる株式の種類及び内容 ※	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) ※	7,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1株当たり 1
新株予約権の行使期間 ※	2015年7月18日～2045年7月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 2,277.56 資本組入額 1,139
新株予約権の行使の条件 ※	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)3

※ 当事業年度の末日(2018年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2018年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

2 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役または執行役員の地位にある場合においても、2044年7月18日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、後記((注)3)に定める組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間

(3) 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につ

き株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、前記((注)1)に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件  
残存新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。  
なお、残存新株予約権の取得の事由及び条件は次のとおり。  
以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
  - ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - ②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
  - ③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
  - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することに  
ついての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - ⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することに  
ついての定めを設ける定款の変更承認の議案



決議年月日	2016年6月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 6 当社執行役員 14
新株予約権の数(個) ※	120
新株予約権の目的となる株式の種類及び内容 ※	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) ※	12,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1株当たり 1
新株予約権の行使期間 ※	2016年7月21日～2046年7月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1,497.71 資本組入額 749
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 3

※ 当事業年度の末日(2018年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2018年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

#### (注) 1 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

#### 2 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役または執行役員の地位にある場合においても、2045年7月21日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、後記((注)3)に定める組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間

(3) 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

#### 3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につ

き株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、前記((注)1)に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件  
残存新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。  
なお、残存新株予約権の取得の事由及び条件は次のとおり。  
以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
  - ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - ②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
  - ③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
  - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することに  
ついての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - ⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することに  
ついての定めを設ける定款の変更承認の議案

決議年月日	2017年6月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7 当社執行役員 4
新株予約権の数(個) ※	90
新株予約権の目的となる株式の種類及び内容 ※	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) ※	9,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1株当たり 1
新株予約権の行使期間 ※	2017年7月21日～2047年7月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 2,050.59 資本組入額 1,026
新株予約権の行使の条件 ※	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)3

※ 当事業年度の末日(2018年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2018年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

2 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役または執行役員の地位にある場合においても、2046年7月21日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、後記((注)3)に定める組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間

(3) 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につ

き株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、前記((注)1)に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件  
残存新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。  
なお、残存新株予約権の取得の事由及び条件は次のとおり。  
以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
  - ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - ②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
  - ③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
  - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することに  
ついての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - ⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認  
を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することに  
ついての定めを設ける定款の変更承認の議案

決議年月日	2018年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7 当社執行役員 4
新株予約権の数(個)	494
新株予約権の目的となる株式の種類及び内容	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	49,400(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	2018年7月21日～2048年7月20日
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

2 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役または執行役員の地位にある場合においても、2047年7月21日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、後記((注)3)に定める組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間

(3) 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約ま

たは株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、前記（(注)1）に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に、上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件  
残存新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。  
なお、残存新株予約権の取得の事由及び条件は次のとおり。  
以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。  
①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案  
②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案  
③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案  
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案  
⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2009年4月1日～ 2010年3月31日 (注)	52,129	60,907,599	23	14,494	23	6,214

(注) 新株予約権付社債の新株予約権の行使による増加であります。

## (5) 【所有者別状況】

2018年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	34	20	99	159	1	1,986	2,299	—
所有株式数(単元)	—	172,533	1,835	81,533	216,610	1	136,145	608,657	41,899
所有株式数の割合(%)	—	28.35	0.30	13.39	35.59	0.00	22.37	100.00	—

(注) 1 自己株式3,642,961株は、「個人その他」に36,429単元、「単元未満株式の状況」に61株含まれております。

2 上記「その他の法人」には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が6単元含まれております。

3 上記「単元未満株式の状況」には株式会社証券保管振替機構名義の株式が50株含まれております。

## (6) 【大株主の状況】

2018年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
本田技研工業株式会社	東京都港区南青山2丁目1-1号	3,753	6.55
JP MORGAN CHASE BANK 385632 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	2,670	4.66
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO) (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	245 SUMMER STREET BOSTON, MA 02210 U.S.A. (東京都千代田区丸の内2丁目7-1 決済事業部)	2,657	4.64
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	1,779	3.10
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,737	3.03
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,577	2.75
株式会社第四銀行	新潟県新潟市中央区東堀前通7番町1071番地1	1,568	2.73
ヤマハ発動機株式会社	静岡県磐田市新貝2500番地	1,217	2.12
日本精機株式会社従業員持株会	新潟県長岡市東蔵王2丁目2-34	1,192	2.08
日亜化学工業株式会社	徳島県阿南市上中町岡491-100	1,188	2.07
計	—	19,342	33.77

- (注) 1 上記のほか当社所有の自己株式3,642千株があります。
- 2 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。
- |                      |         |
|----------------------|---------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社   | 1,737千株 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 | 1,577千株 |
- 3 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、上記のほか、信託業務に係る株式1,118千株を所有しております。
- 4 フィデリティ投信株式会社から、2013年12月9日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書の変更報告書により、2013年12月2日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として2018年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
フィデリティ投信株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラストタワー	1,878	3.08
計	—	1,878	3.08

- 5 2016年8月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、エフエムアール エルエルシーが2016年8月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2018年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
エフエムアール エルエルシー (FMR LLC)	米国 02210 マサチューセッツ州ボストン、サマー・ストリート245 (245 Summer Street, Boston, Massachusetts 02210, USA)	3,978	6.53
計	—	3,978	6.53

- 6 2016年9月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループが2016年8月29日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、株式会社三菱東京UFJ銀行以外は当社として2018年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	1,779	2.92
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	778	1.28
計	—	2,557	4.20

- 7 2017年3月23日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド及びティー・ロウ・プライス・アソシエイツ、インクが2017年3月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2018年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド	英国ロンドン市、EC4N4TZ、クイーンヴィクトリア・ストリート60 (60 Queen Victoria Street, London, EC4N4TZ, UK)	2,815	4.62
ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ、インク	米国メリーランド州、20202、ボルチモア、イースト・プラット・ストリート100 (100 East Pratt Street, Baltimore, Maryland, 20202 USA)	250	0.41
計	—	3,065	5.03

- 8 株式会社三菱東京UFJ銀行は、2018年4月1日付で、株式会社三菱UFJ銀行に商号変更されております。



## (7) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

2018年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,642,900	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 57,222,800	572,228	—
単元未満株式	普通株式 41,899	—	—
発行済株式総数	60,907,599	—	—
総株主の議決権	—	572,228	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式600株が含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数6個が含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式61株及び、株式会社証券保管振替機構名義の株式50株が含まれております。

## ② 【自己株式等】

2018年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本精機株式会社	新潟県長岡市東蔵王 2丁目2番34号	3,642,900	—	3,642,900	5.98
計	—	3,642,900	—	3,642,900	5.98

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	4,359	9,999,301
当期間における取得自己株式	78	158,418

(注) 当期間における取得自己株式には、2018年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(新株予約権の行使)	11,900	20,658,400	—	—
その他(単元未満株式の買増請求による売渡)	472	819,429	—	—
保有自己株式数	3,642,961	—	3,643,039	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2018年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り・買増し及び新株予約権の行使による株式数は含まれておりません。

### 3 【配当政策】

当社は株主に対する安定配当の継続を基本に、配当額の決定を経営の最重要政策と認識し、各事業年度の業績と配当性向を総合的に勘案し利益還元を図っております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。剰余金の配当の決定機関は取締役会であります。

当期の剰余金の配当は、安定的な配当の継続を基本に、業績及び配当性向を勘案し、期末配当金を1株当たり25円とし、中間配当金17円と合わせて42円としております。この結果、当期の配当性向は52.8%となりました。

内部留保金につきましては、安定的な経営基盤を維持しつつ、新たな成長につながる戦略的な研究開発への先行投資、グローバル事業展開の拡大に向けた国内外の生産販売体制の整備・強化等に有効活用してまいります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2017年10月27日 取締役会決議	973	17.0
2018年5月14日 取締役会決議	1,431	25.0

### 4 【株価の推移】

#### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第69期	第70期	第71期	第72期	第73期
決算年月	2014年3月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月
最高(円)	2,091	2,805	2,864	2,567	2,645
最低(円)	1,104	1,420	2,000	1,466	1,868

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

#### (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2017年10月	11月	12月	2018年1月	2月	3月
最高(円)	2,640	2,645	2,496	2,463	2,401	2,297
最低(円)	2,251	2,335	2,237	2,250	2,189	1,868

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

## 5 【役員 の 状 況】

男性 12名 女性 1名 (役員のうち女性の比率 7.6%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 会長	—	永 井 正 二	1949年9月21日生	1993年4月 川崎重工工業(株)民間航空機部課長 1995年12月 当社入社 1996年6月 当社取締役 1997年4月 当社常務取締役 1998年6月 当社専務取締役 2001年6月 当社代表取締役社長 2005年6月 タイ・ニッポンセイキ社取締役会 長 2008年3月 上海日精儀器有限公司董事長 2008年4月 香港易初日精有限公司董事長 2012年5月 エヌエスアドバンテック(株)取締役 会長 2013年6月 当社代表取締役会長(現)	(注)3	428,050
取締役副会 長 副会長 執行役員	—	高 田 博 俊	1953年8月10日生	1977年3月 当社入社 2003年4月 ユーケーエヌ・エス・アイ社取締 役社長 2005年6月 当社取締役 2008年6月 当社常務取締役 2011年4月 当社代表取締役専務 2011年4月 当社営業本部長 2011年6月 日精儀器武漢有限公司董事長(現) 2012年3月 日精儀器科技(上海)有限公司董事 長 2013年6月 当社代表取締役社長 2014年3月 東莞日精電子有限公司董事長 2014年4月 香港日本精機有限公司董事長 2015年6月 当社代表取締役社長 社長執行役 員 2015年7月 香港易初日精有限公司董事長(現) 2015年7月 上海日精儀器有限公司董事長(現) 2016年3月 タイ・ニッポンセイキ社取締役会 長(現) 2017年6月 当社取締役副会長 副会長執行役 員(現)	(注)3	23,900
代表取締役 社長 社長 執行役員	—	佐 藤 守 人	1959年3月30日生	1977年3月 当社入社 2007年6月 当社取締役 2008年4月 ユーケーエヌ・エス・アイ社取締 役社長 2014年6月 当社常務取締役 2015年6月 当社常務執行役員 2016年4月 当社専務執行役員 2016年6月 当社取締役 専務執行役員 2016年10月 当社ものづくり管掌(製造本部・ 生産技術本部) 2017年4月 当社取締役 副社長執行役員 2017年6月 当社代表取締役社長 社長執行役 員(現)	(注)3	17,850

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 専務執行役員	EMS・コンポーネント本部・購買本部管掌 地域担当：日本	大川 信	1957年6月23日生	1976年3月 2006年6月 2009年6月 2010年6月 2014年6月 2014年6月 2015年4月 2015年6月 2016年4月 2017年4月 2017年7月 2017年9月 2018年4月	当社入社 当社取締役 当社購買本部長 当社常務取締役 当社専務取締役 当社事業企画本部長 兼 購買本部長 当社事業企画本部長 兼 購買本部管掌 当社取締役 専務執行役員(現) 当社事業管理本部長 当社品質保証本部・コンポーネント事業部・購買本部・事業管理本部管掌 地域担当：日本 香港日本精機有限公司董事長(現) 東莞日精電子有限公司董事長(現) 当社EMS・コンポーネント本部・購買本部管掌 地域担当：日本(現)	(注)3	27,450
取締役 専務執行役員	技術本部長 計器営業本部・計器設計本部管掌 地域担当：北中米	佐藤 浩一	1962年10月26日生	1985年4月 2006年4月 2011年6月 2013年6月 2013年6月 2015年6月 2016年4月 2016年6月 2017年4月 2017年4月 2017年6月 2017年7月 2018年4月	当社入社 エス・エス・インターナショナル社取締役副社長 当社取締役 当社常務取締役 当社技術本部副本部長 兼 車載設計統括部長 兼 機構技術部ゼネラルマネージャー 当社常務執行役員 当社技術本部副本部長 兼 車載設計統括部長 兼 設計管理担当 当社取締役 常務執行役員 当社取締役 専務執行役員(現) 当社営業本部・計器設計本部・技術本部・ものづくり本部管掌 地域担当：北中米 ダナンニッポンセイキ社取締役会長(現) ニッポンセイキ・デ・メヒコ社取締役会議長(現) 当社技術本部長 計器営業本部・計器設計本部管掌 地域担当：北中米(現)	(注)3	12,250
取締役 常務執行役員	計器営業本部長 地域担当：アセアン	鈴木 淳一	1958年4月9日生	1977年3月 2006年6月 2009年6月 2011年6月 2015年6月 2016年4月 2017年4月 2017年4月 2018年4月	当社入社 当社取締役 当社品質保証本部長 当社常務取締役 当社取締役 常務執行役員(現) 当社営業本部長 当社営業本部長 地域担当：アセアン ベトナム・ニッポンセイキ社会長(現) 当社計器営業本部長 地域担当：アセアン(現)	(注)3	21,800

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 常務執行役員	ものづくり 本部長 兼 生産統括部 長 地域担 当：中国/ 台湾	平 田 祐 二	1961年10月23日生	1984年4月 2002年4月 2009年6月 2011年4月 2013年6月 2015年6月 2016年6月 2016年6月 2016年10月 2016年10月 2016年12月 2017年2月  2017年4月  2018年3月	当社入社 当社製造本部生産技術部長 当社執行役員 上海日精儀器有限公司總經理 当社取締役 当社上席執行役員 当社取締役 上席執行役員 当社中国事業担当 当社取締役 常務執行役員(現) 当社生産技術本部長 台湾日精儀器股份有限公司(現) 当社生産技術本部長 兼 生産技術 統括部長 兼 生産性改革推進部長 当社ものづくり本部長 兼 生産統 括部長 地域担当：中国/台湾 (現) 日精儀器科技(上海)有限公司董事 長(現)	(注) 3	6,900
取締役	—	咲 川 孝	1965年5月22日生	1995年8月 1996年3月  1997年4月 2001年9月  2006年4月  2011年11月  2015年6月	新潟大学経済学部専任講師 青山学院大学大学院国際政治経済 学研究科国際経営学専攻博士課程 修了、博士(国際経営学) 新潟大学経済学部助教授 UCLA(カリフォルニア大学ロサン ゼルス校)アンダーソン経営大学 院客員研究員 新潟大学大学院技術経営研究科技 術経営専攻准教授 新潟大学大学院技術経営研究科技 術経営専攻教授(現) 当社取締役(現)	(注) 3	400
取締役	—	富 山 栄 子	1963年10月31日生	1986年3月  1986年4月 1989年8月  1994年4月 2002年3月  2006年4月  2010年4月  2014年4月  2018年6月	東京外国語大学外国語学部ロシア 語学科卒業 伊藤萬閑入社 テレビ新潟嘱託社員(通訳・翻 訳・解説・国際交流他) 新潟地方裁判所法廷通訳 新潟大学大学院現代社会文化研究 科共生社会研究専攻博士課程修 了、博士(経済学) 学校法人新潟総合学園事業創造大 学院大学事業創造研究科助教授・ 准教授 学校法人新潟総合学園事業創造大 学院大学事業創造研究科教授(現) 学校法人新潟総合学園事業創造大 学院大学地域・国際担当副学長 (現) 当社取締役(現)	(注) 3	0
常勤監査役	—	大 滝 春 彦	1959年1月29日生	2003年4月 2008年4月  2013年6月 2013年6月 2014年6月 2014年6月 2015年4月 2015年6月 2016年10月 2018年4月 2018年6月	当社入社 当社購買本部開発購買部シニアマ ネジャー 当社執行役員 当社購買本部購買部長 当社取締役 当社購買本部購買統括部長 当社購買本部長 兼 購買部長 当社上席執行役員 当社購買本部長 当社社長付 当社常勤監査役(現)	(注) 4	2,800

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	—	永井達哉	1959年11月10日生	1982年3月 1996年5月 2003年3月 2006年11月 2011年10月 2013年1月 2014年4月 2018年6月	当社入社 ㈱真人日本精機(現・エヌエスアドバンテック㈱)取締役 当社管理本部経営企画管理部長 当社営業本部営業推進部シニアマネジャー 当社営業本部インド事業室シニアマネジャー 当社営業本部四輪事業統括部付チーフエンジニア 当社業務監査室シニアマネジャー 当社常勤監査役(現)	(注) 4	93,662
監査役	—	宮島道明	1950年2月25日生	1980年12月 1983年8月 1999年5月 2010年9月 2011年6月 2015年6月 2016年3月	監査法人太田哲三事務所(現 新日本有限責任監査法人)入所 公認会計士登録 太田昭和監査法人代表社員就任 宮島道明公認会計士事務所開設(現) 当社監査役(現) ダイニチ工業㈱社外取締役(監査等委員)(現) ㈱福田組監査役(現)	(注) 5	5,100
監査役	—	斉木悦男	1950年10月9日生	1979年4月 1979年4月 1983年4月 2002年4月 2003年4月 2004年4月 2009年5月 2015年6月	弁護士登録 坂井熙一法律事務所入所 坂井・斉木法律事務所開設 新潟大学法学部講師客員教授 新潟地方裁判所及び新潟簡易裁判所民事調停委員(現) 新潟大学大学院実務法学研究科講師就任 あさひ新潟法律事務所開設代表(現) 当社監査役(現)	(注) 5	1,100
計							641,262

- (注) 1 取締役咲川 孝及び富山栄子は、社外取締役であります。  
2 監査役宮島道明及び斉木悦男は、社外監査役であります。  
3 取締役の任期は、2018年3月期に係る定時株主総会終結の時から2019年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。  
4 監査役の任期は、2018年3月期に係る定時株主総会終結の時から2022年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。  
5 監査役の任期は、2015年3月期に係る定時株主総会終結の時から2019年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。  
6 当社は、法令に定める監査役の数に欠けることになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役を1名選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (株)
島宗隆一	1955年8月16日生	1978年4月 2009年7月 2015年7月 2016年8月 2017年10月	関東信越国税局入庁 小千谷税務署長 関東信越国税局調査査察部長 島宗隆一税理士事務所開設 税理士法人齋藤・島宗會計代表社員税理士(現)	0

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### ① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主の皆様をはじめ、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会などのステークホルダーとの信頼関係を重視しております。

加えて、当社は、持続的成長と中長期的な企業価値向上の実現のため、非財務情報を含む適切な情報開示、取締役等の透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を支えるコーポレートガバナンス体制の実現、株主との建設的な対話が、最重要課題であると認識しております。

今後も持続的成長と中長期的な企業価値向上の実現に取り組んでまいります。

#### ② 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備状況

##### イ 会社の機関の内容

##### 1. 取締役会

取締役会は、取締役9名（うち社外取締役2名）で構成されており、監査役4名（うち社外監査役2名）の出席のもと、原則として月1回定期的に開催され、株主利益を代表して経営の基本的な意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行っております。また、変化の激しい経営環境に迅速に対応できる体制とすべく、取締役任期を1年にしております。

##### 2. 監査役・監査役会

監査役4名（常勤監査役2名、社外監査役2名）は、監査役会において決議した監査計画に記載の監査方針、重点監査事項、業務分担等に従い、効率的な監査に努めております。監査の実施にあたっては公正・中立的な立場から取締役の職務の執行を監査することにより企業集団の持続的な成長に資するよう行動するとともに、企業統治体制及び内部統制システムの整備とその充実の促進について監査業務の中で留意しております。

##### 3. 経営会議

当社は、取締役会が指名する取締役及び上席執行役員以上の執行役員11名で構成する経営会議を原則として月2回開催し、取締役会で意思決定を行う事項の事前審議を行うとともに、取締役会から委任された権限の範囲内で当社の業務執行について審議し、意思決定を行っております。なお、監査役は、経営会議に出席し（社外監査役は、月2回開催のうち1回出席し）、必要に応じて意見を述べております。

##### 4. 本部長会議

当社は、各本部及び事業部を代表する者等、代表取締役社長社長執行役員に指名された者9名で構成する本部長会議を原則として月2回開催し、当社グループ全体の視点から、本部間及び会社間にまたがる案件について横断的議論を行うとともに、事業的観点からも十分に議論を尽くすことで業務執行に関する課題の抽出と対応方針の協議を行っております。また、重要な投資及び売却・廃棄案件の事前審査を行っております。

##### 5. 4会議体

当社は、「品質会議」、「コスト会議」、「技術会議」、「生産性会議」の4つの会議体を設置し、各会議に紐づく経営施策（今後の成長を支える土台造りとしてのテーマ）、プロセステーマ（顕在化している課題への対応テーマ）の推進及び経営会議への実績報告を行うとともに、関連する先行投資やリスク投資の審議を行っております。なお、各部門は、この結果を本部長会議に報告しております。

##### 6. 内部統制推進会議

当社は、内部統制推進会議を設置し、主要委員会からの定期的な報告を受け、それらが内部統制システムの一部として、有効に機能しているかを評価しております。この結果を代表取締役社長社長執行役員及び取締役会へ報告するとともに、こうした評価を基に、所要の改善を行っております。

##### 7. 内部監査

当社の代表取締役社長社長執行役員直轄の独立した内部監査部門である業務監査室が、「内部監査規程」により年度内部監査計画を作成し、内部統制の改善に向けて、社内及び関連子会社における法令や社内規程違反の有無、並びに、内部統制システムの有効性を確認・評価し、それらの不備や改善すべき事項の指摘・提言を行うとともに、その結果を代表取締役社長社長執行役員に報告しております。更に、代表取締役社長社長執行役員の指示により、経営会議若しくは取締役会、又はその双方に、その実施状況を報告しております。



8. 現状の体制を採用している理由

当社グループの対処すべき課題に対する施策を効率的に推進してまいりますためには迅速で適切な意思決定を行うことが不可欠であり、かつ管理機能を強化していくことが重要であると考えております。このため当社では取締役会の他に、経営会議及び本部長会議を定期的で開催し、重要な業務執行についての協議・検討を行っております。

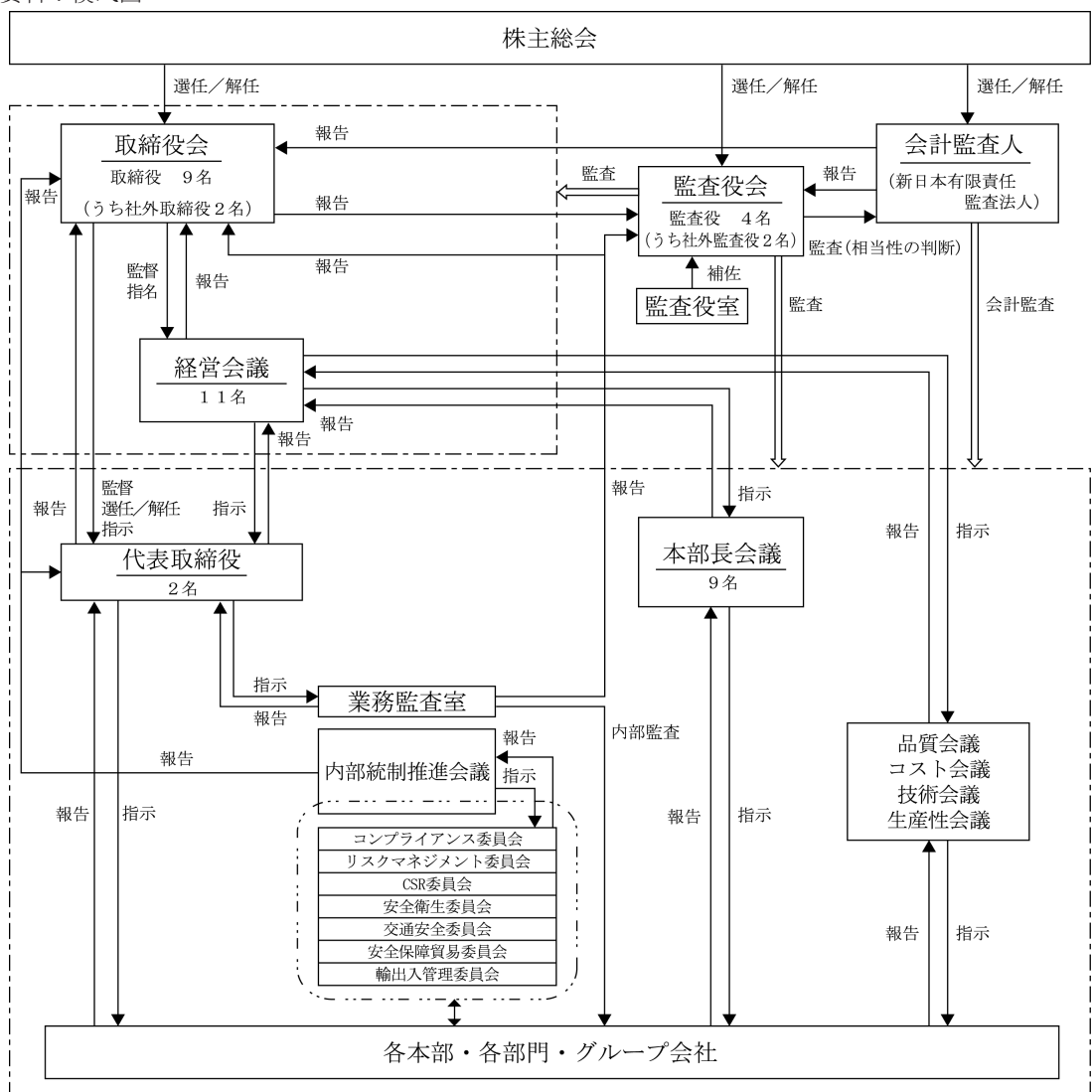
社外取締役及び社外監査役には、大学教授、公認会計士及び弁護士を選任し、その豊富な経験、幅広い見識、高い専門性を当社の経営に活かしていただくことを期待しております。

社外取締役は、取締役会において、専門的な知識や経験に基づく客観的かつ中立的観点からの提言・助言を行うことで、経営の意思決定に参画しており、社外監査役は、会計・法律の専門的な見地から、外部からのより独立した立場での監査を行うことで、監視機能を十分に果たしております。

以上より、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保できると判断し、当社は現状の体制を採用しております。

当社におけるコーポレート・ガバナンス及び内部統制に関する体制の模式図は次のとおりであります。

参考資料：模式図



ロ 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1) 代表取締役社長社長執行役員から当社グループにおけるコンプライアンスを重視した企業活動を宣言するとともに、このコンプライアンス宣言を全役職員が常時携帯する冊子に掲載し周知を図る。さらに、コンプライアンス行動指針を制定し、内部通報制度の概要を含め全役職員に法令及び社会倫理遵守の精神を醸成し、法令及び社会倫理遵守が企業活動の前提であることを徹底する。

2) コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス・オフィサーに代表取締役社長社長執行役員が指名する取締役又は役付執行役員を任命するとともに、当該委員会にて、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題・課題把握と啓発活動に努め、コンプライアンス違反に関する重要な問題点について審議し、継続的改善を推進する。

また、各業務担当取締役及び執行役員は、各業務部門固有のコンプライアンスリスクの分析と対策を行い、継続的に質向上を図る。

3) 使用人がコンプライアンス上の問題を発見した場合に、速やかに報告できる内部通報窓口をコンプライアンス委員会に設け、内部通報を受けた当該委員会は、その内容を精査し、担当部門と再発防止策を協議・決定し、全社展開を図ることで、係るシステムが、より活発に利用されるよう推進する。

また、弁護士による外部窓口を設け、内部通報を受けた弁護士は、速やかにコンプライアンス委員会へ報告する体制とし、問題の早期発見、解決を図る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1) 取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき関連規程の作成と発行の管理を適切に行い、かつ機密管理規程により機密管理体制を明確にし、その管理体制のもと文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という。）にて記録し、必要により閲覧制限を設定して適切に保存及び管理する。

2) 係る文書等は、取締役及び監査役が必要により直ちに閲覧できる保存管理体制とする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1) コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署が、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行い、当社グループにおけるリスク認識と対応方法の共有化を図る。

2) リスクマネジメント委員会を設置し、リスクマネジメント・オフィサーに代表取締役社長社長執行役員が指名する取締役又は役付執行役員を任命するとともに、当該委員会にて組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応と当社グループへの展開を図り、継続的改善を推進する。

3) 新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役又は執行役員を定めるとともに、担当部署を定め迅速、適切に対応する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1) 組織・分掌規程や職務権限規程といった職務権限・意思決定ルールに則り、職務を遂行する。

2) 代表取締役社長社長執行役員により指名された各本部を代表する者等で構成する本部長会議を設置し、当社グループ全体の視点から、本部間及び会社間にまたがる案件について横断的議論を行うとともに、業務執行に関する課題の抽出と対応方針の協議を行う。また、重要な投資及び売却・廃棄案件の審査を行う。

3) 「品質会議」、「コスト会議」、「技術会議」、「生産性会議」の4つの会議は、各会議に紐づく経営施策（今後の成長を支える土台造りとしてのテーマ）、プロセステーマ（顕在化している課題への対応テーマ）の推進及び経営会議への実績報告を行うとともに、関連する先行投資やリスク投資の審議を行う。各部門は、この結果を本部長会議に報告する。

4) 取締役会が指名する取締役及び上席執行役員以上の執行役員で構成する経営会議を設置し、取締役会で意思決定を行う事項の事前審議を行うとともに、取締役会から委任された権限の範囲内で当社の業務執行について審議し、意思決定を行う。

5) 取締役会は中期経営計画に基づき単年度事業計画・予算設定及び月次・四半期業績管理を行う。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) 当社各本部・委員会は、グループマネジメント会議等を通じて情報の共有化を図るとともに、企業集団としての内部統制体制の実効性が高まるよう関係部門と連携する。
  - 2) 当社内部監査部門は、当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長社長執行役員に報告する。代表取締役社長社長執行役員の指示により、経営会議若しくは取締役会、又はその双方に報告し、内部統制の改善を行う。
  - 3) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
当社は、当社が定める取締役会規程、経営会議規程並びに関係会社管理規程及び要領に基づき、子会社の経営内容を的確に把握するため、定期的又は随時に関係資料の提出等を求める。  
当社は、定期的又は随時にグループマネジメント会議を開催し、その他、必要に応じて子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況の報告を受ける。
  - 4) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社は、子会社に規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行い、コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについて、これを子会社に周知することにより、リスク認識と対応方法の共有化を図る。
  - 5) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社は、関係会社管理規程及び要領に基づき、子会社の経営の独立性を尊重する一方、一定の事項については重要度に応じ、当社（取締役会、経営会議若しくは当社代表取締役）の承認又は当社への報告を求める。  
当社において、定期的又は随時にグループマネジメント会議を開催し、その中で子会社と問題を共有することによって、子会社の経営課題の解決に努める。
  - 6) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
当社は、グループ共通のコンプライアンス行動指針及び企業倫理に基づき、子会社の取締役等及び使用人が法令及び定款に適合し、社会的な要請にこたえる事業活動に努める体制を構築する。  
当社は、子会社に法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るために内部通報制度の設置を求めるとともに、当社の内部通報窓口及び弁護士による外部窓口も併せて利用できる体制を構築する。  
当社は、子会社の業務全般について内部監査部門が監査できる体制を構築し、その指摘事項を子会社に遵守させる。
  6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに、その使用人の取締役からの独立性に関する事項
    - 1) 監査役の監査業務を補助するため監査役室を設置し、専属の使用人を配置する。
    - 2) 監査役を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、当該使用人の人事異動、評価等の人事に関する事項については事前に監査役の承諾を得て行う。
  7. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
    - 1) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社及び子会社に重大な法令、定款違反や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他会社運営上の重要事項があるときは、これを直ちに当社監査役に報告する。
    - 2) 当社及び子会社の内部監査部門は監査の結果を適時に当社監査役に報告する。
    - 3) 当社及び子会社の内部通報担当者は内部通報を受け付けた場合、速やかに当社監査役に報告する。
    - 4) 当社内部監査部門、法務部門、人事部門、企画部門等は定期的又は随時に、監査役に対する報告会を実施し、当社及び子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理の現状を報告する。
    - 5) 当社及び子会社の取締役及び使用人は当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは速やかに適切な報告を行う。

8. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として解雇したり人事異動や評価等について不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務を執行する上で必要な費用は請求により会社は速やかに支払うものとする。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 代表取締役は、監査役と定期的に重要課題の意見・情報の交換を行う。
- 2) 監査役は、会計監査人及び内部監査部門と定期的又は随時に監査情報の共有化と相互活用のための意見・情報の交換を行う。
- 3) 取締役及び使用人は監査役又はその補助使用人から業務執行に関する事項について報告及び関係資料の提出・説明を求められたときは迅速、適切に対応する。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に規定する内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、代表取締役社長社長執行役員の下、適切な内部統制を整備し、運用する体制を構築し、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及びその他関係法令等との適合性を確保する。

12. 反社会的勢力排除に向けた体制整備

1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力排除に向け、コンプライアンス宣言に『市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及びその団体に対しては、毅然とした態度で対応し、一切の関係を持ちません。』と定め、全社的に取り組む。

2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社のコンプライアンス宣言に反社会的勢力に対する基本方針を示すとともに、反社会的勢力排除に向け次のように体制を整備する。

1 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

法務部門を対応統括部署として、事案により関係部門と協議し対応する。各事業所、営業所等に不当要求防止責任者を設置し、反社会的勢力からの不当要求に屈しない体制を構築する。

2 外部の専門機関との連携状況

所轄警察署、警察本部組織犯罪対策課や暴力追放運動推進センター、顧問弁護士等の外部専門機関とともに連携して、反社会的勢力を排除する体制を整備する。また、新潟県企業対象暴力対策協議会に所属して、その指導を受けるとともに情報の共有化を図る。

3 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

法務部門が反社会的勢力に関する情報を収集して一元管理し、反社会的勢力であるかどうかを確認する。

4 反社会的勢力排除に関する規程の整備状況

当社は、反社会的勢力遮断規程を定め、反社会的勢力との関係を一切遮断し、当社が社会から更に信頼される企業となる体制を構築する。

5 研修活動の実施状況

法務部門は、当社及びグループ各社に反社会的勢力排除に向けた啓発活動を行う。

### 1.3. 内部統制の実効性の評価に関する体制

当社は、事業運営において各部門・委員会から代表取締役社長社長執行役員、経営会議及び取締役会向けの各種報告並びにその評価、改善をもって、実効ある内部統制を推進している。

この体制を強化するべく、内部統制推進会議を設置している。各部門・委員会は内部統制システムの運用状況に関して、定期的に内部統制推進会議へ報告を行う。

内部統制推進会議は、内部統制の運用状況の評価を行い、その結果を代表取締役社長社長執行役員及び取締役会へ報告する。

内部統制推進会議は、代表取締役社長社長執行役員及び取締役会からの指摘並びに自らの評価結果に基づいて、内部統制システムの改善を行い、定期的に見直しを行う。

#### ③ 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

当社は、内部監査部門として業務監査室を設置し、監査スタッフ3名により当社の内部監査を実施しております。その結果を代表取締役社長社長執行役員に報告しております。代表取締役社長社長執行役員の指示により、執行役員会若しくは取締役会、又はその双方に報告し、内部統制の改善を行っております。

また、監査役監査については、監査役室を設置し、専任の監査スタッフ2名を配置して、監査役監査を支える体制を確保しております。また、監査役のうち1名は財務・会計に関する専門的知見を有する者を選任し、監査役監査の実効性を確保する上で業務監査室との連携が重要との観点から、業務監査室との間で年度監査計画及び監査結果等について定期的な情報交換を行っております。

監査役と会計監査人との連携は監査計画時、四半期レビュー時、期末決算監査時などに定期的に報告を受けているほか、意見及び情報の交換を積極的に行い、それぞれの監査で得られた内容を相互に共有化することにより、効率的な監査の実施に努めております。

更に内部監査、監査役監査及び会計監査の連携は、各々の役割を相互認識した上で、定期的に三者合同の会合を持ち、情報交換及び意見の交換を行っております。また、経理部門、法務部門などの内部統制部門は、内部統制の整備及び運用の状況に関して内部監査部門（業務監査室）、監査役、会計監査人に対して、必要に応じて報告を行っております。

#### ④ 社外取締役及び社外監査役との関係

社外取締役及び社外監査役を選任するための当社の独立性に関する基準又は方針はないものの、選任にあたっては、東京証券取引所の独立役員の独立性基準（上場管理等に関するガイドラインⅢ 5.（3）の2に列挙されている事由）を参考に、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員を最低1名以上選任することとしており、独立社外取締役2名及び独立社外監査役2名を選任しております。また、会社からの独立性以外の要素として、社外取締役又は社外監査役に期待する機能・役割を踏まえ、経営者としての豊富な経験と高い見識を有する者や、弁護士・公認会計士・税理士等の法律・会計・税務における専門家、及び企業経営・国際経済分野における学者等の専門的な知識や経験を有する者を選任するものとしております。

また、当社では、内部統制システムの整備を積極的に推進し、かつ変化の激しい経営環境に迅速に対応できる体制とすべく取締役任期を選任後1年以内としており、社外取締役は、客観的かつ中立な観点からの確かな提言・助言と意思決定を当社の経営に反映させているとともに、社外監査役2名による外部からの経営の監視機能を十分に果たす体制を整えております。社外取締役咲川 孝氏は長年にわたり国際経営学を専門に研究しており、組織・経営に関する専門家としての知識・経験等を有していることから、引き続き、当社の経営を監督していただくため選任しており、社外取締役富山栄子氏は長年にわたり新興国を含めた自動車産業のグローバルマーケティング分野を中心に研究しており、経済・経営に関する専門家としての知識・経験等を有していることから、当社の経営を監督していただくため選任しております。社外監査役宮島道明氏は公認会計士として培われた専門的知識・経験等を当社の監査に活かしていただくため選任しており、社外監査役齊木悦男氏は弁護士として培われた専門的知識・経験等を当社の監査に活かしていただくため選任しております。

社外取締役富山栄子氏と当社とは、利害関係はありません。

社外取締役咲川 孝氏と当社とは、同氏が当社の株式を400株保有しており、社外監査役宮島道明氏と当社とは、同氏が当社の株式を5,100株保有しており、社外監査役齊木悦男氏と当社とは、同氏が当社の株式を1,100株保有しておりますが、その他の利害関係はありません。

⑤ 役員の報酬等

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	
取締役 (社外取締役を除く。)	285	173	14	97	7
監査役 (社外監査役を除く。)	39	28	—	10	2
社外役員	30	26	—	4	4

ロ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

ニ 役員の報酬等の額の決定に関する方針

役員報酬につきましては、当社の状況、当該役員の職位職責、従業員給与とのバランス等を考慮し、取締役の報酬は株主総会で決議された報酬総額の限度内においてその配分を取締役会にて、監査役の報酬は株主総会で決議された報酬総額の限度内において監査役の協議にて決定しております。

また、経営改革の一環として役員報酬体系の見直しを行い、2011年6月28日開催の株主総会において、役員退職慰労金の打ち切り支給及び取締役に対する株式報酬型ストックオプション制度の導入を決議しております。

なお、その後重任している役員及び在任中の役員への退職慰労金の支給の時期は各人の退任時とし、具体的な金額等の決定は、役員退職慰労金制度廃止時点の当社所定の基準に従い、廃止時点までの在任期間をもとに、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任いただくことをご承認いただいております。

注) 1 取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第70回定時株主総会決議において年額4億円以内(うち社外取締役分は年額5千万円以内。ただし使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない。)と決議いただいております。

2 監査役の報酬限度額は、2006年6月28日開催の第61回定時株主総会決議において年額8千5百万円以内と決議いただいております。

⑥ 株式の保有状況

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 31銘柄

貸借対照表計上額の合計額 18,596百万円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、保有区分、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
本田技研工業(株)	3,497,826	11,721	自動車及び汎用計器事業における取引の円滑化
ヤマハ発動機(株)	671,925	1,801	自動車及び汎用計器事業における取引の円滑化
スズキ(株)	84,000	388	自動車及び汎用計器事業における取引の円滑化
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	446,001	312	資金調達の円滑化
(株)第四銀行	536,662	236	資金調達の円滑化
(株)SUBARU	50,355	205	自動車及び汎用計器事業における取引の円滑化
(株)富山第一銀行	347,457	184	資金調達の円滑化
(株)大光銀行	800,000	176	資金調達の円滑化
(株)ユーシン	184,087	134	自動車及び汎用計器事業における取引の円滑化
三菱電機(株)	50,000	79	民生機器事業における取引の円滑化
MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)	15,750	55	金融取引の円滑化
三信電気(株)	20,000	25	自動車、汎用計器事業並びに民生機器事業における取引の円滑化
(株)ノーリツ	11,000	23	民生機器事業における取引の円滑化
(株)りそなホールディングス	37,880	22	資金調達の円滑化
川崎重工業(株)	60,000	20	自動車及び汎用計器事業における取引の円滑化

(注) (株)ユーシン、三菱電機(株)、MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)、三信電気(株)、(株)ノーリツ、(株)りそなホールディングス、川崎重工業(株)は貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下であります。当社が保有するすべての特定投資株式について記載しております。

(当事業年度)  
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
本田技研工業(株)	3,513,899	12,860	自動車及び汎用計器事業における取引の円滑化
ヤマハ発動機(株)	671,925	2,136	自動車及び汎用計器事業における取引の円滑化
スズキ(株)	84,000	481	自動車及び汎用計器事業における取引の円滑化
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	446,001	310	資金調達の円滑化
(株)第四銀行	53,666	252	資金調達の円滑化
(株)大光銀行	80,000	180	資金調達の円滑化
(株)SUBARU	50,355	175	自動車及び汎用計器事業における取引の円滑化
(株)富山第一銀行	347,457	172	資金調達の円滑化
(株)ユーシン	184,087	139	自動車及び汎用計器事業における取引の円滑化
三菱電機(株)	50,000	85	民生機器事業における取引の円滑化
MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)	15,750	52	金融取引の円滑化
三信電気(株)	20,000	43	自動車、汎用計器事業並びに民生機器事業における取引の円滑化
(株)ノーリツ	11,000	21	民生機器事業における取引の円滑化
(株)りそなホールディングス	37,880	21	資金調達の円滑化
川崎重工業(株)	6,000	20	自動車及び汎用計器事業における取引の円滑化

(注) (株)ユーシン、三菱電機(株)、MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)、三信電気(株)、(株)ノーリツ、(株)りそなホールディングス、川崎重工業(株)は貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下であります。当社が保有するすべての特定投資株式について記載しております。

ハ 保有目的が純投資目的である投資株式  
該当事項はありません。

⑦ 会計監査の状況

当社の監査証明に係る業務を執行した公認会計士は、江島智氏、大島伸一氏の2名であり、新日本有限責任監査法人に所属しております。監査業務に係る補助者の構成につきましては、公認会計士11名、その他16名からなっております。

⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。



⑨ 取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨を定款で定めております。

⑩ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

⑪ 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、機動的な資本政策及び配当政策を行うことを目的とするものであります。

⑫ 責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	54	27	75	9

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

当社が監査公認会計士等に対して支払っている非監査業務の内容は、国際財務報告基準への移行に関する助言業務であります。

当連結会計年度

当社が監査公認会計士等に対して支払っている非監査業務の内容は、国際財務報告基準への移行に関する助言業務であります。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第93条の規定により、国際会計基準(以下「IFRS」という。)に準拠して作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2017年4月1日から2018年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2017年4月1日から2018年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

### 3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備を行っております。その内容は以下のとおりであります。

(1) 会計基準等の変更等についての的確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、同機構及び監査法人等が主催するセミナー等に参加する等を行っております。

(2) IFRSの適用については、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準の把握を行っております。また、IFRSに基づく適正な連結財務諸表を作成するために、IFRSに準拠したグループ会計方針及び会計指針を作成し、それらに基づいて会計処理を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記	IFRS移行日 (2016年4月1日)	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
資産				
流動資産				
現金及び現金同等物	8, 28	41, 548	38, 212	42, 637
営業債権及びその他の債権	9, 28	49, 816	48, 313	50, 542
その他の金融資産	10, 28	17, 859	65, 378	62, 212
棚卸資産	11	38, 926	43, 878	40, 674
その他の流動資産		3, 577	6, 279	5, 957
流動資産合計		151, 729	202, 062	202, 024
非流動資産				
有形固定資産	12, 14	57, 981	60, 199	61, 459
のれん及び無形資産	13, 14	4, 029	4, 055	5, 229
営業債権及びその他の債権	9, 28	57	40	16
その他の金融資産	10, 28	78, 778	23, 302	25, 294
繰延税金資産	15	2, 737	2, 751	3, 078
その他の非流動資産		813	868	1, 028
非流動資産合計		144, 398	91, 217	96, 108
資産合計		296, 127	293, 279	298, 132

(単位：百万円)

	注記	IFRS移行日 (2016年4月1日)	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
負債及び資本				
負債				
流動負債				
営業債務及びその他の債務	16, 28	44, 780	44, 169	44, 583
借入金	17, 28	61, 749	54, 598	46, 815
その他の金融負債	10, 28, 29	112	95	123
未払法人所得税等		1, 340	1, 947	1, 904
短期従業員給付	19	3, 926	4, 300	4, 356
引当金	18	1, 720	4, 188	3, 036
その他の流動負債		1, 007	940	1, 128
流動負債合計		114, 637	110, 240	101, 948
非流動負債				
借入金	17, 28	8, 587	7, 452	13, 116
その他の金融負債	10, 28, 29	175	204	319
長期従業員給付	19	2, 966	3, 129	3, 388
引当金	18	66	67	68
繰延税金負債	15	2, 892	1, 733	2, 595
その他の非流動負債		431	483	415
非流動負債合計		15, 120	13, 070	19, 903
負債合計		129, 758	123, 310	121, 851
資本				
資本金		14, 494	14, 494	14, 494
資本剰余金		6, 553	6, 110	6, 054
利益剰余金		135, 959	144, 068	153, 117
自己株式		△6, 314	△6, 336	△6, 325
その他の資本の構成要素		5, 956	6, 164	3, 040
親会社の所有者に帰属する 持分合計		156, 649	164, 500	170, 381
非支配持分		9, 719	5, 468	5, 899
資本合計		166, 369	169, 969	176, 281
負債及び資本合計		296, 127	293, 279	298, 132

② 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
売上収益	22	245,967	263,163
売上原価		△198,311	△217,924
売上総利益		47,655	45,239
販売費及び一般管理費	23	△32,076	△30,380
その他の収益	24	1,150	818
その他の費用	24	△1,557	△1,567
営業利益		15,172	14,109
金融収益	25	2,188	2,392
金融費用	25	△2,003	△648
税引前利益		15,356	15,854
法人所得税費用	15	△4,159	△3,801
当期利益		11,197	12,052
当期利益の帰属			
親会社の所有者		10,164	11,105
非支配持分		1,032	947
当期利益		11,197	12,052
1株当たり当期利益			
基本的1株当たり当期利益(円)	26	177.51	193.94
希薄化後の1株当たり当期利益(円)	26	177.27	193.67

③ 【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
当期利益		11,197	12,052
その他の包括利益			
純損益に振り替えられることのない項目			
確定給付負債(資産)の純額の再測定	27	△35	△34
純損益に振り替えられることのない 項目合計		△35	△34
純損益に振り替えられる可能性のある 項目			
売却可能金融資産の公正価値の変動	27	1,439	1,290
在外営業活動体の換算差額	27	△1,359	△4,598
純損益に振り替えられる可能性のある 項目合計		80	△3,307
税引後その他の包括利益	27	45	△3,341
当期包括利益		11,242	8,710
当期包括利益の帰属			
親会社の所有者		10,341	7,938
非支配持分		900	771
当期包括利益		11,242	8,710

## ④ 【連結持分変動計算書】

前連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(単位：百万円)

	注記	親会社の所有者に帰属する持分					
		資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	
						その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の利得及び損失	確定給付負債(資産)の純額の再測定
期首残高		14,494	6,553	135,959	△6,314	5,956	—
当期包括利益							
当期利益		—	—	10,164	—	—	—
その他の包括利益		—	—	—	—	1,439	△30
当期包括利益合計		—	—	10,164	—	1,439	△30
所有者との取引等							
配当	21	—	—	△2,004	—	—	—
株式に基づく報酬取引	34	—	20	—	—	—	—
自己株式の取得		—	—	—	△21	—	—
自己株式の処分		—	—	—	—	—	—
非支配持分の取得		—	△463	—	—	—	—
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替		—	—	△30	—	—	30
その他の増減		—	—	△20	—	—	—
所有者との取引等合計		—	△443	△2,056	△21	—	30
期末残高		14,494	6,110	144,068	△6,336	7,396	—

	注記	親会社の所有者に帰属する持分			非支配持分	資本合計
		その他の資本の構成要素		親会社の所有者に帰属する持分合計		
		在外営業活動体の換算差額	合計			
期首残高		—	5,956	156,649	9,719	166,369
当期包括利益						
当期利益		—	—	10,164	1,032	11,197
その他の包括利益		△1,231	177	177	△131	45
当期包括利益合計		△1,231	177	10,341	900	11,242
所有者との取引等						
配当	21	—	—	△2,004	△2,027	△4,032
株式に基づく報酬取引	34	—	—	20	—	20
自己株式の取得		—	—	△21	—	△21
自己株式の処分		—	—	—	—	—
非支配持分の取得		—	—	△463	△3,124	△3,588
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替		—	30	—	—	—
その他の増減		—	—	△20	—	△20
所有者との取引等合計		—	30	△2,490	△5,152	△7,643
期末残高		△1,231	6,164	164,500	5,468	169,969



当連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	注記	親会社の所有者に帰属する持分					
		資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	
						その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の利得及び損失	確定給付負債(資産)の純額の再測定
期首残高		14,494	6,110	144,068	△6,336	7,396	—
当期包括利益							
当期利益		—	—	11,105	—	—	—
その他の包括利益		—	—	—	—	1,290	△42
当期包括利益合計		—	—	11,105	—	1,290	△42
所有者との取引等							
配当	21	—	—	△2,004	—	—	—
株式に基づく報酬取引	34	—	18	—	—	—	—
自己株式の取得		—	—	—	△9	—	—
自己株式の処分		—	△20	—	21	—	—
非支配持分の取得		—	△54	—	—	—	—
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替		—	—	△42	—	—	42
その他の増減		—	—	△9	—	—	—
所有者との取引等合計		—	△55	△2,056	11	—	42
期末残高		14,494	6,054	153,117	△6,325	8,687	—

	注記	親会社の所有者に帰属する持分			非支配持分	資本合計
		その他の資本の構成要素		親会社の所有者に帰属する持分合計		
		在外営業活動体の換算差額	合計			
期首残高		△1,231	6,164	164,500	5,468	169,969
当期包括利益						
当期利益		—	—	11,105	947	12,052
その他の包括利益		△4,415	△3,166	△3,166	△175	△3,341
当期包括利益合計		△4,415	△3,166	7,938	772	8,710
所有者との取引等						
配当	21	—	—	△2,004	△233	△2,237
株式に基づく報酬取引	34	—	—	18	—	18
自己株式の取得		—	—	△9	—	△9
自己株式の処分		—	—	1	—	1
非支配持分の取得		—	—	△54	△106	△160
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替		—	42	—	—	—
その他の増減		—	—	△9	—	△9
所有者との取引等合計		—	42	△2,057	△340	△2,398
期末残高		△5,646	3,040	170,381	5,899	176,281

⑤ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前利益		15,356	15,854
減価償却費及び償却費		8,461	9,142
減損損失		812	53
受取利息及び受取配当金		△2,169	△2,392
支払利息		244	186
固定資産売却損益(△は益)		51	113
営業債権及びその他の債権の増減額 (△は増加)		△3,041	△895
棚卸資産の増減額(△は増加)		△5,897	3,564
営業債務及びその他の債務の増減額 (△は減少)		747	△257
引当金の増減額(△は減少)		2,626	△1,146
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)		143	250
為替差損益(△は益)		1,021	△374
その他		1,747	880
小計		20,101	24,979
利息・配当金の受取額		2,151	2,234
利息の支払額		△314	△244
法人所得税の支払額		△5,421	△4,002
その他		△12	△444
営業活動によるキャッシュ・フロー		16,504	22,522
投資活動によるキャッシュ・フロー			
定期預金の純増減額(△は増加)		9,734	△812
有形固定資産及び無形資産の取得による支出		△12,400	△13,017
有形固定資産及び無形資産の売却による収入		236	359
投資有価証券の取得による支出		△59	△66
投資有価証券の売却による収入		23	0
貸付けによる支出		△5	△5
貸付金の回収による収入		9	281
その他		△15	△2
投資活動によるキャッシュ・フロー		△2,476	△13,263
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の純増減額(△は減少)		△7,071	△7,535
長期借入れによる収入		5,000	10,000
長期借入金の返済による支出		△6,300	△4,400
リース債務の返済による支出		△207	△118
非支配持分への配当金の支払額		△2,698	△244
自己株式取得・売却による収支		△10	△45
配当金の支払額	21	△2,004	△2,004
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の 取得による支出		△3,095	△113
財務活動によるキャッシュ・フロー		△16,388	△4,461
現金及び現金同等物に係る換算差額		△975	△373
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)		△3,335	4,424
現金及び現金同等物の期首残高	8	41,548	38,212
現金及び現金同等物の期末残高	8	38,212	42,637

## 【連結財務諸表注記】

### 1. 報告企業

日本精機株式会社（以下「当社」という。）は日本国に所在する企業であります。

2018年3月31日を期日とする連結財務諸表は、当社及びその子会社（以下「当社グループ」という。）から構成されております。当社グループは自動車及び汎用計器事業、民生機器事業、自動車販売事業を主な事業としております。

### 2. 作成の基礎

#### (1) IFRSに準拠している旨及び初度適用に関する事項

当社グループの連結財務諸表は、国際会計基準審議会によって公表された国際会計基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成しております。当社は「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件をすべて満たしているため、同第93条の規定によりIFRSに準拠して作成しております。

当社グループは、2017年4月1日に開始する当連結会計年度よりIFRSを初めて適用しており、当連結会計年度の年次の連結財務諸表がIFRSに準拠して作成する最初の連結財務諸表となります。IFRSへの移行日は2016年4月1日であります。従前の会計基準が日本基準であり、日本基準による直近の連結財務諸表に表示されている会計期間の末日は2017年3月31日であります。また、当社グループはIFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」において認められた免除規定を適用しております。なお、IFRSにおいて開示が求められている調整表については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 38. 初度適用」に記載しております。

連結財務諸表は、2018年6月26日に当社代表取締役社長社長執行役員佐藤守人により承認されています。

#### (2) 測定の基礎

当社グループの連結財務諸表は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 3. 重要な会計方針」に記載のとおり、公正価値で測定されている特定の金融商品等を除き、取得原価に基づき計上しております。

#### (3) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの連結財務諸表は当社の機能通貨である日本円(百万円単位、単位未満切捨て)で表示してしております。

### 3. 重要な会計方針

以下の会計方針は、連結財務諸表(IFRS移行日の連結財政状態計算書を含む)に記載しているすべての期間に適用しております。

#### (1) 連結の基礎

子会社とは、当社グループにより支配されている企業をいいます。支配とは、当社が投資先への関与から生じる変動リターンにさらされている、又は変動リターンに対する権利を有し、かつ、投資先に対するパワーを通じてそれらのリターンに影響を及ぼす能力を有していることをいいます。

子会社の財務諸表は、当社が支配を獲得した日から支配を喪失する日まで、連結の対象に含めております。

子会社が適用する会計方針が当社グループの適用する会計方針と異なる場合には、必要に応じて当該子会社の財務諸表に調整を加えております。当社グループ間の債権債務残高及び内部取引高、並びに当社グループ間の取引から発生した未実現損益は、連結財務諸表の作成に際して消去しております。

子会社の非支配持分は、当社グループの持分とは別に識別しております。子会社の包括利益については、非支配持分が負の残高となる場合であっても、親会社の所有者に帰属する持分と非支配持分に配分しております。

## (2) 企業結合

企業結合は取得法により会計処理しております。取得対価は、被取得企業の支配と交換に譲渡した資産、引き受けた負債及び当社が発行する資本性金融商品の取得日の公正価値の合計として測定しております。取得対価が識別可能な資産及び負債の公正価値を超過する場合は、のれんとして計上しております。反対に下回る場合には、純損益として認識しております。

支配の喪失を伴わない子会社に対する所有持分の変動は、資本取引として処理しております。

## (3) 外貨換算

### ① 外貨建取引

当社グループの各企業は、その企業が営業活動を行う主たる経済環境の通貨として、それぞれ独自の機能通貨を定めており、各企業の取引はその機能通貨により測定しております。

各企業が個別財務諸表を作成する際、その企業の機能通貨以外の通貨での取引の換算については、取引日の為替レート、又は取引日の為替レートに近似するレートを使用しております。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで換算しております。

決済又は換算から生じる換算差額は、原則として純損益として処理しております。

### ② 在外営業活動体の財務諸表

在外営業活動体の資産及び負債については期末日の為替レート、収益及び費用については期中平均為替レートをを用いて日本円に換算しております。ただし、当該平均為替レートが取引日における為替レートの累積的影響の合理的な概算値といえない場合には、取引日の為替レートで換算しております。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。在外営業活動体について、支配の喪失をした場合には、その他の包括利益として認識された在外営業活動体の換算差額の累計額を処分した期間に純損益として認識しております。

なお、当社グループは、IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」の免除規定を採用し、移行日に存在していた累積換算差異を利益剰余金に振り替えております。

## (4) 金融商品

### ① 金融資産

#### (i) 当初認識及び測定

金融資産は、契約の当事者となる時点で当初認識し、当初認識時点において以下に分類しております。

#### (a) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

売買目的保有金融資産又は純損益を通じて公正価値で測定することを指定した金融資産

#### (b) 満期保有投資

固定又は決定可能な支払金額と固定の満期日を有する非デリバティブ金融資産で、当社グループが満期まで保有する明確な意図と能力を有するもの

#### (c) 貸付金及び債権

支払額が固定又は決定可能な非デリバティブ金融資産のうち、活発な市場での取引がないもの

#### (d) 売却可能金融資産

非デリバティブ金融資産のうち、売却可能金融資産に指定されたもの、または上記(a)、(b)、(c)のいずれにも分類されないもの

金融資産は、当初認識時点において公正価値で測定し、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産を除き、取得に直接起因する取引費用を加算して算定しております。

(ii) 事後測定

(a) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は公正価値で測定し、再測定から生じる利得又は損失は純損益として認識しております。

(b) 満期保有投資

満期保有投資は、実効金利法による償却原価から減損損失を控除した金額で測定しております。

(c) 貸付金及び債権

貸付金及び債権は、原則として実効金利法による償却原価から減損損失を控除した金額で測定しております。

(d) 売却可能金融資産

売却可能金融資産は、決算日現在の公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる損益はその他の包括利益として認識しております。

なお、貨幣性資産に係る外貨換算差額は純損益として認識しております。

(iii) 金融資産の減損

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産以外の金融資産は、決算日において減損していることを示す客観的証拠が存在するか否かを検討しております。金融資産については、客観的な証拠によって損失事象が当初認識後に発生したことが示されており、かつ、その損失事象が当該金融資産の見積将来キャッシュ・フローにマイナスの影響を及ぼすことが合理的に予測できる場合に減損していると判定しております。

売却可能金融資産については、その公正価値が著しく下落している、または長期にわたり取得原価を下回っていることも、減損の客観的証拠となります。

売上債権のような特定の分類の金融資産は、個別に減損の客観的証拠が存在しない場合でも、さらにグループ単位で減損の評価をしております。

償却原価で計上している金融資産について認識した減損損失の金額は、当該資産の帳簿価額と見積将来キャッシュ・フローを金融資産の当初の実効金利で割り引いた金融資産の現在価値との差額であります。以後の期間において、減損損失の額が減少したことを示す客観的事象が発生した場合には、減損損失を戻入れ、純損益として認識しております。

売却可能金融資産が減損している場合には、その他の包括利益に認識した累積利得又は損失を、その期間の純損益に振り替えております。売却可能な資本性金融商品については、以後の期間において、減損損失の戻入れは認識いたしません。一方、売却可能な負債性金融商品については、以後の期間において、公正価値が増加を示す客観的事象が発生した場合には、当該減損損失を戻入れ、純損益として認識しております。

(iv) 金融資産の認識の中止

金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した時、または金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてが契約の相手方に移転した場合にのみ金融資産の認識を中止しております。

金融資産の認識の中止に際しては、資産の帳簿価額と受取った又は受取可能な対価との差額及びその他の包括利益に認識した累積利得又は損失は純損益として認識しております。

② 金融負債

(i) 当初認識及び測定

金融負債は、契約の当事者となる時点で当初認識し、当初認識時点において以下に分類しております。

(a) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

純損益を通じて公正価値で測定することを指定した金融負債

(b) その他の金融負債（借入金含む）

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債以外のもの

金融負債は、当初認識時点において公正価値で測定し、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債を除き、発行に直接帰属する取引費用を減算して算定しております。

(ii) 事後測定

(a) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債は公正価値で測定し、再測定から生じる利得又は損失は純損益として認識しております。

(b) その他の金融負債（借入金含む）

その他の金融負債は、原則として実効金利法を使用して償却原価で測定しております。

(iii) 金融負債の認識の中止

金融負債が消滅した時、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消又は失効となった場合にのみ、金融負債の認識を中止しております。金融負債の認識の中止に際しては、金融負債の帳簿価額と支払われた又は支払う予定の対価の差額は純損益として認識しております。

金融資産と金融負債は、認識している金額を相殺する法的に強制可能な権利を現在有しており、かつ純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有している場合にのみ相殺しております。

③ デリバティブ金融商品

デリバティブは、契約が締結された日の公正価値で当初認識し、当初認識後は公正価値で再測定しております。

デリバティブ金融商品の公正価値の変動は、ヘッジ会計が適用されているものを除き、直ちに純損益として認識しております。

為替及び金利変動によるリスクのヘッジは、外国為替先物やオプション、金利スワップ等のデリバティブ金融商品の利用により実行されております。

ヘッジは、将来の金利変動によるリスク又は為替リスク等のリスクをカバーしております。ヘッジ会計を適用するためには、ヘッジの開始時点において、ヘッジ関係並びにヘッジの実施についての企業のリスク管理目的及び戦略に関する公式な指定及び文書化を行う必要があります。

なお、現在ヘッジ会計の要件を満たすヘッジはございません。

(5) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されております。

(6) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しております。取得原価は、原則として総平均法に基づいて算定しております。また、正味実現可能価額は、通常の事業過程における予想売価から、完成までに要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除した額であります。

(7) 有形固定資産

有形固定資産については、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用及び原状回復費用等が含まれております。

土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しております。

主な見積耐用年数は次のとおりであります。

・建物及び構築物	2～60年
・機械装置及び運搬具	2～15年
・工具、器具及び備品	2～25年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、年度毎に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

## (8) 無形資産

### ① ソフトウェア

内部利用のソフトウェアは、当初認識時に取得原価で測定しております。準備段階において発生した内部及び外部費用は発生時の費用とし、開発段階において発生した内部及び外部費用を無形資産に計上しております。導入後に発生するメンテナンス等の費用は発生時の費用としております。

償却費は、見積耐用年数（主に5年）にわたり定額法で計上しております。見積耐用年数及び償却方法は、年度毎に見直しを行い、必要に応じて変更しております。

### ② 開発費

新しい科学的又は技術的知識を得ることを目的とする研究開発活動に対する支出は、発生時に費用計上しております。

開発活動による支出については、以下の条件を満たす場合に無形資産として資産計上しております。

- ・ 開発を完成させることが技術的に実現可能である
- ・ 開発した無形資産を、使用又は売却する意図がある
- ・ 開発した無形資産を、使用又は売却する能力がある
- ・ 開発した無形資産により、将来経済的便益を得られる可能性が高い
- ・ 無形資産の開発を完成させ、さらにそれを使用又は売却するために必要な経営資源を有している
- ・ 開発費を信頼性をもって測定できる

償却費は、見積耐用年数（5年）にわたり定額法で計上しております。見積耐用年数及び償却方法は、年度毎に見直しを行い、必要に応じて変更しております。

## (9) リース

契約上、資産の所有に伴うリスクと経済価値が実質的にすべて当社グループに移転するリースは、ファイナンス・リース（借手）に分類し、それ以外の場合には、オペレーティング・リース（借手）に分類しております。

ファイナンス・リース取引（借手）におけるリース資産は、リース開始日に算定したリース物件の公正価値と最低リース料総額の現在価値のいずれか低い金額で当初認識しております。当初認識後は、当該資産に適用される会計方針に基づいて、見積耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、減価償却を行っております。

リース料は、利息法に基づき金融費用とリース債務の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しております。

オペレーティング・リース取引（借手）においては、リース料は連結損益計算書において、リース期間にわたって定額法により費用として認識しております。ただし、他の規則的な方法により利用者の便益の時間的パターンがより適切に表される場合は、発生した期間の費用として認識しております。

契約上、資産の所有に伴うリスクと経済価値が実質的にすべて借手に移転するリースは、ファイナンス・リース（貸手）に分類しております。

ファイナンス・リース（貸手）によるリース債権は、正味リース投資未回収額で当初認識しております。

当初認識後は正味リース投資未回収額に一定の期間利益率を反映した上で認識し、純損益として発生した期間に認識しております。

#### (10) 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社の非金融資産の帳簿価額は、年度毎に減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と売却費用控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としております。使用価値の算定における見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いております。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位の統合しております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の回収可能価額が、帳簿価額を下回っている場合は、当該資産又は資金生成単位の帳簿価額を回収可能価額まで切り下げ、当該切り下げ額を純損益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、資金生成単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額の割合に応じて減額しております。

過去に認識した減損損失は、年度毎に損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しております。

減損の戻し入れの兆候があり回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻し入れております。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費又は償却費を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として戻し入れております。

このような見積りは、経営者による最善の見積りにより行っておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって実際の結果と異なる可能性があります。

#### (11) 従業員給付

##### ① 退職後給付

当社グループは、従業員の退職後給付制度として確定給付制度と確定拠出制度を有しております。

当社グループは、確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用を、予測単位積増方式を用いて算定しております。

確定給付制度債務の現在価値の計算に用いる割引率は、給付支払の見積時期を反映させ、原則として報告期間の末日時点における優良社債の市場利回りに基づき算定しております。

確定給付制度に係る負債又は資産は、確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値を控除し算定しております。また、勤務費用と確定給付債務（資産）の純額に係る利息純額は、発生した会計期間において純損益として認識しております。確定給付制度の給付債務及び制度資産の再測定による債務の増減をその他の包括利益で認識し、累積額は直ちに利益剰余金に振り替えております。

このような見積りは、経営者による最善の見積りにより行っておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果や関連法令の改正・公布によって実際の結果と異なる可能性があります。

##### ② 短期従業員給付

短期従業員給付は、従業員により労働が提供された時点で、当該労働の対価として支払うと見込まれる額を純損益として認識しております。

賞与は、従業員から過去に提供された労働の対価として支払うべき現在の法的又は推定的債務を負っており、かつ信頼性をもって金額を見積ることができる場合に、負債として認識しております。

このような見積りは、経営者による最善の見積りにより行っておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって実際の結果と異なる可能性があります。



## (12) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、現在の法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出を生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りが可能な場合に認識しております。引当金は、時間的価値の影響が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値に対する現在の市場評価とその負債に特有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いております。

このような見積りは、製品の販売先からもたらされる最新の情報や過去の実績及び経営者による最善の見積りにより行っておりますが、実際の結果と異なる可能性があります。

主な引当金の計上方法は次のとおりであります。

### ① 製品補償損失引当金

顧客に納入した製品に対し発生したクレームに係わる費用に備えるため、今後発生が見込まれる補償費等について合理的に見積もられる額を計上しております。

### ② 訴訟損失引当金

訴訟に係る損失に備えるため、その経過等の状況に基づく損失負担見込額を計上しております。

## (13) 自己株式

自己株式は取得価額で測定し、資本から控除しております。自己株式を売却した場合は、帳簿価額と売却時の対価との差額は資本剰余金として認識しております。

## (14) 収益

収益は、物品の販売及びサービスの提供から受領した又は受領可能な対価の公正価値から、値引、割戻及び売上関連の税金を控除した金額で測定しております。

### ① 物品の販売

物品の販売からの収益は、以下の条件すべてが満たされたときに認識しております。

- ・物品の所有に伴う重要なリスク及び経済価値を買手に移転したこと
- ・販売された物品に対して、所有と通常結び付けられる程度の継続的な管理上の関与も実質的な支配も保持していないこと
- ・収益の額を、信頼性をもって測定できること
- ・その取引に関連する経済的便益が流入する可能性が高いこと
- ・その取引に関連して発生した又は発生する原価を、信頼性をもって測定できること

### ② サービスの提供

サービスの提供に関する取引の成果は、以下の条件が満たされる場合は信頼性をもって見積ることができる判断し、その取引に関する収益を、報告期間の末日現在のその取引の進捗度に応じて認識しております。

- ・収益の額を、信頼性をもって測定できること
- ・その取引に関する経済的便益が流入する可能性が高いこと
- ・その取引の進捗度を、報告期間の末日において信頼性をもって測定できること
- ・その取引について発生した原価及び取引の完了に要する原価を、信頼性をもって測定できること

### ③ 利息収益及び配当金

利息及び配当金を生む企業資産を第三者が利用することにより生じる収益は以下の条件すべてが満たされたときに認識しております。

- ・取引に関連する経済的便益が流入する可能性が高いこと
- ・収益の額を、信頼性をもって測定できること

(15) 法人所得税

法人所得税は、当期税金及び繰延税金から構成されております。これらは、企業結合に関連する項目及び直接資本の部又はその他の包括利益として認識される項目を除き、純損益として認識しております。

当期税金は、税務当局に対する納付又は税務当局から還付が予想される金額で測定しております。税額の算定にあたっては、当社グループが事業活動を行い、課税対象となる所得を稼得する国において、報告期間の末日において制定され又は実質的に制定されている税法及び税率に従っております。

繰延税金は、決算日における資産及び負債の財政状態計算書上の帳簿価額と税務基準額との一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除に対して認識しております。

繰延税金負債は原則としてすべての将来加算一時差異について認識し、繰延税金資産は将来減算一時差異、税務上の繰越欠損金及び繰越税額控除のうち将来その使用対象となる課税所得が稼得される可能性が高い範囲内で認識しております。

繰延税金資産の帳簿価額は、各報告期間の末日現在で再検討し、繰延税金資産の一部又は全額の便益を実現させるのに十分な課税所得を稼得する可能性が高くなった範囲で、繰延税金資産の帳簿価額を減額しております。未認識の繰延税金資産は、各報告期間の末日現在で再検討し、将来の課税所得が繰延税金資産の回収を可能にする可能性が高くなった範囲で認識しております。

繰延税金資産及び負債は、報告期間の末日において制定され又は実質的に制定されている税法及び税率に基づいて資産が実現する期間又は負債が決済される期間に適用されると予想される税法及び税率によって測定しております。

繰延税金資産及び負債は、当期税金資産と当期税金負債を相殺する法律上強制力のある権利を有し、かつ同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合、相殺しております。

このような見積りは、経営者による最善の見積りにより行っておりますが、将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって実際の結果と異なる可能性があります。

#### 4. 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断

連結財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を設定しております。ただし、実際の業績は、これらの見積りとは異なる結果となる可能性があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直しております。会計上の見積りの変更による影響は、その見積りを変更した会計期間及び影響を受ける将来の会計期間において認識しております。

経営者が行った連結財務諸表の金額に重要な影響を与える見積り及び判断は、以下のとおりであります。

- ・ 非金融資産の減損－注記3. 重要な会計方針 (10) 「非金融資産の減損」
- ・ 確定給付制度債務の測定－注記3. 重要な会計方針 (11) 「従業員給付」
- ・ 製品補償損失引当金－注記3. 重要な会計方針 (12) 「引当金」
- ・ 繰延税金資産の回収可能性－注記3. 重要な会計方針 (15) 「法人所得税」

#### 5. 未適用の新たな基準書及び解釈指針

連結財務諸表の承認日までに公表されている基準書及び解釈指針の新設又は改訂のうち、当社グループで早期適用していない主な基準等は以下のとおりであります。

基準書	基準名	強制適用時期 (以降開始年度)	当社グループ 適用年度	新設・改訂の概要
IFRS第15号	顧客との 契約から 生じる収益	2018年1月1日	2019年3月期	収益認識に関するフレームワークの明示
IFRS第9号	金融商品	2018年1月1日	2019年3月期	金融商品の分類、測定及び認識に係る改訂等
IFRS第16号	リース	2019年1月1日	2020年3月期	リース契約に関する会計処理の改訂

IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」は、収益の認識に関する基準であり、当社グループの2018年4月1日に開始される連結会計年度から強制適用されます。この新しい基準は、従来のIAS第18号「収益」及び第11号「工事契約」の内容を置き換えるものです。当社グループでは、この新しい会計基準の適用による影響について現時点で算定中であり、自動車販売における契約等において収益認識額が増減する可能性があります。連結財務諸表への重要な影響は無いものと考えております。

IFRS第9号「金融商品」につきましては、現在適用されているIAS第39号「認識及び測定」を置き換える基準となります。この基準で、金融商品の分類変更、金融商品の当初認識後の測定（事後測定）における評価差額の取り扱いの変更、債権等の評価において将来予測に基づく複数のシナリオを用いた信用損失（減損）の可能性を検討してその金額を測定するといった予想信用損失モデルの適用、一般ヘッジ会計におけるヘッジの有効性判定に関する要求事項の簡素化や、ヘッジにかかるコストの取り扱いの変更等が行われます。当社グループではこの基準の適用による連結財務諸表への重要な影響は無いものと考えております。

IFRS第16号「リース」につきまして当社グループの主な変更点としては、現行のIAS第17号においては、オペレーティング・リース取引に係る支払義務は財務諸表において注記することが要求されておりましたが、IFRS第16号では、リース資産を使用する権利及びリース料の支払義務は財政状態計算書において使用権資産及びリース負債として認識することが要求されます。また、IFRS第16号では、賃借料に代わって減価償却費及び利息費用が損益計算書に計上されることとなります。当該影響は金額的影響も含め、当社グループ全体でのIFRS第16号適用について検討中であります。

## 6. セグメント情報

### (1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、最高経営意思決定機関が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。なお、報告にあたって事業別セグメントの集約は行っておりません。

当社グループでは、製品別の事業単位を置き、各事業単位は取り扱う製品、サービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社グループは事業単位を基礎として、主に製品の特性に基づき、「自動車及び汎用計器事業」、「民生機器事業」、及び「自動車販売事業」を報告セグメントとしております。

「自動車及び汎用計器事業」は、四輪車用計器、ヘッドアップディスプレイ、二輪車用計器、汎用計器、各種センサーの製造販売をしております。「民生機器事業」は、OA・情報機器操作パネル、空調・住設機器コントローラー、FA・アミューズメントユニットASSY、高密度実装基板EMSの製造販売をしております。「自動車販売事業」は新車・中古車の販売、車検・整備等のサービスを行っております。

### (2) セグメント収益及び業績

当社グループの報告セグメントによる収益及び業績は次のとおりであります。

前連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務 諸表 計上額 (注) 3
	自動車 及び 汎用計器 事業	民生機器 事業	自動車 販売事業	計				
売上収益								
外部顧客への売上収益	195,990	11,398	21,435	228,824	17,142	245,967	—	245,967
セグメント間の 内部売上収益又は振替高	—	—	34	34	16,679	16,713	△16,713	—
計	195,990	11,398	21,469	228,859	33,821	262,681	△16,713	245,967
セグメント利益又は 損失(△)	15,188	18	1,055	16,263	△833	15,430	△257	15,172
金融収益	—	—	—	—	—	—	—	2,188
金融費用	—	—	—	—	—	—	—	△2,003
税引前利益	—	—	—	—	—	—	—	15,356
セグメント資産	203,892	9,858	12,070	225,821	16,279	242,101	51,178	293,279
その他の項目								
減価償却費及び償却費	6,858	240	502	7,601	761	8,363	97	8,461
減損損失	—	—	—	—	812	812	—	812
資本的支出	9,710	285	1,153	11,148	1,171	12,320	383	12,703

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ディスプレイ事業、貨物運送、ソフトウェアの開発販売、受託計算、樹脂材料の加工・販売等を含んでおります。

2 調整額は次のとおりであります。

(1) セグメント利益又は損失(△)の調整額△257百万円は、セグメント間取引消去等であります。

(2) セグメント資産の調整額51,178百万円には、全社資産51,677百万円が含まれております。全社資産は、主に提出会社の資金(現金及び預金、投資有価証券)であります。

(3) 減価償却費及び償却費の調整額97百万円は、全社資産の減価償却費であります。

(4) 資本的支出の調整額383百万円は、全社資産に対する投資であります。

3 セグメント利益又は損失(△)は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務 諸表 計上額 (注) 3
	自動車 及び 汎用計器 事業	民生機器 事業	自動車 販売事業	計				
売上収益								
外部顧客への売上収益	206,993	14,037	22,826	243,856	19,307	263,163	—	263,163
セグメント間の 内部売上収益又は振替高	—	—	64	64	17,393	17,457	△17,457	—
計	206,993	14,037	22,890	243,921	36,700	280,621	△17,457	263,163
セグメント利益又は 損失(△)	11,308	△532	1,140	11,916	2,701	14,617	△507	14,109
金融収益	—	—	—	—	—	—	—	2,392
金融費用	—	—	—	—	—	—	—	△648
税引前利益	—	—	—	—	—	—	—	15,854
セグメント資産	198,484	11,224	12,471	222,181	19,500	241,681	56,451	298,132
その他の項目								
減価償却費及び償却費	7,577	317	511	8,406	661	9,068	74	9,142
減損損失	—	53	—	53	—	53	—	53
資本的支出	9,752	327	843	10,923	1,149	12,072	222	12,295

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ディスプレイ事業、貨物運送、ソフトウェアの開発販売、受託計算、樹脂材料の加工・販売等を含んでおります。

2 調整額は次のとおりであります。

- (1) セグメント利益又は損失(△)の調整額△507百万円は、セグメント間取引消去等であります。
- (2) セグメント資産の調整額56,451百万円には、全社資産56,405百万円が含まれております。全社資産は、主に提出会社の資金(現金及び預金、投資有価証券)であります。
- (3) 減価償却費及び償却費の調整額74百万円は、全社資産の減価償却費であります。
- (4) 資本的支出の調整額222百万円は、全社資産に対する投資であります。

3 セグメント利益又は損失(△)は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(3) 地域に関する情報

当社グループの地域別の外部顧客への売上収益及び非流動資産(金融商品、繰延税金資産、退職後給付に係る資産及び保険契約から生じる権利は除く)は次のとおりであります。

なお、外部顧客への売上収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

① 外部顧客への売上収益

前連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(単位:百万円)

	日本	米州	欧州	アジア	合計
外部顧客への売上収益	97,121	62,948	21,304	64,592	245,967

当連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位:百万円)

	日本	米州	欧州	アジア	合計
外部顧客への売上収益	90,085	55,231	25,221	92,624	263,163

② 非流動資産

IFRS移行日(2016年4月1日)

(単位:百万円)

	日本	米州	欧州	アジア	合計
非流動資産	38,719	8,631	1,639	13,835	62,825

前連結会計年度(2017年3月31日)

(単位:百万円)

	日本	米州	欧州	アジア	合計
非流動資産	40,676	8,883	1,753	13,810	65,123

当連結会計年度(2018年3月31日)

(単位:百万円)

	日本	米州	欧州	アジア	合計
非流動資産	43,817	8,212	2,012	13,676	67,718

(4) 主要な顧客に関する情報

当社グループの売上収益の10%を超える単一の外部顧客に対する売上収益は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

顧客の名称	関連するセグメント名	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
本田技研工業株式会社 グループ	自動車及び汎用計器事業	51,456	59,236
GENERAL MOTORS COMPANY グループ	自動車及び汎用計器事業	26,151	29,189

7. 企業結合

前連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

8. 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	IFRS移行日 (2016年4月1日)	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
現金及び預金	41,548	38,212	42,637

連結財政状態計算書における「現金及び現金同等物」の残高と連結キャッシュ・フロー計算書における「現金及び現金同等物」の残高は一致しております。

9. 営業債権及びその他の債権

営業債権及びその他の債権の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	IFRS移行日 (2016年4月1日)	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
売掛金	37,643	38,233	37,927
受取手形及び電子記録債権	5,598	6,358	7,317
未収入金	6,711	4,020	5,561
その他	90	73	26
貸倒引当金	△169	△332	△274
合計	49,873	48,353	50,559
流動	49,816	48,313	50,542
非流動	57	40	16
合計	49,873	48,353	50,559

10. その他の金融資産及びその他の金融負債

(1) その他の金融資産の内訳

(単位：百万円)

	IFRS移行日 (2016年4月1日)	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
その他の金融資産			
純損益を通じて公正価値 で測定される金融資産	—	135	37
売却可能金融資産	19,654	21,712	23,589
貸付金及び債権	76,983	66,832	63,880
合計	96,638	88,680	87,507
流動	17,859	65,378	62,212
非流動	78,778	23,302	25,294
合計	96,638	88,680	87,507

(2) その他の金融負債の内訳

(単位：百万円)

	IFRS移行日 (2016年4月1日)	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
その他の金融負債			
償却原価で測定される 金融負債	288	299	442
合計	288	299	442
流動	112	95	123
非流動	175	204	319
合計	288	299	442

11. 棚卸資産

棚卸資産の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	IFRS移行日 (2016年4月1日)	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
商品及び製品	13,045	16,751	15,840
仕掛品	3,559	4,022	4,069
原材料及び貯蔵品	22,321	23,104	20,763
合計	38,926	43,878	40,674

売上原価の大部分は期中に費用として認識された棚卸資産であります。

費用として認識された棚卸資産の評価減の金額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
評価減の金額	396	158



## 12. 有形固定資産

(1) 有形固定資産の内訳及び増減は次のとおりであります。

### ① 取得価額

(単位：百万円)

	建物	構築物	機械装置	運搬具	工具器具 及び備品	土地	建設 仮勘定	合計
2016年4月1日	42,203	3,358	58,019	1,822	39,761	18,041	2,257	165,465
取得(注)	1,503	160	4,485	803	3,297	577	7,402	18,229
売却又は処分	△411	△43	△793	△97	△1,448	△1,060	△1	△3,856
本勘定への振替(注)	—	—	—	—	—	—	△6,477	△6,477
在外営業活動体の換算差額	△337	△0	△1,155	△5	△229	△15	△37	△1,781
その他	△2	—	△68	△486	△53	—	△66	△676
2017年3月31日	42,955	3,474	60,487	2,036	41,327	17,542	3,077	170,901
取得(注)	1,889	195	4,585	783	3,176	147	6,403	17,180
売却又は処分	△632	△38	△1,676	△92	△1,313	△28	△1	△3,782
本勘定への振替(注)	—	—	—	—	—	—	△6,716	△6,716
在外営業活動体の換算差額	△132	△9	153	△9	△191	△18	8	△200
その他	△18	—	△31	△535	39	△20	△100	△667
2018年3月31日	44,061	3,621	63,519	2,182	43,037	17,622	2,670	176,715

(注) 「本勘定への振替」の減少額は、「取得」における各資産の増加として振り替えております。

### ② 減価償却累計額及び減損損失累計額

(単位：百万円)

	建物	構築物	機械装置	運搬具	工具器具 及び備品	土地	合計
2016年4月1日	△26,223	△2,797	△43,141	△944	△32,428	△1,947	△107,483
減価償却費	△1,347	△88	△3,047	△363	△2,584	—	△7,431
減損損失	△29	△3	△385	—	△9	△173	△601
売却又は処分	377	40	715	308	1,343	1,059	3,845
在外営業活動体の換算差額	178	3	681	10	144	—	1,019
その他	2	—	△12	△5	△35	—	△51
2017年3月31日	△27,041	△2,844	△45,190	△994	△33,570	△1,061	△110,702
減価償却費	△1,230	△108	△3,435	△318	△2,651	—	△7,743
減損損失	△0	—	—	—	△42	—	△43
売却又は処分	466	36	1,430	86	1,261	—	3,281
在外営業活動体の換算差額	△25	8	△256	6	178	—	△87
その他	△18	△0	△23	225	△142	—	40
2018年3月31日	△27,850	△2,908	△47,475	△993	△34,967	△1,061	△115,255

有形固定資産の減価償却費は、連結損益計算書の「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に含まれております。なお、減損損失の内容については注記「14. 減損損失」に記載しております。

③ 帳簿価額

(単位：百万円)

	建物	構築物	機械装置	運搬具	工具器具 及び備品	土地	建設 仮勘定	合計
2016年4月1日	15,980	561	14,877	877	7,332	16,094	2,257	57,981
2017年3月31日	15,914	629	15,297	1,042	7,756	16,481	3,077	60,199
2018年3月31日	16,211	713	16,043	1,189	8,070	16,561	2,670	61,459

各有形固定資産の帳簿価額に含まれる、ファイナンス・リースによるリース資産の帳簿価額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	IFRS移行日 (2016年4月1日)	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
機械装置及び運搬具	89	78	71
工具器具及び備品	164	171	281
合計	253	249	353

(2) IFRS移行日、前連結会計年度及び当連結会計年度における資金調達及び取引保証等に対する担保差入資産は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	IFRS移行日 (2016年4月1日)	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
有形固定資産	567	506	475

13. のれん及び無形資産

のれんを含む無形資産の内訳及び増減は次のとおりであります。

(1) 取得価額

(単位：百万円)

	ソフトウェア	開発費	ソフトウェア 仮勘定	その他	合計
2016年4月1日	6,628	1,415	871	11	8,927
取得	1,125	—	194	0	1,320
内部開発による増加	—	70	—	—	70
売却又は処分	△4	—	—	—	△4
本勘定への振替	—	—	—	—	—
在外営業活動体の換算差額	△0	—	△0	—	△0
その他	3	—	—	—	3
2017年3月31日	7,752	1,486	1,065	12	10,316
取得(注)	1,358	—	1,314	—	2,672
内部開発による増加	—	0	—	—	0
売却又は処分	△18	—	—	—	△18
本勘定への振替(注)	—	—	△13	—	△13
在外営業活動体の換算差額	△14	—	△0	—	△15
その他	9	△108	—	—	△98
2018年3月31日	9,086	1,378	2,365	12	12,843

(注) 「本勘定への振替」の減少額は、「取得」における各資産の増加として振り替えております。

(2) 償却累計額及び減損損失累計額

(単位：百万円)

	ソフトウェア	開発費	その他	合計
2016年4月1日	△4,472	△418	△6	△4,897
償却費	△899	△253	△0	△1,153
減損損失	△210	—	—	△210
売却又は処分	4	—	—	4
在外営業活動体の換算差額	8	—	—	8
その他	△11	—	—	△11
2017年3月31日	△5,582	△671	△6	△6,260
償却費	△926	△345	△0	△1,272
減損損失	△10	—	—	△10
売却又は処分	13	—	—	13
在外営業活動体の換算差額	15	—	—	15
その他	△206	108	—	△98
2018年3月31日	△6,696	△909	△7	△7,613

無形資産の償却費は、連結損益計算書の「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に含まれております。

前連結会計年度及び当連結会計年度における期中に費用として認識された研究開発費は、4,404百万円、4,147百万円であり、連結損益計算書の「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に含まれております。

### (3) 帳簿価額

(単位：百万円)

	ソフトウェア	開発費	ソフトウェア 仮勘定	その他	合計
2016年4月1日	2,155	997	871	5	4,029
2017年3月31日	2,170	814	1,065	5	4,055
2018年3月31日	2,390	468	2,365	5	5,229

#### 14. 減損損失

##### (1) 有形固定資産

連結会社は次の資産について減損損失を計上しました。

前連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(単位：百万円)

セグメント	用途	種類	減損金額
その他	液晶表示素子 モジュール生産	建物及び構築物、機械装置及び 運搬具、工具、器具及び備品、土地	601

当社グループは、報告セグメントを基準に資産をグルーピングしております。

前連結会計年度において、その他の報告セグメントに区分しているディスプレイ事業の事業環境の変化により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額について減損損失としてその他の費用に計上しております。なお、当資産の回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により測定しております。正味売却価額は、主に不動産鑑定基準に基づく鑑定評価等に合理的な調整を行って算出した金額を使用しております。使用価値は、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能価額を零として評価しております。

当連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

セグメント	用途	種類	減損金額
民生機器事業	主に設計開発用設備	建物及び構築物、 工具、器具及び備品	43

当社グループは、報告セグメントを基準に資産をグルーピングしております。

当連結会計年度において、民生機器事業の事業環境の変化により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額について減損損失としてその他の費用に計上しております。なお、当資産の回収可能価額は使用価値により測定しております。使用価値は、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能価額を零として評価しております。

## (2) のれん及び無形資産

連結会社は次の資産について減損損失を計上しました。

前連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(単位：百万円)

セグメント	用途	種類	減損金額
その他	液晶表示素子 モジュール生産	ソフトウェア	210

前連結会計年度において、その他の報告セグメントに区分しているディスプレイ事業の事業環境の変化により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額について減損損失としてその他の費用に計上しております。なお、当資産の回収可能価額は使用価値により測定しております。使用価値は、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能価額を零として評価しております。

当連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

セグメント	用途	種類	減損金額
民生機器事業	主に設計開発用設備	ソフトウェア	10

当連結会計年度において、民生機器事業の事業環境の変化により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額について減損損失としてその他の費用に計上しております。なお、当資産の回収可能価額は使用価値により測定しております。使用価値は、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能価額を零として評価しております。

## 15. 法人所得税

## (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳及び増減は次のとおりであります。

前連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(単位：百万円)

	2016年4月1日	純損益として 認識	その他の 包括利益として 認識	2017年3月31日
繰延税金資産				
棚卸資産	1,568	13	—	1,582
従業員給与	1,972	35	7	2,015
有形固定資産及び無形資産	2,801	408	—	3,209
未払費用	379	△76	—	302
引当金	450	745	—	1,195
その他	114	405	—	520
合計	7,286	1,531	7	8,826
繰延税金負債				
有形固定資産及び無形資産	1,786	△261	—	1,524
売却可能金融資産	2,617	—	549	3,167
在外子会社の留保利益	2,253	91	—	2,345
その他	783	△12	—	770
合計	7,441	△182	549	7,807

当連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	2017年4月1日	純損益として 認識	その他の 包括利益として 認識	2018年3月31日
繰延税金資産				
棚卸資産	1,582	△315	—	1,266
従業員給付	2,015	△130	16	1,901
有形固定資産及び無形資産	3,209	455	—	3,664
未払費用	302	78	—	381
引当金	1,195	△315	—	880
その他	520	△496	—	23
合計	8,826	△725	16	8,117
繰延税金負債				
有形固定資産及び無形資産	1,524	△560	—	964
売却可能金融資産	3,167	—	588	3,755
在外子会社の留保利益	2,345	△78	—	2,266
その他	770	△123	—	647
合計	7,807	△762	588	7,633

(2) 未認識の繰延税金資産

繰延税金資産を認識していない将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金の金額はそれぞれ次のとおりであります。なお、将来減算一時差異、税務上の繰越欠損金は所得ベースの金額であります。

(単位：百万円)

	IFRS移行日 (2016年4月1日)	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
将来減算一時差異	826	555	609
繰越欠損金	1,038	1,467	540

繰延税金資産を認識していない税務上の繰越欠損金の繰越期限は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	IFRS移行日 (2016年4月1日)	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
1年目	36	56	32
2年目	56	32	—
3年目	32	—	1
4年目	—	1	—
5年目以降	912	1,376	506
合計	1,038	1,467	540

(3) 法人所得税費用

法人所得税費用の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
当期税金費用	△5,909	△3,728
繰延税金費用	1,749	△73
合計	△4,159	△3,801

(4) 税率調整

適用税率と平均実際負担税率との差異要因は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に 算入されない項目	3.6%	1.0%
受取配当金等永久に益金に 算入されない項目	△1.8%	△2.2%
法人税額の特別控除	△1.9%	△0.5%
海外所得に対する事業税	△0.6%	△1.5%
在外子会社における 適用税率の差異	2.2%	△1.1%
評価性引当金	△2.1%	0.4%
在外子会社の留保利益	△0.6%	△0.5%
その他	△2.3%	△2.2%
平均実際負担税率	27.1%	24.0%

16. 営業債務及びその他の債務

営業債務及びその他の債務の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	IFRS移行日 (2016年4月1日)	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
買掛金	31,158	29,849	29,429
支払手形及び電子記録債務	2,397	2,326	1,976
未払金	9,306	9,988	10,710
設備関係支払手形	296	634	571
その他	1,621	1,371	1,896
合計	44,780	44,169	44,583

17. 借入金

(1) 借入金の内訳

(単位：百万円)

	IFRS移行日 (2016年4月1日)	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)	平均利率	返済期限
流動					
償却原価で測定される 金融負債					
短期借入金	57,199	50,297	42,614	0.30%	—
1年内返済予定の 長期借入金	4,550	4,301	4,201	0.30%	—
合計	61,749	54,598	46,815		
非流動					
償却原価で測定される 金融負債					
長期借入金	8,587	7,452	13,116	0.09%	2019年12月10日～ 2023年12月29日
合計	8,587	7,452	13,116		

(注) 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

(2) 財務活動から生じるキャッシュ・フローに係る負債の変動

(単位：百万円)

	借入金
2017年4月1日	62,051
資金調達や返済によるキャッシュ・フローの変動	
短期借入金の純増減額(△は減少)	△7,535
長期借入れによる収入	10,000
長期借入金の返済による支出	△4,400
財務キャッシュ・フローからの変動の総額	△1,935
在外営業活動体の換算差額	△183
2018年3月31日	59,932



18. 引当金

引当金の増減内容は次のとおりであります。

前連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(単位：百万円)

	製品補償損失 引当金	訴訟損失 引当金	関係会社整理 損失引当金	その他	合計
2016年4月1日残高	599	870	—	316	1,786
期中増加額(繰入)	3,042	—	46	2	3,092
期中減少額(目的使用)	△149	—	—	—	△149
期中減少額(戻入)	△217	—	—	△219	△436
在外営業活動体の換算差額	△0	△3	—	△32	△36
2017年3月31日残高	3,274	867	46	67	4,256
流動	3,274	867	46	—	4,188
非流動	—	—	—	67	67

当連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	製品補償損失 引当金	訴訟損失 引当金	関係会社整理 損失引当金	その他	合計
2017年4月1日残高	3,274	867	46	67	4,256
期中増加額(繰入)	110	—	—	2	113
期中減少額(目的使用)	△648	△537	△3	—	△1,189
期中減少額(戻入)	△8	—	△43	—	△51
在外営業活動体の換算差額	△1	△20	—	△1	△23
2018年3月31日残高	2,727	309	—	68	3,104
流動	2,727	309	—	—	3,036
非流動	—	—	—	68	68

## 19. 従業員給付

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（全て積立型制度であります。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。退職一時金制度（全て非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

### (1) 確定給付制度

#### ① 退職給付に係る負債又は資産の内訳

退職給付に係る負債又は資産の内訳は次のとおりであります。

（単位：百万円）

	IFRS移行日 (2016年4月1日)	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
積立型の確定給付制度債務の 現在価値	327	317	254
制度資産の公正価値	△177	△193	△151
小計	150	123	102
非積立型の確定給付制度債務の 現在価値	2,806	2,995	3,285
退職給付に係る負債又は資産の 純額	2,956	3,118	3,388

#### ② 確定給付制度債務の現在価値の調整表

確定給付制度債務の現在価値の変動は次のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
期首残高	3,134	3,312
当期勤務費用	293	302
利息費用	37	53
再測定による増減		
人口統計上の仮定の変更により生じた数理計算上の差異	1	△0
財務上の仮定の変更により生じた数理計算上の差異	59	70
その他	△18	△19
給付支払額	△209	△191
過去勤務費用	17	△8
その他	△4	20
期末残高	3,312	3,540

③ 重要な数理計算上の仮定とその感応度分析

重要な数理計算上の仮定は次のとおりであります。

	IFRS移行日 (2016年4月1日)	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
割引率	1.99%	1.69%	1.50%
昇給率	3.91%	3.28%	3.82%

数理計算上の仮定が±0.5%変化することによって確定給付制度債務の現在価値に与える影響は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	仮定の変動	IFRS移行日 (2016年4月1日)	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
割引率	0.5%の増加	△134	△109	△128
	0.5%の減少	146	113	139

割引率が0.5%増加した場合と0.5%減少した場合の確定給付制度債務の現在価値を、連結財政状態計算書で認識されている確定給付制度債務の現在価値の計算と同じ方法でそれぞれ算出し、実際の確定給付制度債務の現在価値との差額を影響額として算出しています。なお、当該分析において割引率以外の変数が一定であるとの前提をおいていますが、実際には他の仮定の変化が感応度分析に影響する可能性があります。

④ 確定給付制度債務の満期構成に関する情報

加重平均デュレーションは次のとおりであります。

	IFRS移行日 (2016年4月1日)	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
加重平均デュレーション(年)	8.7	8.5	10.0

⑤ 制度資産の公正価値の調整表

制度資産の公正価値の変動は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
期首残高	177	193
利息収益(注)	0	1
再測定による増減		
制度資産に係る収益	0	—
事業主からの拠出額	27	30
給付支払額	△23	△72
その他	10	△2
期末残高	193	151

(注) 利息収益は、制度資産の期首時点の公正価値に確定給付制度債務の現在価値の算定に用いた割引率を乗じて測定しております。

⑥ 制度資産の公正価値の種類別内訳

制度資産の公正価値の種類別内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	IFRS移行日 (2016年4月1日)		前連結会計年度 (2017年3月31日)		当連結会計年度 (2018年3月31日)	
	活発な市場 における公 表価格があ るもの	活発な市場 における公 表価格がな いもの	活発な市場 における公 表価格があ るもの	活発な市場 における公 表価格がな いもの	活発な市場 における公 表価格があ るもの	活発な市場 における公 表価格がな いもの
債券	30	—	29	—	25	—
株式	81	—	87	—	65	—
現金及び預金	60	—	64	—	50	—
その他	—	5	—	13	—	10
合計	172	5	180	13	140	10

⑦ 確定給付費用の内訳

確定給付費用の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
当期勤務費用	293	302
利息純額	36	51
過去勤務費用	17	△8
その他	△20	0
合計	327	346

これらの費用は連結損益計算書の「売上原価」、「販売費及び一般管理費」に含まれております。

(2) 確定拠出制度

当該制度に関連して期中に認識した費用の金額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
拠出額	3,189	3,333

当該費用は、連結損益計算書上の「売上原価」、「販売費及び一般管理費」に含まれております。また、厚生年金保険法に基づく、厚生年金保険料の事業主負担分を含んでおります。

(3) 従業員給付費用

連結損益計算書の「売上原価」、「販売費及び一般管理費」に含まれている従業員給付費用は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
賃金及び給与・賞与等	38,968	41,176
退職給付費用	1,403	1,468
その他	5,194	5,468
合計	45,566	48,112

(4) その他の従業員給付

(単位：百万円)

	IFRS移行日 (2016年4月1日)	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
短期従業員給付			
未払給与	650	1,070	1,062
未払賞与	2,256	2,274	2,273
有給休暇に係る負債	1,019	956	1,020
合計	3,926	4,300	4,356
長期従業員給付			
その他	9	11	—
合計	9	11	—

## 20. 資本及びその他の資本項目

### (1) 資本の管理

当社及び連結子会社は、グローバル規模での成長を通じた企業価値向上のために、設備投資及び研究開発投資等を行っています。これらの資金需要に対応するために、資金調達に係る債務及び資本の適切なバランスを考慮した資本管理を行っています。

### (2) 授権株式数、発行済株式数及び自己株式数

(単位：株)

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
株式の種類	普通株式	普通株式
授権株式数	220,000,000	220,000,000
発行済株式数：		
期首	60,907,599	60,907,599
期中増減	—	—
期末	60,907,599	60,907,599
自己株式数：		
普通株式	3,650,974	3,642,961

### (3) 資本に含まれている剰余金の内容及び目的

#### ① 資本剰余金

資本剰余金の内容は次のとおりであります。

##### (a) 資本準備金

日本の会社法は、株式の発行に対する払込み又は給付に係る金額の2分の1以上を資本金に組み入れ、残りを資本準備金に組み入れることを規定しています。資本準備金は、株主総会の決議により、資本金に組み入れることができます。

##### (b) その他資本剰余金

支配の喪失を伴わない子会社に対する所有持分の変動を資本取引として扱い、それに伴い発生したのれん、負ののれん等相当額をその他資本剰余金に計上しています。

##### (c) 新株予約権

ストック・オプション制度に係る新株予約権であります。

#### ② 利益剰余金

利益剰余金の内容は次のとおりであります。

##### (a) 利益準備金

日本の会社法は、利益剰余金を原資とする配当を行う日において、配当額の10分の1を、資本準備金及び利益準備金の合計が資本金の4分の1に達するまで、資本準備金又は利益準備金として積み立てることを規定しています。利益準備金は、株主総会の決議により、取り崩すことができます。なお、一部の海外の連結子会社についても、各国の法律に基づき、同様の利益準備金を積み立てることが定められています。

##### (b) その他利益剰余金

当社グループの稼得した利益の累計額であります。

(4) その他の資本の構成要素の内容及び目的

① その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の利得及び損失

その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の公正価値の変動の累計額であります。

② 確定給付負債(資産)の純額の再測定

確定給付負債(資産)の純額の再測定は、数理計算上の差異と制度資産に係る収益(確定給付負債(資産)の純額に係る利息純額に含まれる金額を除く)により構成されております。なお、確定給付負債(資産)の純額の再測定は発生した期においてその他の包括利益として認識し、直ちに利益剰余金に振り替えております。

③ 在外営業活動体の換算差額

外貨建てで作成された在外子会社の個別財務諸表を連結する際に日本円に換算したことに伴い発生した換算差額の累計額であります。

21. 配当金

前連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2016年5月13日 取締役会	普通株式	1,030	18.0	2016年3月31日	2016年6月29日
2016年10月28日 取締役会	普通株式	973	17.0	2016年9月30日	2016年12月9日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2017年5月15日 取締役会	普通株式	1,030	18.0	2017年3月31日	2017年6月29日

当連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2017年5月15日 取締役会	普通株式	1,030	18.0	2017年3月31日	2017年6月29日
2017年10月27日 取締役会	普通株式	973	17.0	2017年9月30日	2017年12月12日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年5月14日 取締役会	普通株式	1,431	25.0	2018年3月31日	2018年6月28日

22. 売上収益

売上収益の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
物品の販売に係る収益	242,089	259,266
サービスの提供等に係る収益	3,878	3,897
合計	245,967	263,163

23. 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費の内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
荷造運搬費	△5,919	△5,675
従業員給料	△9,931	△10,171
貸倒引当金繰入額	△154	△38
製品補償損失引当金繰入額	△2,494	△80
退職給付費用	△472	△505
役員退職慰労引当金繰入額	△41	△35
減価償却費	△1,392	△1,557
その他	△11,668	△12,316
合計	△32,076	△30,380

24. その他の収益及び費用

(1) その他の収益

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
固定資産売却益	90	89
その他	1,059	729
合計	1,150	818

(2) その他の費用

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
固定資産売却損	△39	△78
固定資産除却損	△102	△123
減損損失	△812	△53
関係会社整理損失引当金 繰入額	△47	—
和解金	△127	△1,162
その他	△428	△149
合計	△1,557	△1,567



25. 金融収益及び金融費用

(1) 金融収益の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
受取利息		
現金及び現金同等物	107	100
貸付金及び債権	1,580	1,765
受取配当金		
売却可能金融資産	481	526
売却益		
売却可能金融資産	18	0
合計	2,188	2,392

(2) 金融費用の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
支払利息		
借入金	△244	△186
その他	△4	△4
為替差損	△1,755	△456
合計	△2,003	△648

26. 1株当たり利益

(1) 基本的1株当たり当期利益の算定上の基礎

① 親会社の所有者に帰属する当期利益

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
親会社の所有者に帰属する当期利益	10,164	11,105

② 加重平均普通株式数

(単位：千株)

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
加重平均普通株式数	57,262	57,262

(2) 希薄化後1株当たり当期利益の算定上の基礎

① 希薄化後の親会社の所有者に帰属する当期利益

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
希薄化後の親会社の所有者に帰属する当期利益	10,164	11,105

② 希薄化後普通株式の加重平均株式数

(単位：千株)

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
普通株式の加重平均株式数	57,262	57,262
希薄化効果のある株式等	77	78
希薄化後普通株式の加重平均株式数	57,340	57,340

27. その他の包括利益

前連結会計年度及び当連結会計年度における非支配持分を含むその他の包括利益の各項目の変動額及び法人所得税費用は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
純損益に振り替えられることのない項目		
確定給付負債(資産)の純額の再測定		
当期発生額	△42	△50
税効果額	7	16
小計	△35	△34
純損益に振り替えられる可能性のある項目		
売却可能金融資産の公正価値の変動		
当期発生額	2,026	1,862
組替調整額	△18	△0
税効果額	△568	△571
小計	1,439	1,290
在外営業活動体の換算差額		
当期発生額	△1,359	△4,607
組替調整額	—	9
小計	△1,359	△4,598
その他の包括利益合計	45	△3,341

## 28. 金融商品

### (1) 資本管理

当社グループの資本政策については、「財務の安全性」と「資本の効率性」のバランスをとりながら、企業価値の向上を目指すことを基本方針としています。

「財務の安全性」については、格付機関による評価をひとつの目安とし、長期借入債務に対しての高い信用格付けを維持することにより、低コストでの外部資金調達が可能になるよう努めています。

一方、「資本の効率性」については、上記格付けが維持できる範囲で、負債による資金調達を優先し、資本の規模を抑制することで、全体の資本コストの低減をはかっています。

なお、当社グループが適用を受ける重要な資本規制はありません。

### (2) 金融商品の分類

(単位：百万円)

	IFRS移行日 (2016年4月1日)	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
金融資産			
貸付金及び債権			
営業債権及び その他の債権	49,873	48,353	50,559
その他の金融資産	76,983	66,832	63,880
売却可能金融資産			
その他の金融資産	19,654	21,712	23,589
現金及び現金同等物	41,548	38,212	42,637
純損益を通じて公正価値で 測定する金融資産			
その他の金融資産	—	135	37
金融資産合計	188,060	175,246	180,703
金融負債			
償却原価で測定する金融負債			
営業債務及び その他の債務	44,780	44,169	44,583
借入金	70,337	62,051	59,932
その他の金融負債	288	299	442
金融負債合計	115,406	106,520	104,958

(3) 金融商品のリスク

① 信用リスク管理

(a) 信用リスク管理

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を半期ごとに把握する体制としております。

(b) 信用リスクエクスポージャー

期日が経過しているが、減損はしていない金融資産の年齢分析は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	IFRS移行日 (2016年4月1日)	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
期日経過後90日以内	153	17	167
期日経過後90日超1年以内	5	140	125
期日経過後1年超	6	84	106
合計	165	242	399

当社グループは、金融資産が減損した場合、減損を資産の帳簿価額から直接減額せず、貸倒引当金勘定により処理しております。貸倒引当金の増減は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
期首残高	169	332
期中増加額	183	36
期中減少額(目的使用)	△1	—
期中減少額(戻入)	△3	△108
その他	△16	13
期末残高	332	274

② 流動性リスク管理

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及びリース債務は主に設備投資に係る資金調達であります。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

金融負債の期日別残高の内訳は次のとおりであります。

前連結会計年度(2017年3月31日)

(単位：百万円)

	帳簿価額	契約上の キャッ シュ・ フロー	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
償却原価で測定される 金融負債								
営業債務及びその他の債務	44,169	44,169	44,169	—	—	—	—	—
長期借入金 (1年以内返済予定を除く)	7,452	7,469	—	3,866	2,353	1,250	—	—
1年以内返済予定長期 借入金	4,301	4,327	4,327	—	—	—	—	—
短期借入金	50,297	50,433	50,433	—	—	—	—	—
長期リース債務	204	209	—	74	57	47	22	7
短期リース債務	95	99	99	—	—	—	—	—
合計	106,520	106,709	99,029	3,940	2,411	1,297	22	7

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

当連結会計年度(2018年3月31日)

(単位：百万円)

	帳簿価額	契約上の キャッ シュ・ フロー	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
償却原価で測定される 金融負債								
営業債務及びその他の債務	44,583	44,583	44,583	—	—	—	—	—
長期借入金 (1年以内返済予定を除く)	13,116	13,142	—	2,775	1,405	5,654	303	3,002
1年以内返済予定長期 借入金	4,201	4,216	4,216	—	—	—	—	—
短期借入金	42,614	42,740	42,740	—	—	—	—	—
長期リース債務	319	325	—	107	96	71	46	4
短期リース債務	123	127	127	—	—	—	—	—
合計	104,958	105,135	91,668	2,882	1,502	5,725	349	3,007

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

### ③ 市場リスク管理

#### (i) 為替変動リスク

当社グループの主な為替リスクは、当社における海外取引先との決済を目的とした米国ドル建の外貨預金に関するものであります。従って、当社グループの為替リスクは主に当社に帰属します。当社の機能通貨である日本円が米国ドルに対して1%高くなった場合の、当社が保有する外貨預金の為替換算が当社グループの税引前当期利益に与える影響は以下のとおりであります。なお、米国ドル以外の通貨は変動しないものと仮定しております。

為替感応度分析

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
税引前利益	△162	△134

(注) 上記の△は、1%円高となった場合に、当社グループの税引前当期利益に与えるマイナスの影響額を意味しており、1%の円安は同額でプラスの影響となります。

なお、当社グループの在外営業活動体の財務諸表換算に伴い、その他の包括利益が変動しますが、その影響は上記分析には含んでおりません。

#### (ii) 金利変動リスク

当社グループは、金融機関からの借入を通じて資金調達を行っており、資金の調達や運用などに伴う金利変動リスクに晒されております。当社グループは、このような金利変動リスクに対して、長期借入金による金融コストの固定化や、債権と債務のキャッシュ・フローのマッチングを行うことなどにより、当該リスクをヘッジしております。その結果、金利変動が当社グループの利息支払い額に与える影響は軽微であります。

#### (iii) 価格変動リスク

当社グループは、業務上の関係を有する企業の上場株式を保有しており、資本性金融商品の価格変動リスクに晒されており、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務内容を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

資本性金融商品の感応度分析

当社グループの資本性金融商品の価格変動リスクに対する感応度分析は以下のとおりです。この分析は、他の変数が一定であると仮定した上で、上場株式の株価が10%下落した場合に連結包括利益計算書のその他の包括利益（税効果考慮前）に与える影響を示しております

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
その他の包括利益	△1,553	△1,711

#### (4) 金融商品の公正価値

##### ① 公正価値の測定方法

###### (貸付金及び債権)

営業債権及びその他の債権は、満期までの期間が短期であるため、公正価値と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額によっております。

その他の金融資産のうち、3ヶ月超の定期預金等については、短期間で決済されるものであるため、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっております。

###### (売却可能金融資産)

上場株式の公正価値については期末日の市場価格、非上場株式の公正価値については主として純資産価値に基づく評価技法により算定しております。

###### (現金及び現金同等物)

短期間で決済されるため、公正価値と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額によっております。

###### (純損益を通じて公正価値で測定する金融資産)

取引先金融機関から提示された価格などに基づいて算定しております。

###### (償却原価で測定される金融負債)

短期借入金は、短期間で返済されるため、公正価値と帳簿価額が近似していることから、当該帳簿価額によっております。

長期借入金（1年内返済予定を含む）は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

上記以外の債務及び金融負債については短期間で決済されるため、公正価値と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額によっております。

##### ② 公正価値ヒエラルキー

金融商品の公正価値ヒエラルキーは次のように区分しております。

レベル1：活発に取引される市場での公表価格により測定された公正価値

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、振替を生じさせた事象が発生した時点で認識しております。

レベル3に分類された金融資産について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合に重要な公正価値の変動は見込まれておりません。

##### ③ 金融商品の帳簿価額と公正価値

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2017年3月31日)		当連結会計年度 (2018年3月31日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
長期借入金	11,754	11,737	17,317	17,305



④ 経常的に公正価値で測定される金融商品

経常的に公正価値で測定される金融商品の公正価値ヒエラルキーに基づくレベル別分類は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

前連結会計年度 (2017年3月31日)	レベル1	レベル2	レベル3	合計
純損益を通じて公正価値で 測定される金融資産	—	135	—	135
売却可能金融資産	15,545	—	5,022	20,568
合計	15,545	135	5,022	20,703

(単位：百万円)

当連結会計年度 (2018年3月31日)	レベル1	レベル2	レベル3	合計
純損益を通じて公正価値で 測定される金融資産	—	37	—	37
売却可能金融資産	17,112	—	5,374	22,487
合計	17,112	37	5,374	22,525

⑤ レベル3に分類されている金融資産の公正価値の変動

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
期首残高	4,813	5,022
利得及び損失合計		
その他の包括利益	209	351
期末残高	5,022	5,374

29. リース取引

(1) ファイナンス・リース(借手)

IFRS移行日、前連結会計年度及び当連結会計年度における、ファイナンス・リースに係る将来最低支払リース料の支払い期間別の内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	IFRS移行日 (2016年4月1日)		前連結会計年度 (2017年3月31日)		当連結会計年度 (2018年3月31日)	
	最低リース 料総額	最低リース 料総額の 現在価値	最低リース 料総額	最低リース 料総額の 現在価値	最低リース 料総額	最低リース 料総額の 現在価値
1年以内	112	111	95	94	123	122
1年超5年以内	163	159	197	191	312	304
5年超	12	12	7	6	6	6
合計	288	283	299	292	442	432
金融費用等控除額	△4		△6		△9	
最低リース料総額の 現在価値	283		292		432	

(2) オペレーティング・リース(借手)

① 将来最低支払リース料

IFRS移行日、前連結会計年度及び当連結会計年度における、解約不能なオペレーティング・リースに係る将来最低支払リース料の支払期間別の内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	IFRS移行日 (2016年4月1日)	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
1年以内	95	86	46
1年超5年以内	145	126	85
5年超	—	—	—
合計	240	212	131

車両等を賃借しており、主としていくつかの契約には更新する権利を含んでおります。

② 当該期間の費用に認識されたオペレーティング・リース料)

当該期間の費用に認識されたオペレーティング・リース料は次のとおりであります。

(単位：百万円)

前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
163	161

30. 非継続事業

前連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

31. 他の事業体への関与の開示

前連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

32. 重要な子会社

(1) 当社グループの構成

当社の重要な子会社は「第1 企業の概況 3 事業の内容及び4 関係会社の状況」に記載のとおりであります。

(2) 重要性のある非支配持分が存在する子会社の詳細

該当事項はありません。

33. 関連当事者

経営幹部の報酬

当社の取締役及び監査役に対する報酬については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
基本報酬及び賞与	324	340
株式報酬	20	14
合計	344	354

### 34. 株式報酬

#### (1) 株式に基づく報酬制度の内容

連結会社は、ストック・オプション制度を採用しており、その内容は次のとおりであります。

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2011年6月28日	2012年6月27日	2013年6月25日	2014年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 15	当社取締役 14	当社取締役 13	当社取締役 15
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 24,700	普通株式 30,400	普通株式 13,900	普通株式 12,200
付与日	2011年7月19日	2012年7月19日	2013年7月18日	2014年7月17日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。	権利確定条件は付されておりません。	権利確定条件は付されておりません。	権利確定条件は付されておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2011年7月20日～ 2041年7月19日	2012年7月20日～ 2042年7月19日	2013年7月19日～ 2043年7月18日	2014年7月18日～ 2044年7月17日

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2015年6月26日	2016年6月28日	2017年6月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7 当社執行役員 12	当社取締役 6 当社執行役員 14	当社取締役 7 当社執行役員 4
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 8,300	普通株式 13,800	普通株式 9,000
付与日	2015年7月17日	2016年7月20日	2017年7月20日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。	権利確定条件は付されておりません。	権利確定条件は付されておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2015年7月18日～ 2045年7月17日	2016年7月21日～ 2046年7月20日	2017年7月21日～ 2047年7月20日

前連結会計年度及び当連結会計年度に存在したストック・オプションは次のとおりであります。

前連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

	オプションの数(株)	加重平均行使価格(円)
期首残高	66,400	1
付与	13,800	1
失効	—	—
行使	—	—
満期消滅	—	—
期末残高	80,200	1
期末現在の行使可能残高	—	—

当連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

	オプションの数(株)	加重平均行使価格(円)
期首残高	80,200	1
付与	9,000	1
失効	—	—
行使	△11,900	1
満期消滅	—	—
期末残高	77,300	1
期末現在の行使可能残高	—	—

(注) 期中に権利が行使されたストック・オプションの権利行使日時点の加重平均株価は2,315円であります。

(2) 期中に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の測定方法

ストック・オプションについての公正な評価単価の見積りに使用した評価技法は、ブラック・ショールズ式であり、主な基礎数値及び見積方法は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
測定日時点の公正価値(円)	1,317.83	1,403.89
付与時の株価(円)	—	—
行使価格(円)	1	1
予想ボラティリティ(%)	37.06	35.13
権利行使可能となる日までの平均見積年数	5.8	4.3
予想配当(円/株)	35	35
無リスク利子率(%)	△0.33	△0.06

(3) 株式報酬費用

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	20	18

35. コミットメント

有形固定資産及び無形資産の取得に関する契約上のコミットメントは、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	IFRS移行日 (2016年4月1日)	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
有形固定資産及び無形資産の 取得に関するコミットメント	5,442	5,297	6,861

36. 偶発事象

移行日、前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、重要性のある開示すべき偶発負債などはありません。

37. 後発事象

該当事項はありません。

### 38. 初度適用

当社グループは、第1四半期連結会計期間からIFRSに準拠した要約四半期連結財務諸表を開示しております。日本基準に準拠して作成された直近の連結財務諸表は2017年3月31日に終了する連結会計年度に関するものであり、IFRSへの移行日は2016年4月1日であります。

IFRSでは、IFRSを初めて適用する会社に対して、原則として、IFRSで要求される基準を遡及して適用することを求めています。ただし、IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」（以下、IFRS第1号）では、IFRSで要求される基準の一部について任意に免除規定を適用することができるものを定めております。

当社グループが日本基準からIFRSへ移行するにあたり、採用した免除規定は以下のとおりであります。

#### (1) 企業結合

IFRS第1号では、IFRS移行日前行われた企業結合に対して、IFRS第3号「企業結合」を遡及適用しないことを選択することが認められております。当社グループは、当該免除規定を適用し、移行日前行われた企業結合に対して、IFRS第3号を遡及適用しないことを選択しております。

#### (2) みなし原価

IFRS第1号では、有形固定資産にIFRS移行日現在の公正価値を当該日現在のみなし原価として使用することが認められております。当社グループは、一部の有形固定資産について、移行日現在の公正価値を当該日におけるIFRS上のみなし原価として使用しております。

#### (3) 在外営業活動体の換算差額

IFRS第1号では、IFRS移行日現在の在外営業活動体の換算差額の累計額をゼロとみなすことを選択することが認められております。当社グループは、在外営業活動体の換算差額の累計額を移行日現在でゼロとみなすことを選択しております。

IFRSの初度適用において開示が求められる調整表は次のとおりであります。なお、調整表の「表示組替」には利益剰余金及び包括利益に影響を及ぼさない項目を、「認識・測定の違い」には利益剰余金及び包括利益に影響を及ぼす項目を含めて表示しております。

IFRS移行日(2016年4月1日)の資本の調整

(単位：百万円)

日本基準(表示科目)	日本基準	決算期 変更の 影響	表示 組替	認識・ 測定の 差異	IFRS	注記	IFRS(表示科目)
資産の部							資産
流動資産							流動資産
現金及び預金	58,861	539	△17,851	—	41,548	F	現金及び現金同等物
受取手形及び売掛金	47,261	△3,468	6,547	△524	49,816		営業債権及び その他の債権
	—	—	17,859	—	17,859	F	その他の金融資産
商品及び製品	13,091	△934	25,900	869	38,926	F	棚卸資産
仕掛品	3,600	△77	△3,522	—	—	F	
原材料及び貯蔵品	18,917	3,460	△22,377	—	—	F	
繰延税金資産	2,768	△86	△2,682	—	—	F	
その他	9,481	667	△6,741	170	3,577		その他の流動資産
貸倒引当金	△189	3	186	—	—		
流動資産合計	153,792	103	△2,682	515	151,729		流動資産合計
固定資産							非流動資産
有形固定資産	53,552	991	—	3,437	57,981	A	有形固定資産
無形固定資産	3,669	△105	△478	943	4,029	B	のれん及び無形資産
投資有価証券	19,302	△2,431	△16,870	—	—		
長期預金	58,122	△23	△58,098	—	—		
	—	—	57	—	57		営業債権及びその他の 債権
	—	—	75,999	2,778	78,778		その他の金融資産
繰延税金資産	1,712	35	2,682	△1,691	2,737	F	繰延税金資産
その他	1,990	△556	△619	—	813		その他の非流動資産
貸倒引当金	△10	0	10	—	—		
固定資産合計	138,338	△2,090	2,682	5,468	144,398		非流動資産合計
資産合計	292,130	△1,986	—	5,983	296,127		資産合計



(単位：百万円)

日本基準(表示科目)	日本基準	決算期変更の影響	表示組替	認識・測定の違い	IFRS	注記	IFRS(表示科目)
負債の部							負債及び資本
流動負債							負債 流動負債
支払手形及び買掛金	32,760	795	10,691	533	44,780		営業債務及びその他の債務
短期借入金	61,693	56	—	—	61,749		借入金
リース債務	111	△1	—	2	112		その他の金融負債
未払法人税等	1,327	13	—	—	1,340		未払法人所得税等
賞与引当金	2,132	111	△2,243	—	—		
	—	—	2,909	1,016	3,926	C	短期従業員給付
役員賞与引当金	70	△3	△67	—	—		
製品補償損失引当金	580	18	890	230	1,720		引当金
受注損失引当金	19	—	△19	—	—		
訴訟損失引当金	870	—	△870	—	—		
その他	12,638	△341	△11,289	—	1,007		その他の流動負債
流動負債合計	112,205	650	△0	1,782	114,637		流動負債合計
固定負債							非流動負債
長期借入金	8,460	127	—	—	8,587		借入金
リース債務	169	0	—	5	175		その他の金融負債
繰延税金負債	2,957	84	0	△150	2,892	F	繰延税金負債
役員退職慰労引当金	223	△25	△197	—	—		
退職給付に係る負債	2,985	△148	9	120	2,966		長期従業員給付 (退職給付に係る負債)
資産除去債務	68	△1	—	—	66		引当金
その他	214	29	188	—	431		その他の非流動負債
固定負債合計	15,078	66	0	△25	15,120		非流動負債合計
負債合計	127,283	717	—	1,757	129,758		負債合計
純資産の部							資本
資本金	14,494	—	—	—	14,494		資本金
資本剰余金	6,473	—	80	—	6,553	F	資本剰余金
利益剰余金	120,432	△817	—	16,344	135,959	D	利益剰余金
自己株式	△6,314	—	—	—	△6,314		自己株式
新株予約権	80	—	△80	—	—	F	
その他の包括利益	19,403	△1,386	—	△12,060	5,956	D	その他の資本の構成要素
累計額合計	154,569	△2,203	—	4,284	156,649		親会社の所有者に帰属する持分合計
非支配株主持分	10,277	△500	—	△57	9,719		非支配持分
純資産合計	164,847	△2,704	—	4,226	166,369		資本合計
負債純資産合計	292,130	△1,986	—	5,983	296,127		負債及び資本合計

主に以下の理由から日本基準とIFRSの資本の金額は相違しております。

A. 有形固定資産の減価償却

有形固定資産の減価償却方法について、日本基準では主として定率法を採用していますが、IFRSでは定額法を採用しています。また、IFRSの適用に伴い有形固定資産の耐用年数を変更しております。この結果、有形固定資産の残高が3,437百万円増加しております。

B. 開発費の調整

日本基準において費用処理している一部の開発費用について、IAS第38号「無形資産」に規定される要件を満たすことから資産計上しております。その結果、「無形資産」の金額が997百万円増加しております。

C. 有給休暇に係る債務の調整

日本基準においては認識していない有給休暇に係る債務について、IFRSではIAS第19号「従業員給付」に従い未消化の有給休暇について負債認識しております。その結果、「短期従業員給付」の金額が1,019百万円増加しております。

D. その他の資本の構成要素の調整

IFRS適用にあたってIFRS第1号にある在外営業活動体の換算差額累計額の免除規定を適用し、IFRS移行日現在で存在していた在外子会社に係る換算差額累計額をゼロとみなしております。その結果、△14,101百万円を「その他の資本の構成要素」から「利益剰余金」へと振り替えております。

E. 報告期間の末日に係る調整

報告期間の末日が親会社と相違していた一部の連結子会社について、報告期間の末日を統一又は親会社報告期間の末日現在の追加的な財務諸表を作成し、連結を行っております。その結果、連結財政状態計算書の各勘定の金額に影響があります。

F. 表示組替

主に次の項目について表示組替を行っております。

- ・日本基準において「現金及び預金」に含めて表示していた預入期間が3ヶ月超の定期預金について、IFRSでは「その他の金融資産（流動）」に含めて表示しております。
- ・日本基準において区分掲記している「商品及び製品」、「仕掛品」、「原材料及び貯蔵品」について、IFRSでは「棚卸資産」として一括表示しております。
- ・「繰延税金資産」、「繰延税金負債」について、IFRSでは全て非流動で表示しております。
- ・日本基準において区分掲記している「新株予約権」について、IFRSでは「資本剰余金」に含めて表示しております。

前連結会計年度(2017年3月31日)の資本の調整

(単位：百万円)

日本基準(表示科目)	日本基準	決算期 変更の 影響	表示組替	認識・ 測定 の 差異	IFRS	注記	IFRS(表示科目)
資産の部							資産
流動資産							流動資産
現金及び預金	101,886	1,288	△64,962	—	38,212	F	現金及び現金同等物
受取手形及び売掛金	48,478	△2,820	3,695	△1,040	48,313		営業債権及び その他の債権
	—	—	65,378	—	65,378	F	その他の金融資産
商品及び製品	16,315	△583	27,146	1,000	43,878	F	棚卸資産
仕掛品	4,040	△29	△4,010	—	—	F	
原材料及び貯蔵品	23,047	87	△23,135	—	—	F	
繰延税金資産	3,826	△32	△3,794	—	—	F	
その他	10,249	304	△4,458	185	6,279		その他の流動資産
貸倒引当金	△349	2	347	—	—		
流動資産合計	207,494	△1,782	△3,794	144	202,062		流動資産合計
固定資産							非流動資産
有形固定資産	56,785	△51	—	3,465	60,199	A	有形固定資産
無形固定資産	3,745	△22	△409	742	4,055	B	のれん及び無形資産
投資その他の資産							
投資有価証券	18,717	—	△18,717	—	—		
	—	—	40	—	40		営業債権及びその他の 債権
	—	—	20,313	2,988	23,302		その他の金融資産
繰延税金資産	2,094	114	3,794	△3,252	2,751	F	繰延税金資産
その他	2,107	△1	△1,237	—	868		その他の非流動資産
貸倒引当金	△10	0	10	—	—		
固定資産合計	83,439	38	3,794	3,944	91,217		非流動資産合計
資産合計	290,934	△1,743	—	4,089	293,279		資産合計

(単位：百万円)

日本基準(表示科目)	日本基準	決算期 変更の 影響	表示組替	認識・ 測定 の 差異	IFRS	注記	IFRS(表示科目)
							負債及び資本
負債の部							負債
流動負債							流動負債
支払手形及び買掛金	34,805	△2,629	11,632	360	44,169		営業債務及び その他の債務
短期借入金	54,449	149	—	—	54,598		借入金
リース債務	92	0	—	2	95		その他の金融負債
未払法人税等	1,565	374	—	6	1,947		未払法人所得税等
	—	—	3,353	947	4,300	C	短期従業員給付
賞与引当金	2,180	100	△2,280	—	—		
役員賞与引当金	59	—	△59	—	—		
製品補償損失引当金	3,273	0	913	—	4,188		引当金
訴訟損失引当金	867	—	△867	—	—		
関係会社整理損失 引当金	48	△1	△46	—	—		
その他	14,987	△1,401	△12,646	—	940		その他の流動負債
流動負債合計	112,329	△3,406	△0	1,317	110,240		流動負債合計
固定負債							非流動負債
長期借入金	7,410	42	—	—	7,452		借入金
リース債務	201	△0	—	3	204		その他の金融負債
繰延税金負債	3,277	△1	0	△1,542	1,733	F	繰延税金負債
役員退職慰勞引当金	231	—	△231	—	—		
退職給付に係る負債	3,180	△165	11	104	3,129		長期従業員給付 (退職給付に係る負債)
資産除去債務	69	△1	—	—	67		引当金
その他	248	13	220	—	483		その他の非流動負債
固定負債合計	14,619	△113	0	△1,435	13,070		非流動負債合計
負債合計	126,948	△3,519	—	△118	123,310		負債合計
純資産の部							資本
資本金	14,494	—	—	—	14,494		資本金
資本剰余金	5,855	154	100	—	6,110	F	資本剰余金
利益剰余金	126,203	15,899	—	1,965	144,068	D	利益剰余金
自己株式	△6,336	—	—	—	△6,336		自己株式
新株予約権	100	—	△100	—	—	F	
その他の包括利益 累計額合計	18,056	△14,135	—	2,242	6,164	D	その他の資本の 構成要素
	158,373	1,919	—	4,207	164,500		親会社の所有者に 帰属する持分合計
非支配株主持分	5,611	△143	—	—	5,468		非支配持分
純資産合計	163,985	1,775	—	4,207	169,969		資本合計
負債純資産合計	290,934	△1,743	—	4,089	293,279		負債及び資本合計

主に以下の理由から日本基準とIFRSの資本の金額は相違しております。

A. 有形固定資産の減価償却

有形固定資産の減価償却方法について、日本基準では主として定率法を採用していますが、IFRSでは定額法を採用しています。また、IFRSの適用に伴い有形固定資産の耐用年数を変更しております。この結果、有形固定資産の残高が3,465百万円増加しております。

B. 開発費の調整

日本基準において費用処理している一部の開発費用について、IAS第38号「無形資産」に規定される要件を満たすことから資産計上しております。その結果、「無形資産」の金額が814百万円増加しております。

C. 有給休暇に係る債務の調整

日本基準においては認識していない有給休暇に係る債務について、IFRSではIAS第19号「従業員給付」に従い未消化の有給休暇について負債認識しております。その結果、「短期従業員給付」の金額が956百万円増加しております。

D. その他の資本の構成要素の調整

IFRS適用にあたってIFRS第1号にある在外営業活動体の換算差額累計額の免除規定を適用し、IFRS移行日現在で存在していた在外子会社に係る換算差額累計額をゼロとみなしております。その結果、△14,101百万円を「その他の資本の構成要素」から「利益剰余金」へと振り替えております。

E. 報告期間の末日に係る調整

報告期間の末日が親会社と相違していた一部の連結子会社について、報告期間の末日を統一又は親会社報告期間の末日現在の追加的な財務諸表を作成し、連結を行っております。その結果、連結財政状態計算書の各勘定の金額に影響があります。

F. 表示組替

主に次の項目について表示組替を行っております。

- ・日本基準において「現金及び預金」に含めて表示していた預入期間が3ヶ月超の定期預金について、IFRSでは「その他の金融資産（流動）」に含めて表示しております。
- ・日本基準において区分掲記している「商品及び製品」、「仕掛品」、「原材料及び貯蔵品」について、IFRSでは「棚卸資産」として一括表示しております。
- ・「繰延税金資産」、「繰延税金負債」について、IFRSでは全て非流動で表示しております。
- ・日本基準において区分掲記している「新株予約権」について、IFRSでは「資本剰余金」に含めて表示しております。

前連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)の包括利益の調整

(単位：百万円)

日本基準(表示科目)	日本基準	決算期 変更の 影響	表示組替	認識・ 測定 の 差異	IFRS	注記	IFRS(表示科目)
売上高	240,520	5,688	—	△241	245,967		売上収益
売上原価	△193,537	△4,999	—	225	△198,311		売上原価
売上総利益	46,982	689	—	△16	47,655		売上総利益
販売費及び一般管理費	△29,686	△126	△2,236	△27	△32,076	B	販売費及び一般管理費
	—	—	946	203	1,150	B	その他の収益
	—	—	△1,337	△219	△1,557	B	その他の費用
営業利益	17,296	563	△2,627	△60	15,172		営業利益
営業外収益	3,013	15	△840	—	2,188	B	金融収益
営業外費用	△2,545	487	54	—	△2,003	B	金融費用
特別利益	113	△8	△105	—	—	B	
特別損失	△3,507	△11	3,518	—	—	B	
税金等調整前当期純利益	14,370	1,046	—	△60	15,356		税引前利益
法人税等合計	△3,974	93	—	△92	△4,159		法人所得税費用
当期純利益	10,396	953	—	△152	11,197		当期利益
非支配株主に帰属する 当期純利益	983	48	—	—	1,032		非支配持分
親会社株主に帰属する 当期純利益	9,412	904	—	△152	10,164		親会社の所有者

(単位：百万円)

日本基準(表示科目)	日本基準	決算期 変更の 影響	表示組替	認識・ 測定 の 差異	IFRS	注記	IFRS(表示科目)
当期純利益	10,396	953	—	△152	11,197		当期利益
その他の包括利益							その他の包括利益
その他有価証券 評価差額金	1,279	—	—	160	1,439		売却可能金融資産の 公正価値の変動
為替換算調整勘定	△3,323	4,133	—	△2,169	△1,359		在外営業活動体の換算 差額
退職給付に係る調整額	5	—	—	△41	△35		確定給付負債(資産)の 純額の再測定
その他の包括利益合計	△2,038	4,133	—	△2,049	45		税引後その他の包括利益
包括利益	8,357	5,087	—	△2,202	11,242		当期包括利益
親会社株主に係る 包括利益	8,065	3,607	—	△1,330	10,341		親会社の所有者
非支配株主に係る 包括利益	292	1,479	—	△871	900		非支配持分

主に以下の理由から日本基準とIFRSの包括利益の金額は相違しております。

A. 報告期間の末日に係る調整

報告期間の末日が親会社と相違していた一部の連結子会社について、報告期間の末日を統一又は親会社の報告期間の末日現在の追加的な財務諸表を作成し、連結を行っております。その結果、連結損益計算書、連結包括利益計算書の各勘定の金額に影響があります。

B. 表示組替

日本基準では、「販売費及び一般管理費」、「営業外収益」、「営業外費用」及び「特別損益」に表示していた項目を、IFRSでは財務諸表関連項目を「金融収益」又は「金融費用」に、それ以外の項目については、「販売費及び一般管理費」、「その他の収益」、「その他の費用」でそれぞれ表示しております。

その他、資本に対する調整に関する注記に記載した項目のうち、包括利益に影響を与える調整項目についても連結損益計算書、連結包括利益計算書の各勘定の金額につき、日本基準の金額とIFRSの金額が相違する要因となっております。

前連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)の連結キャッシュ・フロー計算書に対する主要な調整項目の開示

日本基準に準拠した連結キャッシュ・フロー計算書とIFRSに準拠して開示する連結キャッシュ・フロー計算書に、重要な差異はありません。

## (2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上収益 (百万円)	63,191	126,989	195,193	263,163
税引前四半期利益 又は税引前利益 (百万円)	4,948	7,263	11,081	15,854
親会社の所有者に 帰属する四半期 (当期)利益 (百万円)	3,394	4,529	7,317	11,105
基本的1株当たり 四半期(当期)利益 (円)	59.28	79.11	127.79	193.94

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
基本的1株当たり 四半期利益 (円)	59.28	19.83	48.68	66.14



## 2 【財務諸表等】

### (1) 【財務諸表】

#### ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2017年3月31日)	当事業年度 (2018年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	18,249	18,201
受取手形	235	330
電子記録債権	5,473	6,324
売掛金	※3 35,988	※3 30,962
製品	3,823	3,892
原材料	3,382	2,846
仕掛品	1,893	1,653
貯蔵品	302	371
前払費用	38	32
繰延税金資産	1,708	1,248
短期貸付金	※3 15,498	※3 12,364
未収入金	※3 3,965	※3 4,830
その他	163	102
貸倒引当金	△74	△37
流動資産合計	90,650	83,125
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1, ※2 3,725	※1, ※2 4,012
構築物	138	199
機械及び装置	※2 1,624	※2 1,958
車両運搬具	※2 29	※2 56
工具、器具及び備品	※2 1,683	※2 2,250
土地	※1 7,103	※1 7,095
リース資産	5	47
建設仮勘定	574	212
有形固定資産合計	14,885	15,833
無形固定資産		
ソフトウェア	1,321	1,612
ソフトウェア仮勘定	972	2,019
その他	0	33
無形固定資産合計	2,294	3,665
投資その他の資産		
投資有価証券	18,169	19,692
関係会社株式	76,330	76,104
長期貸付金	※3 2,355	※3 3,708
長期前払費用	36	33
繰延税金資産	822	558
その他	158	150
貸倒引当金	△10	△10
投資損失引当金	△97	—
投資その他の資産合計	97,765	100,238
固定資産合計	114,945	119,737
資産合計	205,595	202,863

(単位：百万円)

	前事業年度 (2017年3月31日)	当事業年度 (2018年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形	792	1,028
買掛金	※3 19,060	※3 22,126
短期借入金	※3 66,632	※3 54,995
1年内返済予定の長期借入金	4,300	4,200
リース債務	4	20
未払金	※3 4,436	※3 2,910
未払法人税等	371	2
未払費用	※3 5,346	※3 4,943
前受金	116	3
賞与引当金	906	911
役員賞与引当金	29	34
製品補償損失引当金	2,629	2,121
訴訟損失引当金	867	309
預り金	175	159
設備関係支払手形	564	364
流動負債合計	106,231	94,130
固定負債		
長期借入金	7,400	13,100
リース債務	1	66
退職給付引当金	1,347	1,368
その他	175	141
固定負債合計	8,924	14,677
負債合計	115,155	108,807
純資産の部		
株主資本		
資本金	14,494	14,494
資本剰余金		
資本準備金	6,214	6,214
その他資本剰余金	258	253
資本剰余金合計	6,473	6,468
利益剰余金		
利益準備金	960	960
その他利益剰余金		
別途積立金	63,080	66,480
繰越利益剰余金	6,419	5,573
利益剰余金合計	70,460	73,013
自己株式	△6,336	△6,325
株主資本合計	85,091	87,651
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	5,247	6,299
評価・換算差額等合計	5,247	6,299
新株予約権	100	103
純資産合計	90,439	94,055
負債純資産合計	205,595	202,863

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
売上高	※1 117,415	※1 120,752
売上原価	※1 104,387	※1 107,792
売上総利益	13,028	12,959
販売費及び一般管理費	※1, ※2 10,352	※1, ※2 9,968
営業利益	2,675	2,991
営業外収益		
受取利息及び配当金	※1 7,034	※1 3,529
為替差益	177	—
その他	616	418
営業外収益合計	7,828	3,948
営業外費用		
支払利息	227	280
為替差損	—	123
その他	10	5
営業外費用合計	237	409
経常利益	10,266	6,530
特別利益		
固定資産売却益	※1 0	※1 0
投資有価証券売却益	18	0
特別利益合計	19	0
特別損失		
製品補償損失引当金繰入額	2,236	—
固定資産処分損	49	60
減損損失	628	52
関係会社株式評価損	1,274	—
和解金	—	1,162
その他	598	—
特別損失合計	4,786	1,275
税引前当期純利益	5,499	5,255
法人税、住民税及び事業税	1,715	433
法人税等調整額	△1,608	264
法人税等合計	106	697
当期純利益	5,392	4,558

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	14,494	6,214	258	6,473	960	0	60,580	5,530	67,071
当期変動額									
剰余金の配当								△2,004	△2,004
特別償却準備金の取崩						△0		0	—
別途積立金の積立							2,500	△2,500	—
当期純利益								5,392	5,392
自己株式の取得									
自己株式の処分									
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△0	2,500	889	3,388
当期末残高	14,494	6,214	258	6,473	960	—	63,080	6,419	70,460

	株主資本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△6,314	81,724	3,983	80	85,788
当期変動額					
剰余金の配当		△2,004			△2,004
特別償却準備金の取崩		—			—
別途積立金の積立		—			—
当期純利益		5,392			5,392
自己株式の取得	△21	△21			△21
自己株式の処分		—			—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			1,264	20	1,284
当期変動額合計	△21	3,366	1,264	20	4,650
当期末残高	△6,336	85,091	5,247	100	90,439

当事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	14,494	6,214	258	6,473	960	—	63,080	6,419	70,460
当期変動額									
剰余金の配当								△2,004	△2,004
特別償却準備金の取崩									—
別途積立金の積立							3,400	△3,400	—
当期純利益								4,558	4,558
自己株式の取得									
自己株式の処分			△4	△4					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	△4	△4	—	—	3,400	△846	2,553
当期末残高	14,494	6,214	253	6,468	960	—	66,480	5,573	73,013

	株主資本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△6,336	85,091	5,247	100	90,439
当期変動額					
剰余金の配当		△2,004			△2,004
特別償却準備金の取崩		—			—
別途積立金の積立		—			—
当期純利益		4,558			4,558
自己株式の取得	△9	△9			△9
自己株式の処分	21	16			16
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			1,051	3	1,054
当期変動額合計	11	2,560	1,051	3	3,615
当期末残高	△6,325	87,651	6,299	103	94,055

## 【注記事項】

(重要な会計方針)

### 1 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

##### ② その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

計器類の製品・仕掛品……総平均法

その他の製品・仕掛品……個別法

原材料……総平均法

貯蔵品……最終仕入原価法

### 2 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

##### ① リース資産以外の有形固定資産

定額法によっております。

なお、耐用年数については、実際の使用上状況によって見積もられた経済低耐用年数、残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

##### ② リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

#### (2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

#### (3) 長期前払費用

定額法によっております。

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

### 3 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### (3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### (4) 製品補償損失引当金

顧客に納入した製品に対し発生したクレームに係わる費用に備えるため、今後発生が見込まれる補償費等について合理的に見積もられる金額を計上しております。

(5) 訴訟損失引当金

訴訟に係る損失に備えるため、その経過等の状況に基づく損失負担見込額を計上しております。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更及び会計上の見積りの変更)

(減価償却方法・耐用年数の変更)

当社は、有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について、主として定率法（ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用していましたが、当事業年度より定額法に変更しております。

従来は製品毎の専用設備も多く、新機種の立ち上げ初期に大量の受注・生産を行い、年数の経過とともに受注・生産減少となる傾向がありましたが、近年は製品のプラットフォーム化推進に伴い、汎用機械が増加し、かつ主要取引先においてもグローバル車種の拡大や製品・部品の共有化が進んでおります。このような背景から、近年は新機種立ち上げ以降も受注台数が大幅に変動することがなく、当社製品の生産、生産ラインの稼働状況も一定となる傾向にあります。

この環境の下、当事業年度より生産性向上や安定的な生産体制の構築のための、ものづくり再編に向けた基盤整備を開始しており、その見直しの中で有形固定資産の安定的な稼働並びに投資効果の安定的な貢献が見込まれ、耐用年数にわたり均等償却による原価配分を行うことが、有形固定資産の使用実態をより適切に反映できるため、減価償却方法を定額法に変更することが合理的であると判断いたしました。

また従来、当社の機械及び装置、工具、器具及び備品は主として法人税法に規定する耐用年数によっておりましたが、減価償却方法の変更を契機に、当事業年度より耐用年数を見直しております。この見直しは当該機械及び装置、工具、器具及び備品の経済的耐用年数を総合的に再検討し、決定したものであります。

これらの結果、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ993百万円増加しております。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産

取引保証の担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2017年3月31日)	当事業年度 (2018年3月31日)
建物	7百万円	6百万円
土地	153 "	153 "
計	160百万円	159百万円

※2 国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額及びその内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (2017年3月31日)	当事業年度 (2018年3月31日)
圧縮記帳額	184百万円	183百万円
（うち、建物）	31 "	31 "
（うち、機械及び装置）	136 "	136 "
（うち、車両運搬具）	0 "	0 "
（うち、工具、器具及び備品）	14 "	14 "

※3 関係会社に対する資産及び負債

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権及び金銭債務の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2017年3月31日)	当事業年度 (2018年3月31日)
短期金銭債権	42,452百万円	34,304百万円
長期金銭債権	2,355 "	3,708 "
短期金銭債務	25,722 "	20,815 "

4 保証債務

下記の会社の金融機関等からの借入債務及び商取引に対し、保証を行っております。

(債務保証)

	前事業年度 (2017年3月31日)	当事業年度 (2018年3月31日)
新潟マツダ自動車㈱	744百万円	673百万円
㈱NS・コンピュータサービス	77 "	53 "
計	821百万円	727百万円



(損益計算書関係)

※1 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
営業取引(収入分)	67,312百万円	65,959百万円
営業取引(支出分)	28,667 "	29,581 "
営業取引以外の取引(収入分)	6,505 "	2,911 "
営業取引以外の取引(支出分)	1,242 "	3,380 "

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
荷造運搬費	3,938百万円	2,429百万円
役員報酬	294 "	305 "
従業員給料	1,836 "	1,730 "
従業員賞与	389 "	352 "
賞与引当金繰入額	211 "	193 "
製品補償損失引当金繰入額	99 "	24 "
貸倒引当金繰入額	0 "	7 "
減価償却費	205 "	212 "
おおよその割合		
販売費	61%	61%
一般管理費	39%	39%

(有価証券関係)

前事業年度(2017年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式75,958百万円、関連会社株式371百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2018年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式75,732百万円、関連会社株式371百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2017年3月31日)	当事業年度 (2018年3月31日)
(繰延税金資産)		
たな卸資産評価損	219百万円	226百万円
有価証券評価損	677 "	627 "
賞与引当金	272 "	274 "
訴訟損失引当金	265 "	93 "
退職給付引当金	409 "	416 "
減損損失	469 "	484 "
減価償却超過額	343 "	292 "
ソフトウェア開発費	2,013 "	2,291 "
製品補償損失引当金	716 "	600 "
その他	519 "	351 "
繰延税金資産小計	5,906 "	5,658 "
評価性引当額	△1,125 "	△1,125 "
繰延税金資産合計	4,780 "	4,532 "
(繰延税金負債)		
その他有価証券評価差額金	△2,249 "	△2,708 "
その他	— "	△16 "
繰延税金負債合計	△2,249 "	△2,725 "
繰延税金資産の純額	2,531百万円	1,807百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2017年3月31日)	当事業年度 (2018年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3	0.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△33.6	△14.7
法人税額の特別控除	△3.9	△2.3
外国源泉税	8.3	0.8
評価性引当額	1.2	—
その他	△1.0	△1.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.9%	13.3%

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## ④ 【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価 償却累計額
有形固定 資産	建物	3,725	555	55 (0)	212	4,012	12,054
	構築物	138	80	0 (-)	19	199	1,618
	機械及び装置	1,624	652	1 (-)	316	1,958	12,927
	車両運搬具	29	40	0	13	56	119
	工具、器具 及び備品	1,683	1,236	60 (41)	609	2,250	23,461
	土地	7,103	-	7 (-)	-	7,095	-
	リース資産	5	50	-	8	47	27
	建設仮勘定	574	1,486	1,847	-	212	-
	計	14,885	4,102	1,973 (42)	1,180	15,833	50,208
無形固定 資産	ソフトウェア	1,321	936	10 (10)	635	1,612	1,804
	ソフトウェア 仮勘定	972	1,046	-	-	2,019	-
	リース資産 (無形)	-	37	-	3	33	3
	その他	0	-	-	0	0	0
		計	2,294	2,020	10 (10)	639	3,665

(注) 1 当期増加額の主なものは次のとおりであります。

- |               |                  |        |
|---------------|------------------|--------|
| (1) 建物        | 食彩キッチン建築工事       | 261百万円 |
| (2) 機械及び装置    | 計器類生産設備の購入及び社内製作 | 517百万円 |
| (3) 工具、器具及び備品 | 生産用金型の購入及び社内製作   | 501百万円 |
| (4) 建設仮勘定     | 計器類生産設備の購入及び社内製作 | 394百万円 |
|               | 食彩キッチン建築工事・設備導入  | 175百万円 |

2 国庫補助金の受入により取得原価より控除した圧縮記帳額は次のとおりであります。

建物	31百万円
機械及び装置	136百万円
車両運搬具	0百万円
工具、器具及び備品	14百万円

3 当期減少額の( )内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	84	7	43	48
賞与引当金	906	911	906	911
役員賞与引当金	29	34	29	34
製品補償損失引当金	2,629	24	532	2,121
訴訟損失引当金	867	—	557	309
投資損失引当金	97	—	97	—
退職給付引当金	1,347	103	81	1,368

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	—
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 <a href="http://www.nippon-seiki.co.jp/ir/public_notice/">http://www.nippon-seiki.co.jp/ir/public_notice/</a>
株主に対する特典	ありません。

- (注) 1 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
- ・会社法第189条第2項各号に掲げる権利
  - ・会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
  - ・株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
  - ・株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書  
事業年度 第72期(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)2017年6月29日に関東財務局長に提出。
- (2) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書  
事業年度 第72期(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)2017年7月5日に関東財務局長に提出。
- (3) 内部統制報告書及びその添付書類  
2017年6月29日に関東財務局長に提出。
- (4) 四半期報告書及び確認書  
第73期第1四半期(自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)2017年8月10日に関東財務局長に提出。  
第73期第2四半期(自 2017年7月1日 至 2017年9月30日)2017年11月14日に関東財務局長に提出。  
第73期第3四半期(自 2017年10月1日 至 2017年12月31日)2018年2月14日に関東財務局長に提出。
- (5) 臨時報告書  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使結果）の規定に基づく臨時報告書  
2017年6月30日に関東財務局長に提出。



## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2018年6月27日

日本精機株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	江 島	智	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 島	伸 一	Ⓜ

### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本精機株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務諸表注記について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、国際会計基準に準拠して、日本精機株式会社及び連結子会社の2018年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### <内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本精機株式会社の2018年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、日本精機株式会社が2018年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ※ 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

2018年6月27日

日本精機株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	江 島	智 ④
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 島	伸 一 ④

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本精機株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの第73期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本精機株式会社の2018年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更及び会計上の見積りの変更に記載されているとおり、会社は当事業年度より、有形固定資産の減価償却方法を変更した。併せて、会社は、耐用年数を見直した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ※ 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象に含まれていません。



**【表紙】**

**【提出書類】** 内部統制報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の4第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 2018年6月28日

**【会社名】** 日本精機株式会社

**【英訳名】** NIPPON SEIKI CO., LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 社長執行役員 佐藤 守人

**【最高財務責任者の役職氏名】** 該当事項はありません。

**【本店の所在の場所】** 新潟県長岡市東蔵王2丁目2番34号

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長社長執行役員佐藤守人は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性がある。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2018年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社（35社）について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社並びに連結子会社21社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、連結子会社14社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上収益（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上収益の概ね2/3に達している6事業拠点を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上収益、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

## 4 【付記事項】

該当事項なし

## 5 【特記事項】

該当事項なし



**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	確認書
<b>【根拠条文】</b>	金融商品取引法第24条の4の2第1項
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	2018年6月28日
<b>【会社名】</b>	日本精機株式会社
<b>【英訳名】</b>	NIPPON SEIKI CO., LTD.
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 社長執行役員 佐藤 守人
<b>【最高財務責任者の役職氏名】</b>	該当事項はありません。
<b>【本店の所在の場所】</b>	新潟県長岡市東蔵王2丁目2番34号
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長社長執行役員佐藤守人は、当社の第73期(自2017年4月1日 至2018年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。